

第4次

富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画

富岡市成年後見制度利用促進計画

富岡市再犯防止推進計画

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

ともに支え合い 誰もがいきいき

元気なまち「とみおか」

富岡市

社会福祉法人 富岡市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加、就労や家族形態の多様化などにより、社会構造は大きく変化しています。地域のつながりが希薄化する中で、高齢者の孤立、子育て世帯の不安、生活困窮、ひきこもりや社会的孤立など、地域を取り巻く課題は複雑かつ多様化しています。さらに、制度の狭間にある問題や複数の課題が重なり合うケースも増えており、従来の分野ごとの支援だけでは十分に対応することが難しい状況も見受けられます。



このような状況のもと、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するためには、行政だけではなく、市民の皆様や地域団体、関係機関がそれぞれの役割を担いながら連携し、地域全体で支え合う仕組みを築いていくことが、これまで以上に重要となっています。

本市では、第3次富岡市地域福祉計画において「ともに支え合い 誰もがいきいき元気なまち『とみおか』」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。その成果と課題を踏まえ、取組の継続性を大切にしながら、このたび第4次計画を策定いたしました。本計画は、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定するとともに、「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」を包含し、地域共生社会の実現を目指す総合的な指針として、分野横断的に福祉施策を推進するものです。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様とともに支え合いの輪を広げながら、誰もが地域の一員として尊重され、自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを着実に進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力いただきました富岡市地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査などを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民並びに関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8（2026）年3月

富岡市長 榎本 義法

はじめに



近年、急速に進む少子高齢化や人口減少、家族形態の多様化といった社会構造の大きな変化とともに、社会的孤立や孤独、ひきこもり、生活困窮世帯の増加など、地域生活課題は多様化・複合化しております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、人と人とのつながりが希薄化するとともに地域コミュニティの機能が低下したことにより、新たな生活課題も顕在化してまいりました。

こうした生活課題に対応するためには、それぞれの課題に寄り添いながら分野を越えて関係機関や団体が連携・協働する包括的な支援体制の構築が必要となっております。

このような状況を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、市と同じ理念や方向性の下で、相互に連携し富岡市の地域福祉を推進していくため、市と一体となって、「富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では、「ともに支え合い 誰もがいきいき 元気なまち『とみおか』」を基本理念として、地域の課題を共有しながら、住民主体の福祉活動をさらに推進していくことを目指しております。

当会は、地域福祉の推進役として、皆様とともに歩み、地域の声を大切にしながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに全力で取り組んでまいります。

本計画が、市民一人ひとりの行動につながり、地域の未来をともに創る力となっただきたいと考えておりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なるご協力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの市民の皆様や関係機関・団体の皆様に心より感謝申し上げます。

令和8（2026）年3月

社会福祉法人 富岡市社会福祉協議会

会長 大手 浩之

目次

【第1章】計画の概要	1
1 「地域福祉」について	1
(1) 地域福祉とは	1
(2) 自助・互助・共助・公助の考え方	1
(3) 地域福祉が目指す地域共生社会	2
(4) 社会福祉法の改正	3
2 計画策定の背景と趣旨	4
3 計画の位置づけ	5
(1) 計画の法的根拠	5
(2) 他の関連計画との関係性	7
4 計画の期間	8
5 SDGsへの対応	9
【第2章】富岡市を取り巻く現状・課題	10
1 統計からみる富岡市の現状	10
(1) 人口・世帯等の状況	10
(2) 地域福祉の状況	13
(3) 再犯防止の状況	18
2 市民アンケート調査	19
(1) 調査概要	19
(2) 主なアンケート結果	19
3 団体ヒアリング調査	29
(1) 調査概要	29
(2) 主なアンケート結果	30
4 住みやすさ・定住意識・福祉施策の満足度と重要度について	35
(1) 調査概要	35
(2) 主なアンケート結果	35
5 第3次計画における取組の評価	37
(1) これまでの取組状況の評価	37
(2) 今後の方向性	39
6 それぞれの視点からみた富岡市の課題	41
(1) 統計・市民意識からみた課題	41
(2) 第3次計画の取組状況からみた課題	42
(3) 施策展開の視点	42
【第3章】計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	43
2 基本目標	43
3 役割分担	44
4 圏域の考え方	44
5 計画の体系	45

【第4章】 具体的な施策の展開	46
目標1 地域福祉を支える 人づくり.....	46
(1) 地域福祉の意識啓発.....	46
(2) 福祉教育の推進.....	48
(3) 地域福祉の担い手確保・育成.....	50
(4) 地域福祉活動団体への支援.....	52
目標2 安心して暮らすための 地域づくり.....	55
(1) 生活課題の把握と解決に向けた体制づくり.....	55
(2) 交流と支え合いの推進.....	57
(3) 防災体制の強化.....	60
(4) 安全・安心のための環境整備.....	62
(5) 再犯防止の推進 【富岡市再犯防止推進計画】	65
目標3 さまざまなニーズに対応できる 仕組みづくり.....	68
(1) 組織・制度を横断した相談体制づくり.....	68
(2) 情報提供の強化.....	70
(3) さまざまな困難を抱えた人への支援の強化.....	72
(4) 権利を擁護するための仕組みの構築 【富岡市成年後見制度利用促進計画】	75
【第5章】 計画の推進	78
1 計画の公表.....	78
2 計画の進行管理.....	78
資料編	79
1 富岡市地域福祉計画策定委員会要綱.....	79
2 富岡市地域福祉活動計画策定委員会要綱.....	80
3 富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員.....	81
4 第4次富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定の経過.....	82

【第1章】計画の概要

1 「地域福祉」について

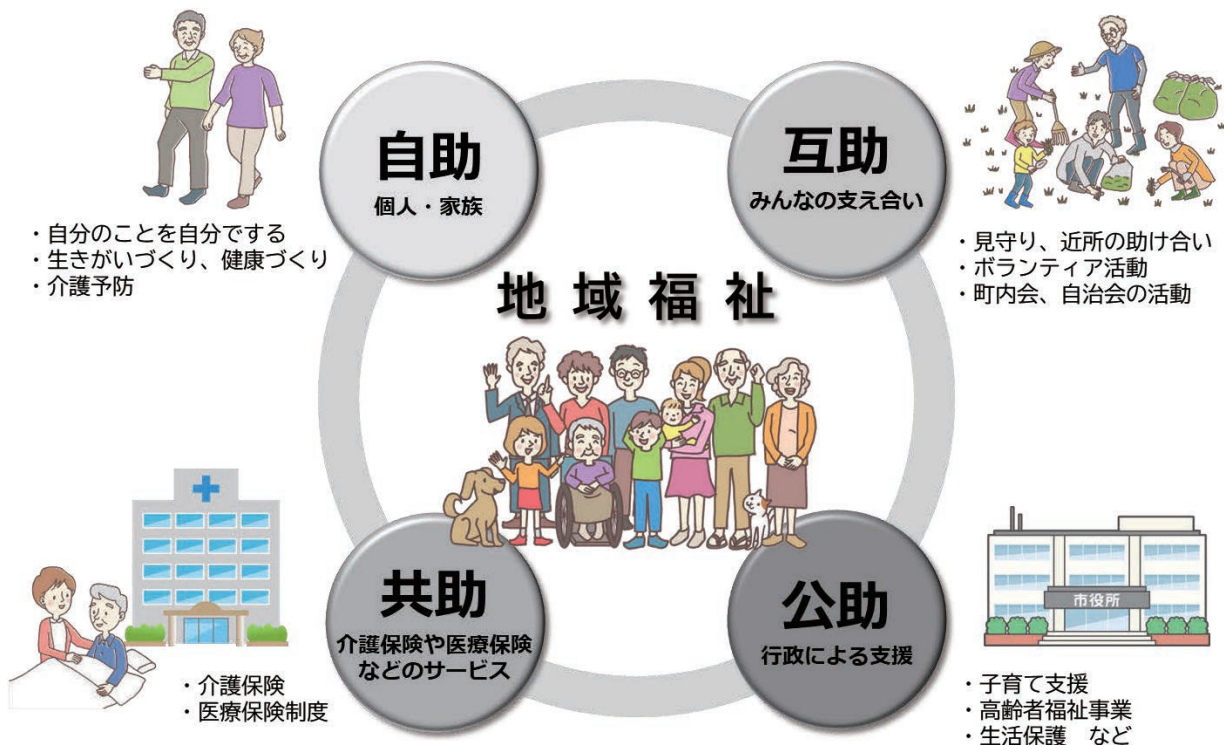
(1) 地域福祉とは

子育てや病気、介護など、生活の中での困りごとは、福祉の専門の人たちの協力を得なければ解決できないことがある一方で、まわりの人の少しの手助けで解決できることも少なくありません。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく生き生きと暮らせるように、地域住民、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得るさまざまな問題について、お互いを尊重し、協力し合いながら解決に取り組み、地域をより良いものにしていくとする考え方です。

(2) 自助・互助・共助・公助の考え方

地域福祉を進める上で重要となるのが、自助・互助・共助・公助による支え合いの考え方です。一人ひとりの努力（自助）、地域住民同士の支え合い（互助）、公的な制度（共助）や福祉サービスや支援（公助）の、それぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。



(3) 地域福祉が目指す地域共生社会

地域福祉が目指す地域共生社会とは、同じ地域で暮らす一人ひとりが、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会です。

地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉団体、行政や地域資源が世代や分野を超えてつながり合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。



資料：厚生労働省ホームページ

(4) 社会福祉法の改正

地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成30（2018）年4月と令和3（2021）年4月に施行されました。

平成30（2018）年4月の改正では、地域福祉推進の理念について規定され、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す」ことが明記されました。

また、この理念を実現するため、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

改正社会福祉法の概要 (地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（※）
（※）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

資料：厚生労働省資料から抜粋

令和3（2021）年4月の改正では、平成30（2018）年では任意だった、包括的に提供される体制の整備に関する事項を、計画に盛り込むこととされました。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための一手法として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備支援事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
○ このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

令和3年4月1日施行



資料：厚生労働省資料から抜粋

2 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や核家族化が進む中で、家族や地域での支え合いが弱まり、住民同士の「つながり」が希薄になっています。

その結果、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者が増加し、地域での社会的孤立が深刻化しています。また、かつては認知症の方など判断能力が十分でない方への支援を家族や親族が中心となって担っていましたが、現在では十分な支援が行き届かない状況も生じています。

さらに、子ども・高齢者・障害者等への虐待、ひきこもり状態の長期化に伴う「8050問題」、「老老介護」や育児と介護を同時に担う「ダブルケア」、子どもが家族の世話などで負担を強いられている「ヤングケアラー」、犯罪や非行からの立ち直りを目指す方の孤立など、地域では複雑かつ複合的な課題を抱える世帯や個人が増えています。

我が国の福祉制度は1980年代以降、高齢者・障害者・児童など分野ごとに制度化・専門化が進み、各分野で専門的な支援が充実してきました。

一方、地域での見守りや日常的な助け合いといった「地域の支え合い」の力が弱まり、制度だけでは対応しきれない複雑な課題が増えていることから、分野横断的に支援につなぐ「地域福祉」の重要性が一層高まっています。

富岡市（以下「本市」という。）と富岡市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」または「社協」という。）では、これまで3次にわたり地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、住民・関係団体・行政が連携して、地域の支え合いの仕組みづくりを進めてきました。第3次計画では、地域包括ケアの推進や住民主体の活動の広がりなど、多様な主体が参画しながら、地域課題に応じた取組が進められてきました。

第3次計画が令和7（2025）年度に終了することから、これまでの成果と課題を踏まえ、地域共生社会の実現をより一層推進するため、第4次富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、市民・関係機関・団体等が一体となって地域福祉を推進するための総合的な指針であり、関連する制度や施策と連携を図りながら、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるまちの実現を目指すものです。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

① 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、高齢者や障害者、子どもや子育て家庭などに対する福祉の個別計画を横断的につなぐ、福祉分野の上位計画です。

② 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に基づき活動している「社会福祉協議会」が主体となって策定するものです。地域住民をはじめ、地域において社会福祉に関する活動を行う者や、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者等が協働して、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の活動・行動計画です。

■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

③ 成年後見制度利用促進計画

成年後見制度利用促進計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定するものです。

成年後見制度は、民法の改正等により平成12（2000）年に創設された制度で、病気や障害、事故などの理由により、預貯金などの財産管理や介護・福祉サービスの利用契約、入院手続などの法律行為を自ら行うことが難しい人を支援する仕組みです。

近年、地域での高齢化の進行や認知症の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、本市では、権利擁護が必要な人を早期に把握し、日常生活自立支援事業や成年後見制度など、適切な支援につなげる取組も地域福祉計画に位置づけています。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 再犯防止推進計画

再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく計画です。

平成28（2016）年12月に同法が施行され、国として再犯防止に体系的に取り組む枠組みが整えられました。

我が国では、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）が上昇傾向にあり、安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が重要な課題となっています。

再び罪を犯すことを防ぐためには、地域社会の理解と協力が不可欠であり、関係機関や民間協力者等が連携して、犯罪や非行をした人を孤立させず、必要な支援につなげていくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、本市では、防犯に関する取組と併せて、再犯防止に関する取組も地域福祉計画に位置づけています。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

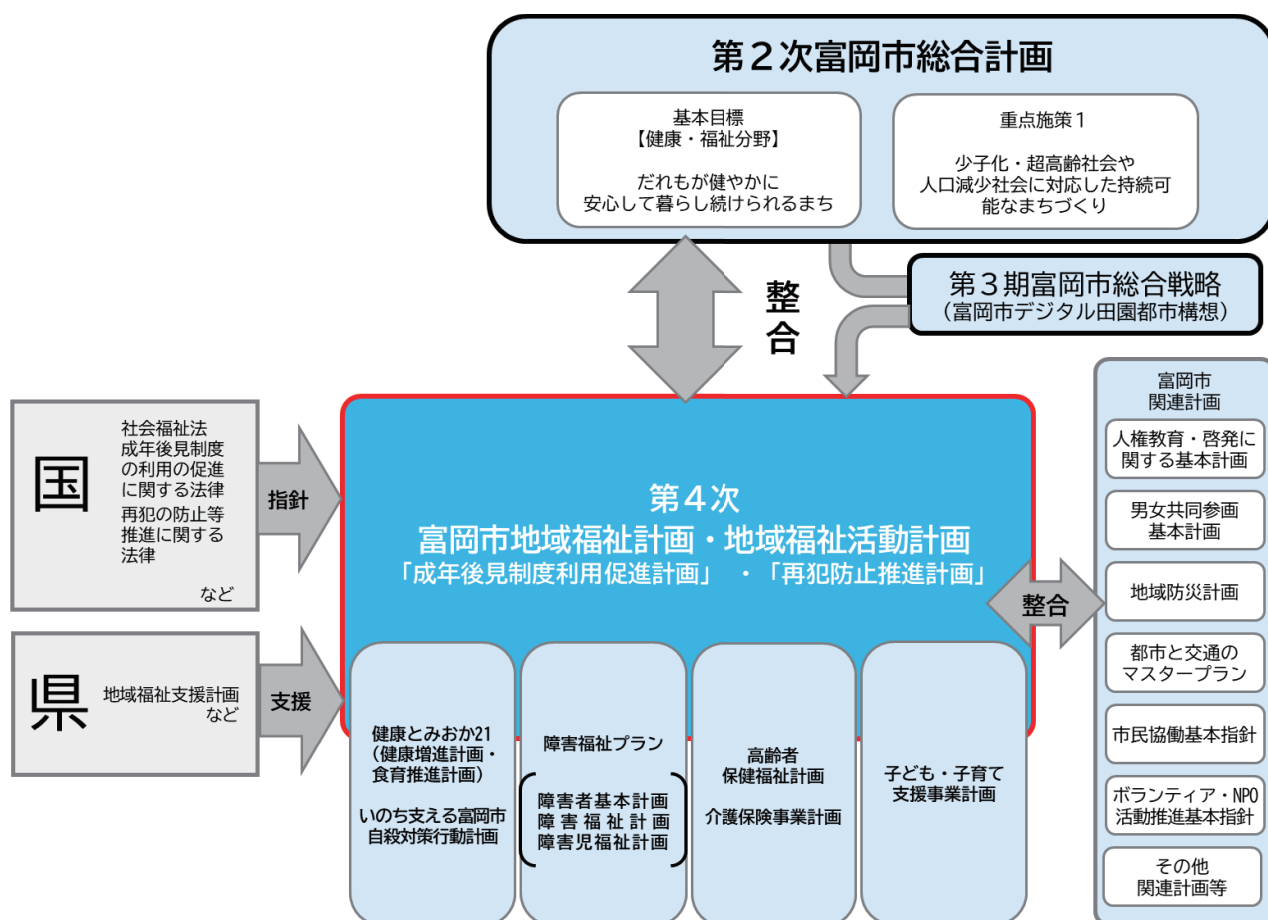
第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(2) 他の関連計画との関係性

本計画は、本市の最上位計画である『第2次富岡市総合計画』（計画期間：平成28（2016）年度～令和8（2026）年度）に基づき、総合的な視点から地域福祉を包括的に推進する福祉分野の個別計画の中核として位置づけられるものです。

「健康・福祉」の基本目標である「だれもが健やかに安心して暮らし続けられるまち」の実現を目指し、高齢者・障害者・子ども・健康づくりなどに関する福祉分野の各種計画と緊密に連携しながら、これらに共通する重点的な取組の方向性を示します。

また、福祉分野にとどまらず、人口減少や少子高齢化が進む中で持続可能な地域社会の実現を目指し、『第3期富岡市総合戦略（富岡市デジタル田園都市構想総合戦略）』（計画期間：令和7（2025）年度～令和9（2027）年度）をはじめ、防災・都市基盤整備・公共交通・市民協働など、他分野の個別計画や施策との整合や連携も図ります。



4 計画の期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5か年を計画期間とします。

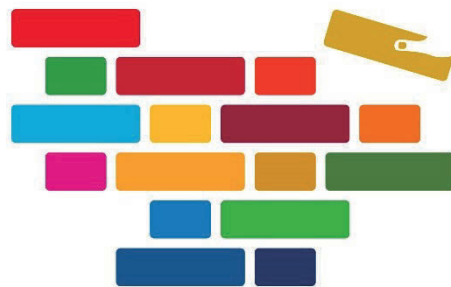
なお、関係する法制度の改正や社会状況の変化、関連する計画との整合性を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	
富岡市総合計画	基本構想	第2次総合計画					第3次総合計画						
	基本計画	中期 基本計画	後期基本計画				前期基本計画				後期		
富岡市総合戦略		第2期			第3期		第4期			第5期			
地域福祉計画 地域福祉活動計画 成年後見制度利用促進計画 再犯防止推進計画		第3次				第4次							
		健康とみおか 21 (健康増進計画・食育推進計画)		第3次		健康とみおか 21 (第4次) (健康増進計画・食育推進計画) 及び いのち支える富岡市自殺対策行動計画 (第2次)							
いのち支える富岡市自殺対策行動計画		第1次											
障害者基本計画		第4次		第5次		第6次		第7次					
障害福祉計画		第6期		第7期		第8期		第9期					
障害児福祉計画		第2期		第3期		第4期		第5期					
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第8期		第9期		第10期		第11期					
子ども・子育て支援事業計画		第2期			第3期				第4期				

5 SDGsへの対応

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、国際社会全体の令和12（2030）年までの持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals エス ディ ジーズ）が採択されました。

本市でも『第2次富岡市総合計画』の後期基本計画にSDGsを位置づけ、17の開発目標と各施策の対応を示しています。また、令和元（2019）年12月には、SDGsについて職員の理解を深めるとともに、市民や市内企業等への普及啓発を推進する部局として「富岡市 SDGs 推進本部」を設置し、SDGsの実現に向けて全庁的に取り組んでいます。



先のことを考える。
積み重ねを大切にするまち
SDGs TOMIOKA

SDGsは「誰一人取り残さない」ことを理念としており、『第2次富岡市総合計画』の後期基本計画において本計画が該当する主要な施策「地域福祉の充実」では、以下の10項目の開発目標への対応が位置づけられています。



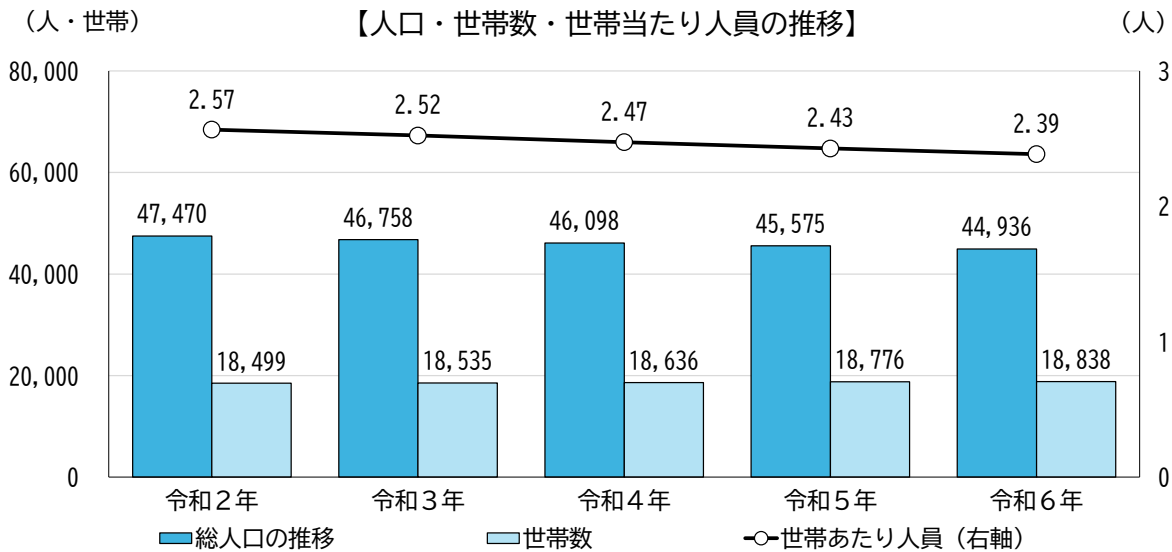
【第2章】富岡市を取り巻く現状・課題

1 統計からみる富岡市の現状

(1) 人口・世帯等の状況

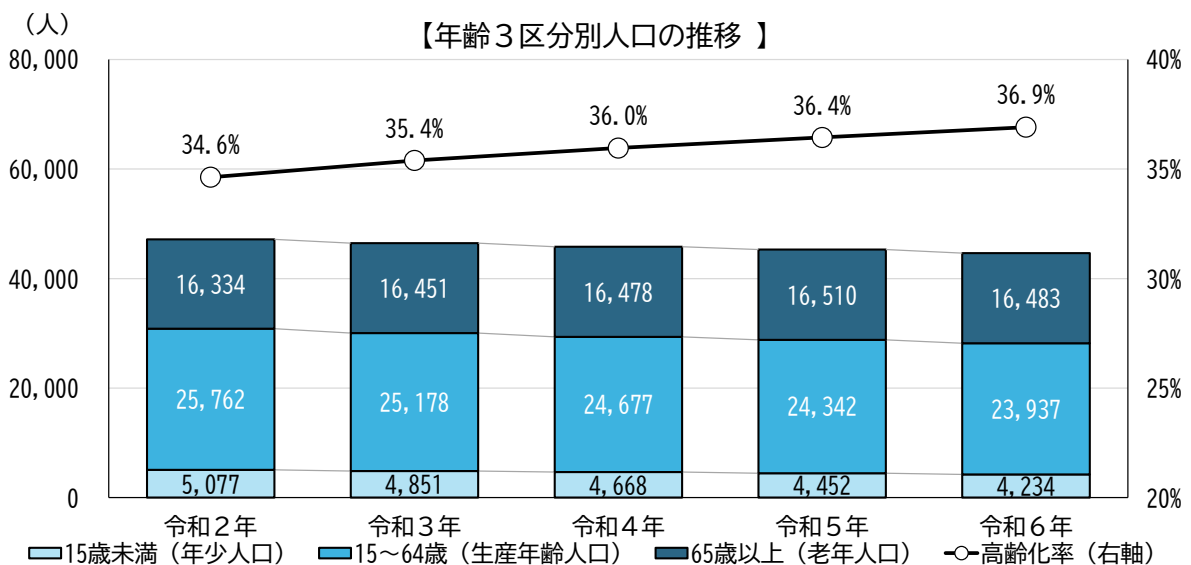
① 人口・世帯数

本市の人口は、令和6年10月1日現在、44,936人となっており、令和2年から2,534人減少しています。世帯数は、18,838世帯となっており、令和2年から339世帯増加しています。



資料：「群馬県移動人口調査」年報（各年10月1日現在）

また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は緩やかな減少傾向が見られ、老年人口（65歳以上）は横ばいに推移しており、高齢化率が34.6%から36.9%と2.3ポイント上昇しています。



資料：「群馬県の年齢別人口」（各年10月1日現在）

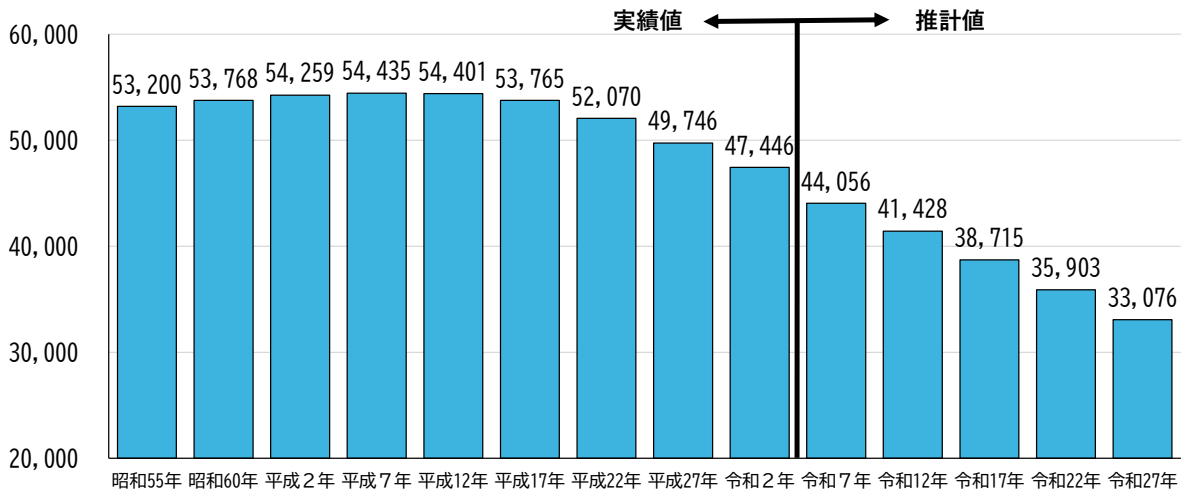
② 人口の将来推計

本市の人口は、平成7年をピークに減少へ転じ、令和2年には47,446人となりました。今後も減少傾向は続き、令和27年には33,076人になると見込まれています。

平成7年と比較すると約21,000人の減少となり、約4割の人口減少が見込まれています。

(人)

【人口の将来推計】



資料：推計値「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

実績値「国勢調査」（総務省統計局）

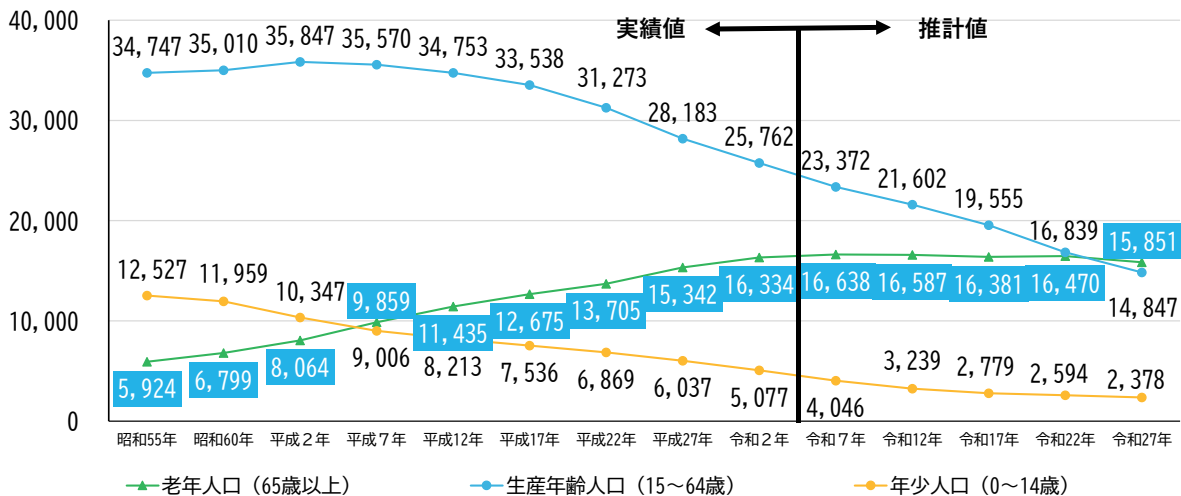
年齢階層別の将来人口推計では、生産年齢人口（15～64歳）の減少傾向が顕著であり、平成2年の35,847人から令和27年には14,847人と半数以下に減少する見込みです。

一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、令和7年には16,638人に達し、その後、緩やかに減少していくことが見込まれています。

年少人口（0～14歳）は一貫して減少し、令和27年には2,378人にまで減少することが見込まれています。

(人)

【将来の年齢階層別人口比率の推移（推計）】



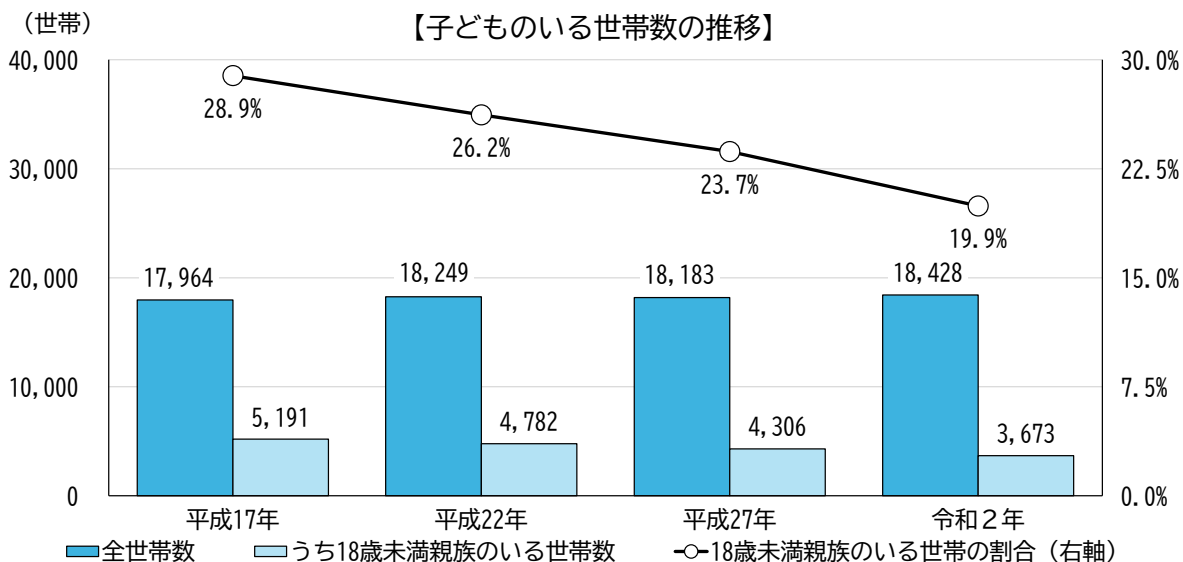
資料：推計値「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

実績値「国勢調査」（総務省統計局）

③ 世帯の状況

子どものいる世帯（18歳未満の親族がいる世帯）は、年々減少しています。平成17年には5,191世帯であったのに対し、令和2年には3,673世帯と、約1,500世帯減少しています。

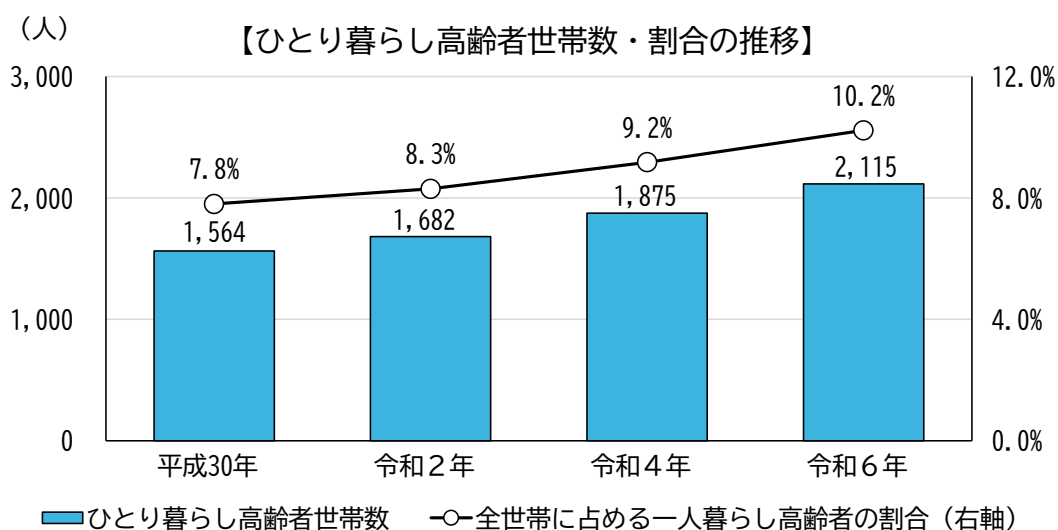
全世帯に占める割合も、28.9%から19.9%と9.0ポイント減少しており、子育て世帯の減少が顕著となっています。



資料：「国勢調査」（総務省統計局）

一方で、ひとり暮らし高齢者世帯（70歳以上）は年々増加しています。平成30年には1,564世帯でしたが、令和6年には2,115世帯となっており、551世帯の増加がみられました。

全世帯に占めるひとり暮らし高齢者の割合も、7.8%から10.2%と2.4ポイント増加しています。



資料：ひとり暮らし高齢者世帯数は『富岡市統計書』（各年6月1日現在）、
「群馬県市町村住民基本台帳人口と世帯」（各年5月末日現在）

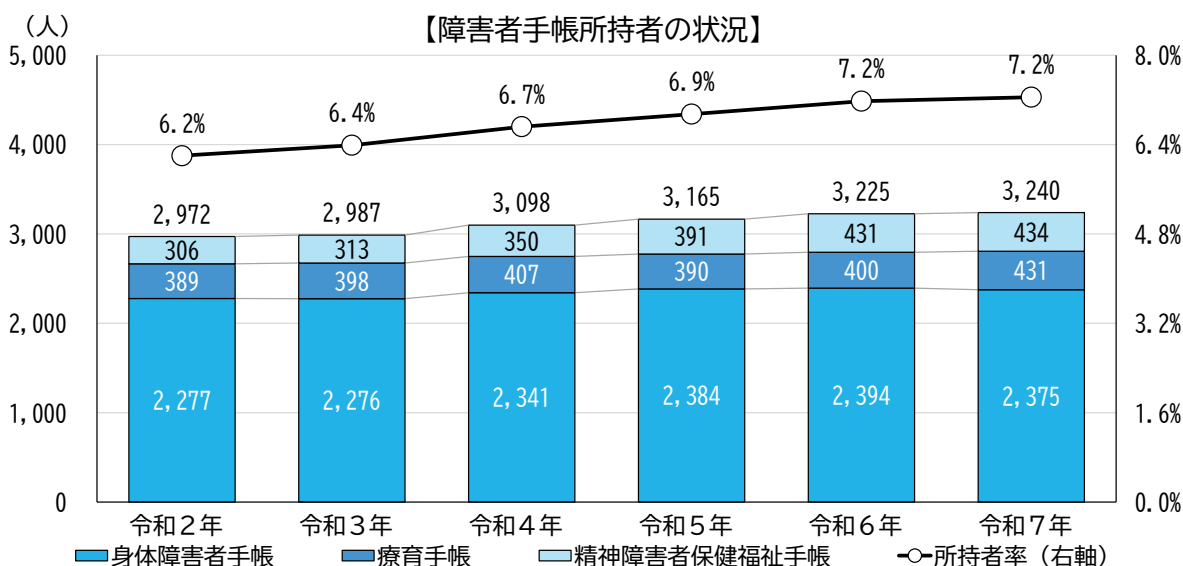
(2) 地域福祉の状況

① 障害者の状況

障害者手帳の所持者数は、令和2年の2,972人から、令和7年の3,240人と、268人増加しています。

令和7年の内訳としては、身体障害者手帳が2,375人、療育手帳が431人、精神障害者保健福祉手帳が434人であり、令和2年と比較すると、いずれの種別でも増加傾向でした。

人口に対する所持率も増加傾向で、令和2年の6.2%から令和7年は7.2%と1.0ポイント増加しています。

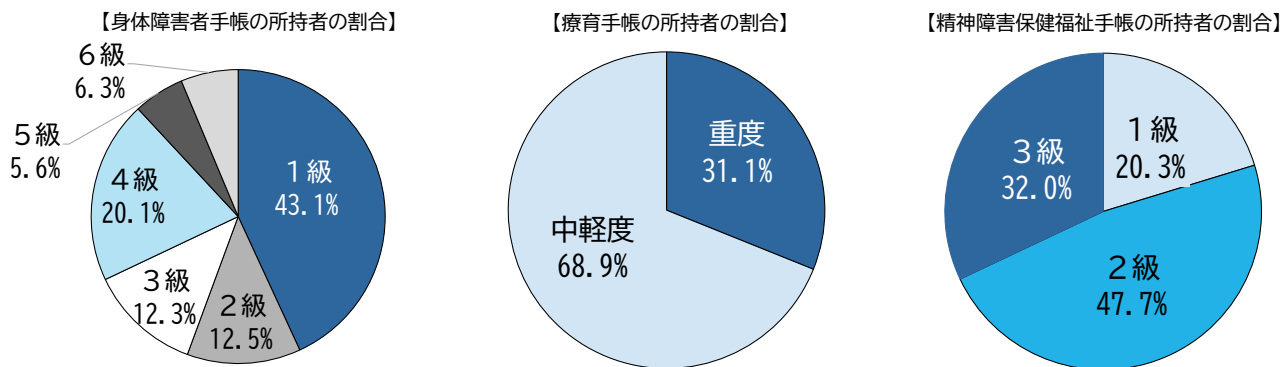


資料：『富岡市統計書』（各年4月1日現在）、総人口に占める各手帳保持者の割合算出に用いた総人口は令和6年まで「群馬県移動人口調査 年報（各年10月1日現在）」、令和7年は「富岡市住民基本台帳（8月1日現在）」

等級別の状況を見ると、身体障害者手帳では1級が最も多く、次いで4級、2級となっています。

療育手帳では、中軽度が最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳については、2級が半数近くを占めています。



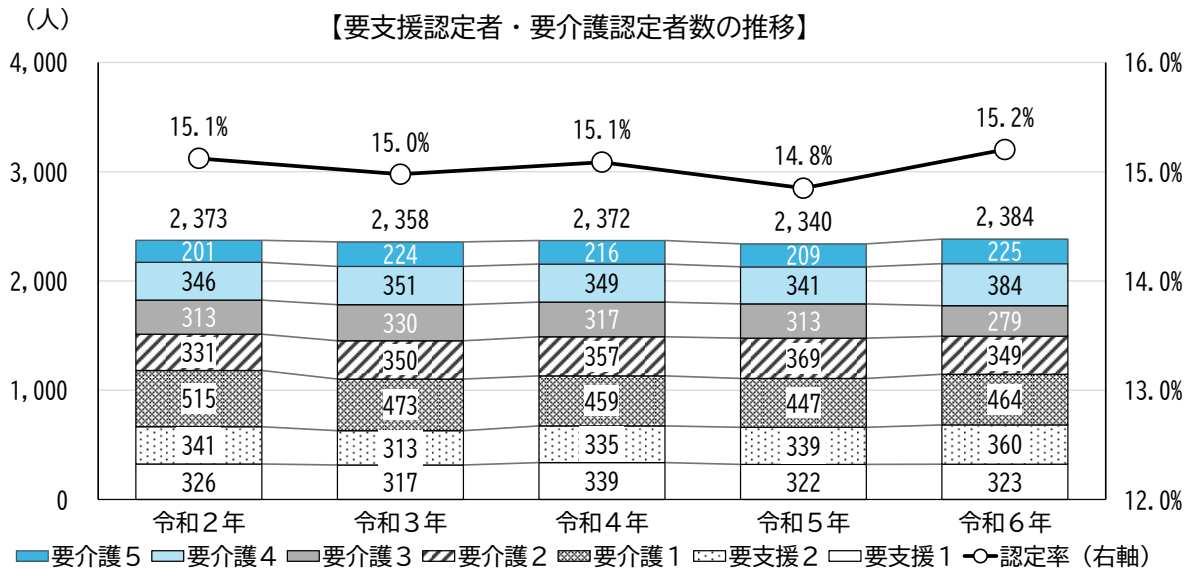
資料：『令和7年版富岡市統計書』

② 要介護者等の状況

要支援・要介護認定者数はおおむね横ばいの状況が続いています。

令和2年には2,373人、令和6年には2,384人となっており、総数は2,300人台で推移しています。

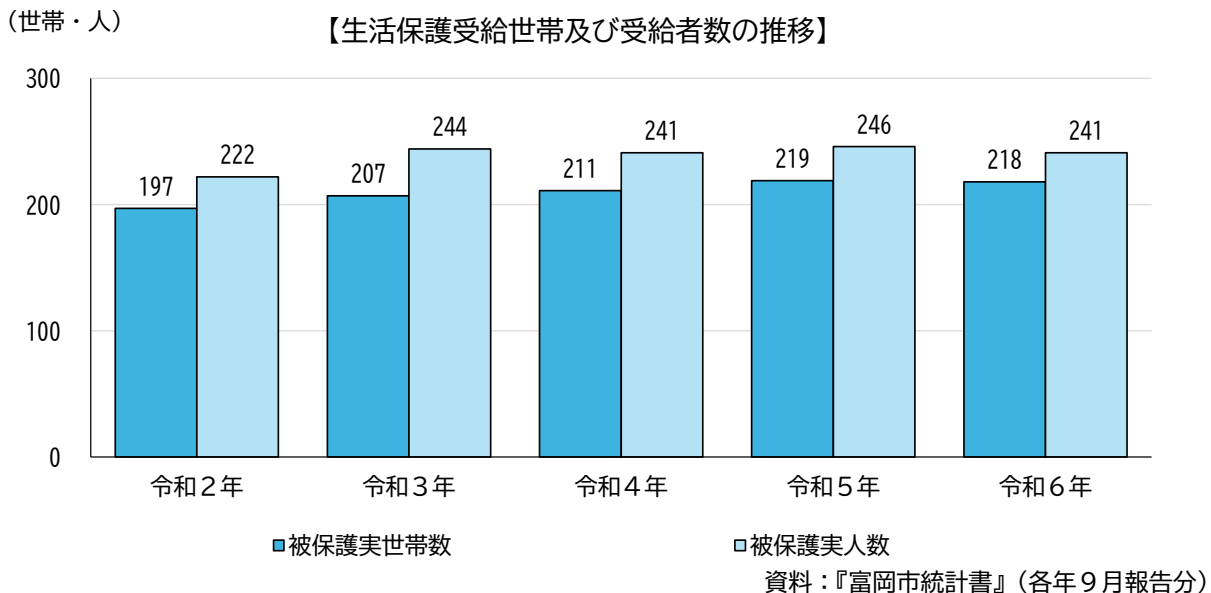
要支援・要介護認定率は15%前後で推移しており、令和6年は15.2%となっています。



③ 生活保護の状況

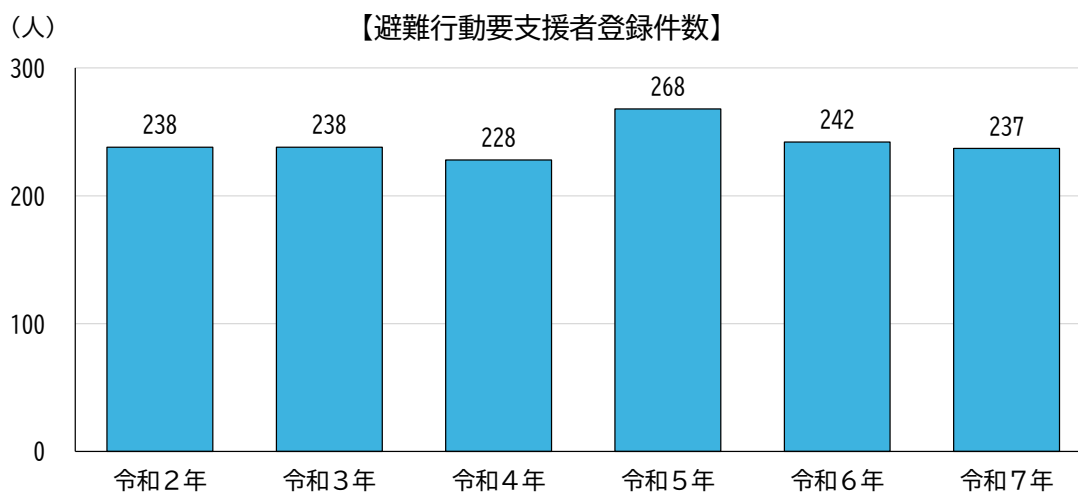
生活保護の受給世帯数及び受給者数は微増傾向にあります。

令和2年には被保護実世帯数が197世帯、受給者数が222人でしたが、令和6年にはそれぞれ218世帯、241人と、わずかに増加しています。



④ 避難行動要支援者登録数の状況

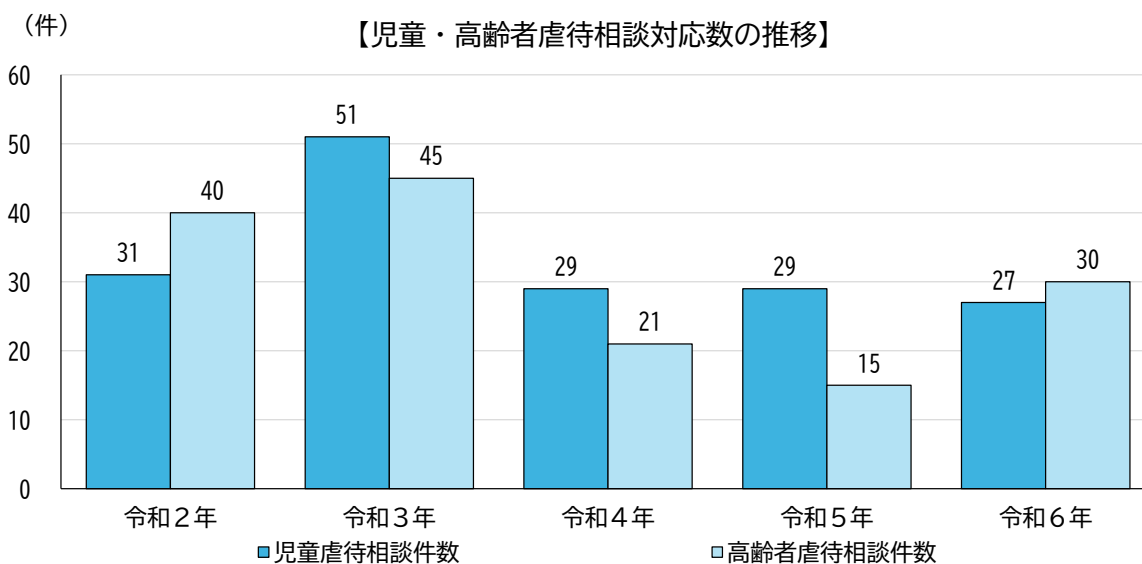
避難行動要支援者の登録件数は、令和5年には268人と過去最多となりました。その後、令和6年には242人、令和7年には237人とやや減少傾向に転じています。



資料：危機管理課

⑤ 児童・高齢者の虐待に関する相談対応の状況

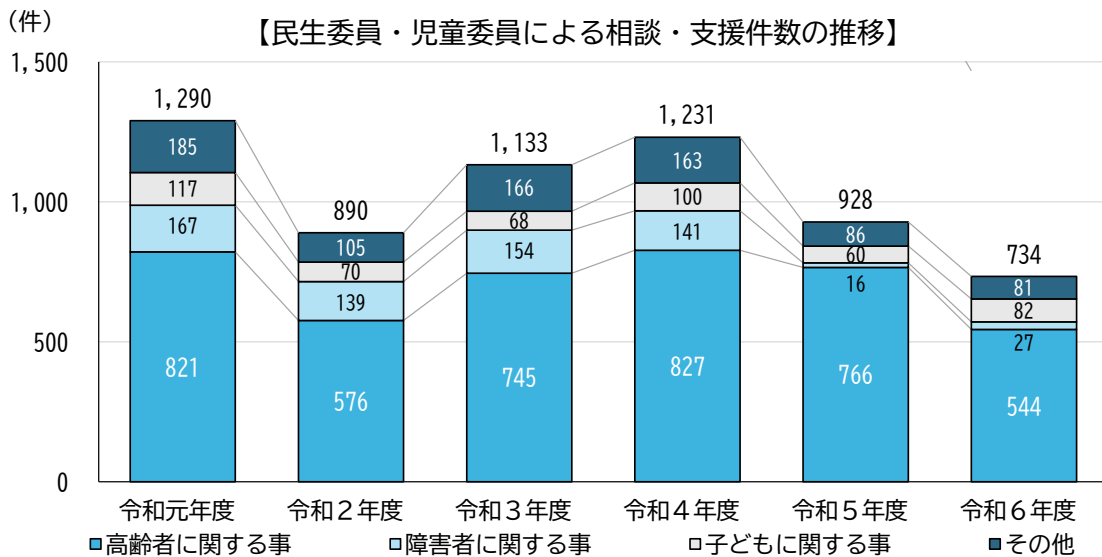
児童虐待・高齢者虐待に関する相談対応件数は、年によって増減が見られます。児童虐待は令和3年に51件となった後は、おおむね30件前後で推移しています。高齢者虐待は、令和5年に15件まで減少、令和6年には30件と増加しました。



資料：子育て支援課（児童虐待相談件数）、高齢介護課（高齢者虐待相談件数）

⑥ 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員による相談・支援件数は、令和元年度に1,290件に達した後、減少傾向にあり、令和6年度は734件となっています。件数の大半は高齢者に関するもので、令和6年度は、高齢者に続き、子ども、障害者の順で相談が来ています。

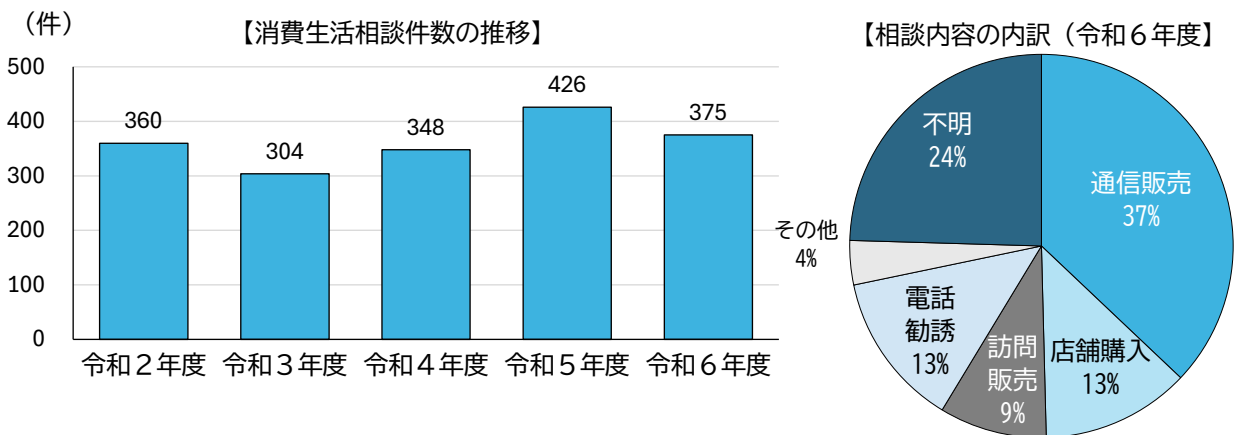


資料：福祉課

⑦ 消費生活相談の状況

消費生活に関する相談件数は、令和3年度に一時的に減少したものの、その後は増加に転じ、令和5年度には426件と過去5年間で最多となっています。

また、相談の内訳では、通信販売が約4割と最も多くなっています。

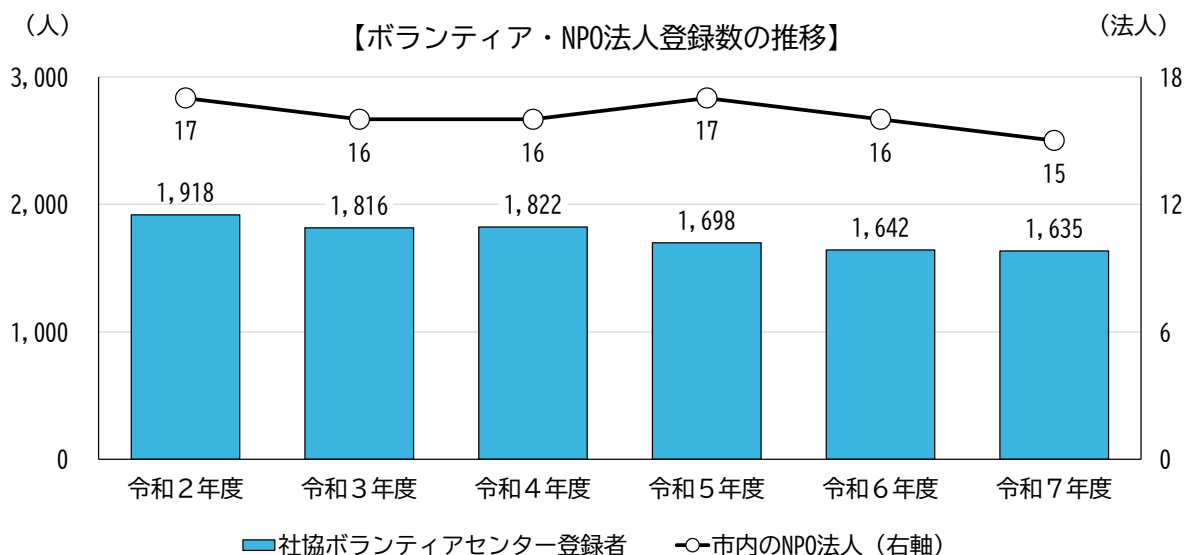


資料：『富岡市統計書』

⑧ ボランティア・NPO法人登録数の状況

社協のボランティアセンターに登録している団体数は、令和2年度の1,918団体から減少傾向が続いており、令和7年度には1,635団体となっています。5年間で約15%の減少となっており、活動団体数の維持に課題が見られます。

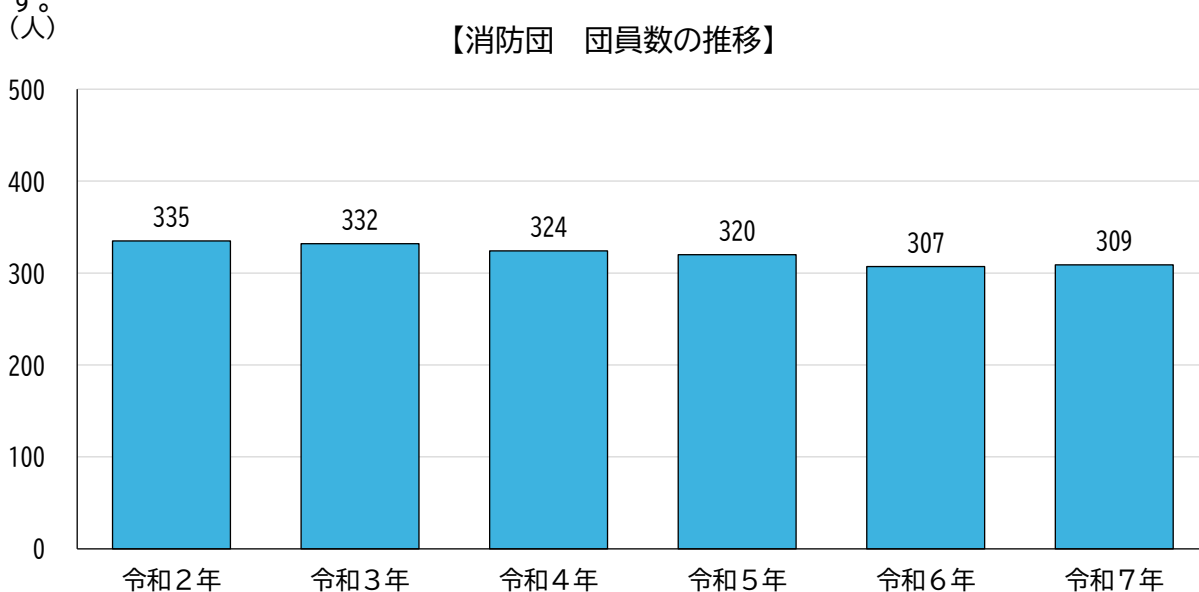
市内のNPO法人の登録数は、令和2年度以降ほぼ横ばいで推移しており、令和7年度には15法人となっています。ボランティア団体と比べると件数の変動は小さいものの、微減傾向が続いています。



資料：富岡市社会福祉協議会

⑨ 消防団の状況

本市の消防団員数は、令和2年の335人から年々減少傾向にあり、令和6年には307人まで減少しました。令和7年には309人とわずかに増加していますが、全体としては減少傾向が続いています。

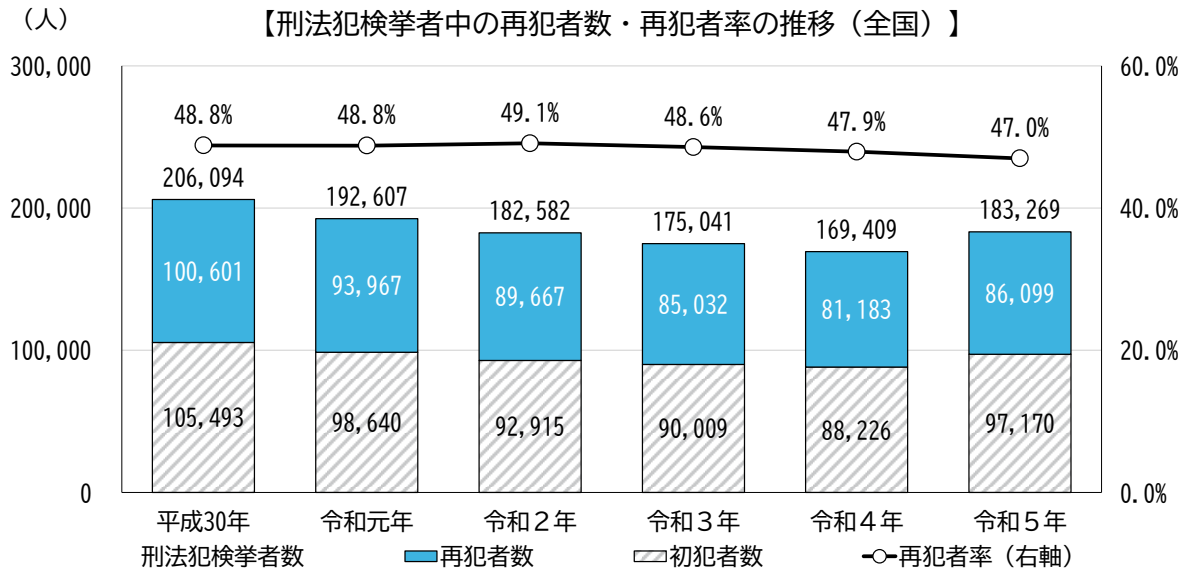


資料：『富岡市統計書』（各年4月1日現在）

(3) 再犯防止の状況

① 全国の犯罪発生状況

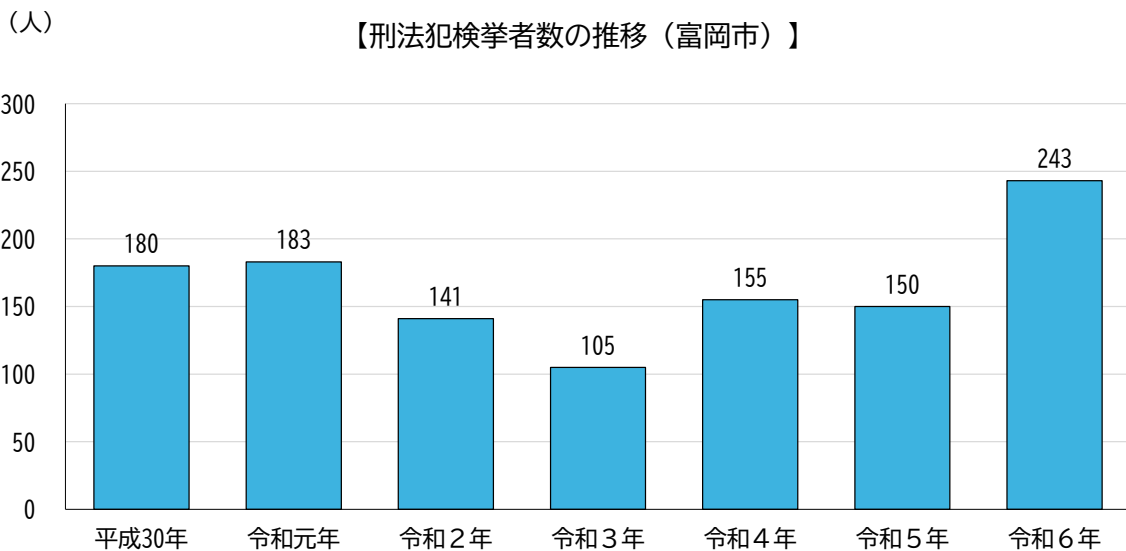
全国の刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率の推移では、検挙者総数が年々減少している一方で、再犯者の割合は依然として高い水準で推移しています。平成30年には、検挙者数が206,094人のうち再犯者は100,601人で、再犯者率としては48.8%でした。その後も再犯者率はほぼ横ばいで推移し、令和5年には再犯者数が86,099人で、再犯者率は47.0%となっています。



資料：『令和6年版再犯防止推進白書』（法務省）

② 富岡市の犯罪発生状況

富岡市における刑法犯の検挙者数は、令和3年には105人と最も少ない水準となりました。その後はやや増加に転じ、令和6年には243人と過去7年間で最も多くなっています。



資料：富岡警察署

2 市民アンケート調査

(1) 調査概要

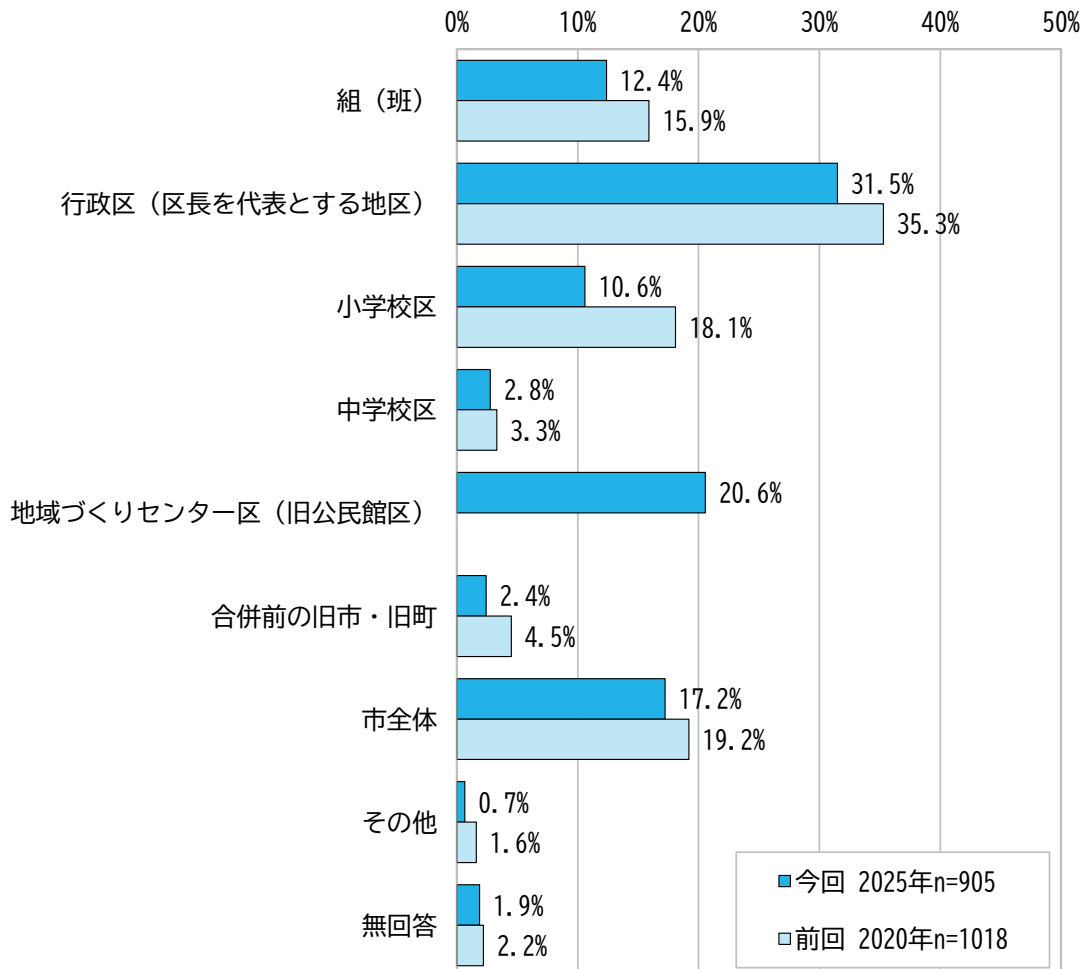
本計画策定にあたり、地域福祉に関する市民の意識や考えを把握するために市民アンケート調査を実施しました。調査概要を以下に示します。

調査名称	地域福祉に関する市民アンケート調査
調査対象	住民基本台帳より無作為に抽出された18歳以上の市民2,000人
調査方法	配布は郵送 回答は書面またはWEBのいずれかの方法で受付
調査期間	令和7（2025）年8月1日～8月29日
回収件数 回収率（n）	回収件数 905件 回収率 45.3% 内訳：回答用紙 767件（回収数の84.8%） WEB回答 138件（同 15.2%）

(2) 主なアンケート結果

① あなたにとって「地域」とは、どの範囲のことだと思いますか。【1つだけ○】

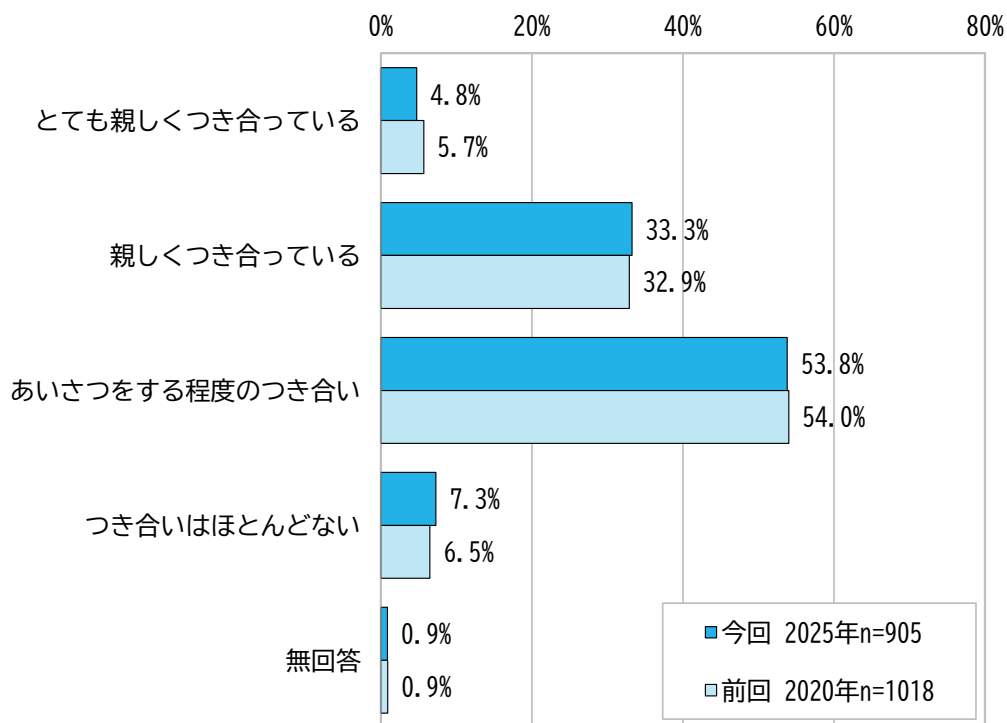
「行政区（区長を代表とする地区）」と答えた方が31.5%と最も多く、次いで「地域づくりセンター区（旧公民館区）」が20.6%、「市全体」が17.2%となっています。



※「地域づくりセンター区は」前回調査では「小学校区（公民館区）」として調査

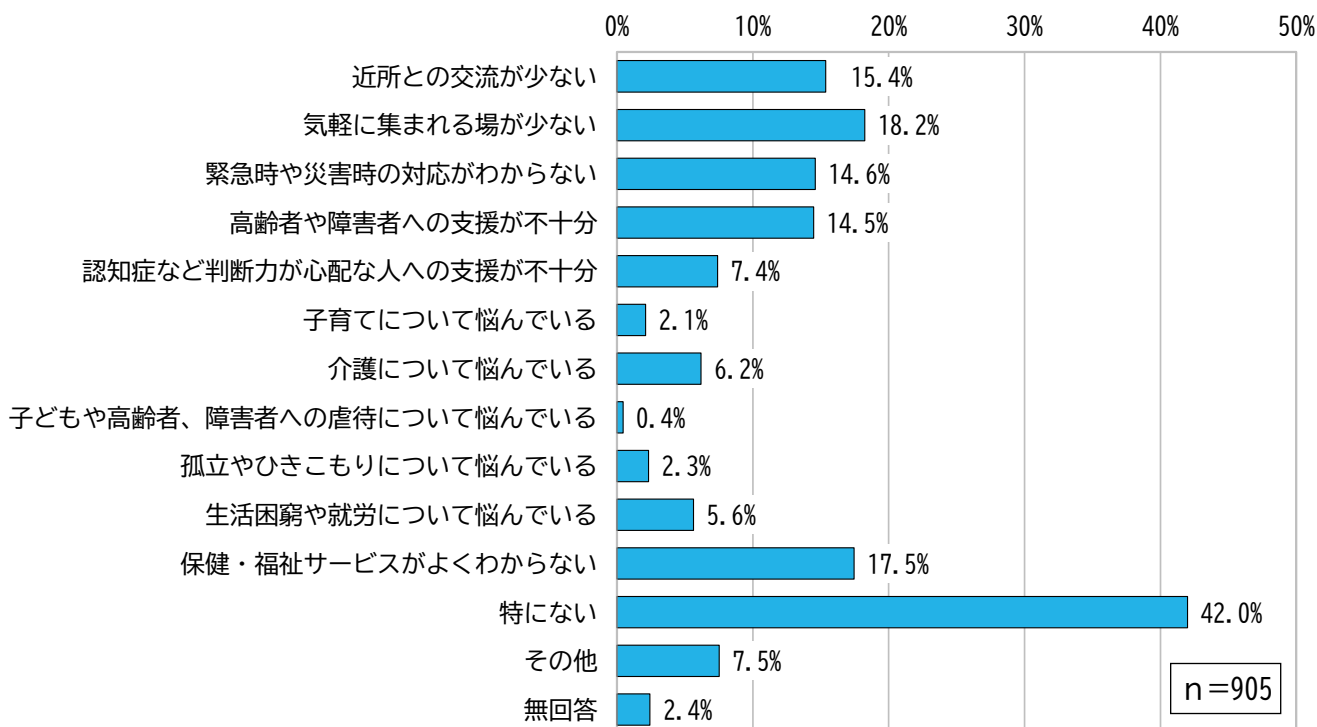
② 近所の人と、どの程度のつき合いをしていますか。【1つだけ〇】

「あいさつをする程度のつき合い」と答えた方が53.8%と最も多く、次いで「親しくつき合っている」が33.3%、「つき合いはほとんどない」が7.3%となっています。



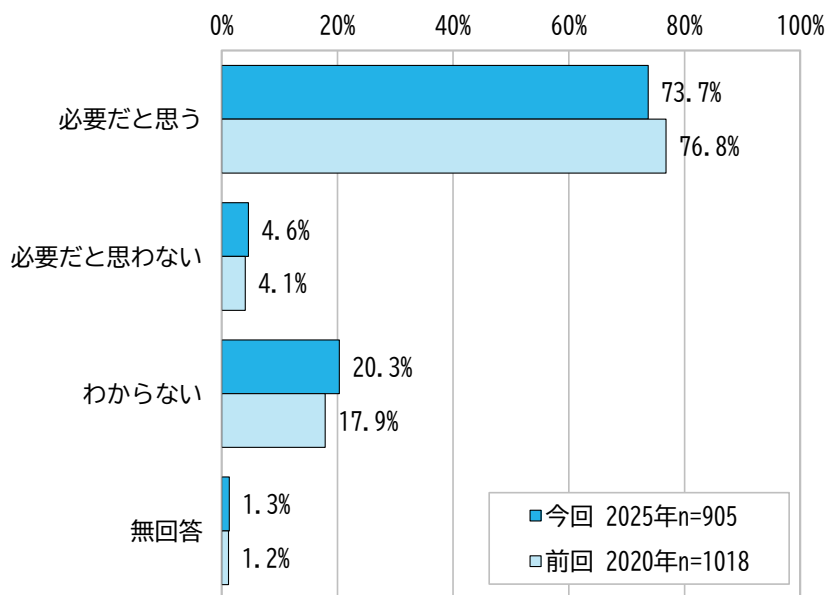
③ 住んでいる地域で、心配なことはありますか。【あてはまるものすべてに〇】

「気軽に集まれる場が少ない」が18.2%、「保健・福祉サービスがよくわからない」が17.5%、「緊急時や災害時の対応がわからない」が14.6%と僅差でさまざまな課題が挙げられており、地域の課題は複雑・複合化していることがみられます。一方、「特にない」と答えた方が42.0%と最も多く、地域への関心の希薄化もみられています。



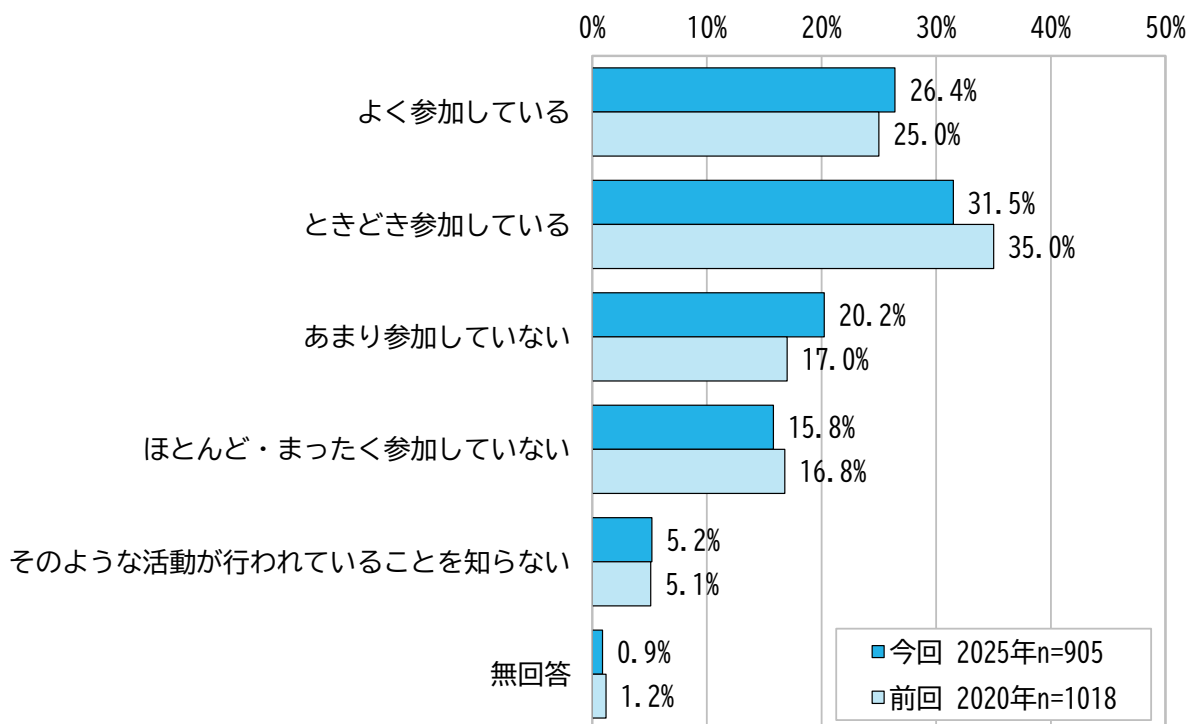
④ 地域の困りごとの解決には、住民の協力が必要だと思いますか。【1つだけ○】

「必要だと思う」と答えた方が73.7%と最も多く、次いで「わからない」が20.3%、「必要だと思わない」が4.6%となっています。



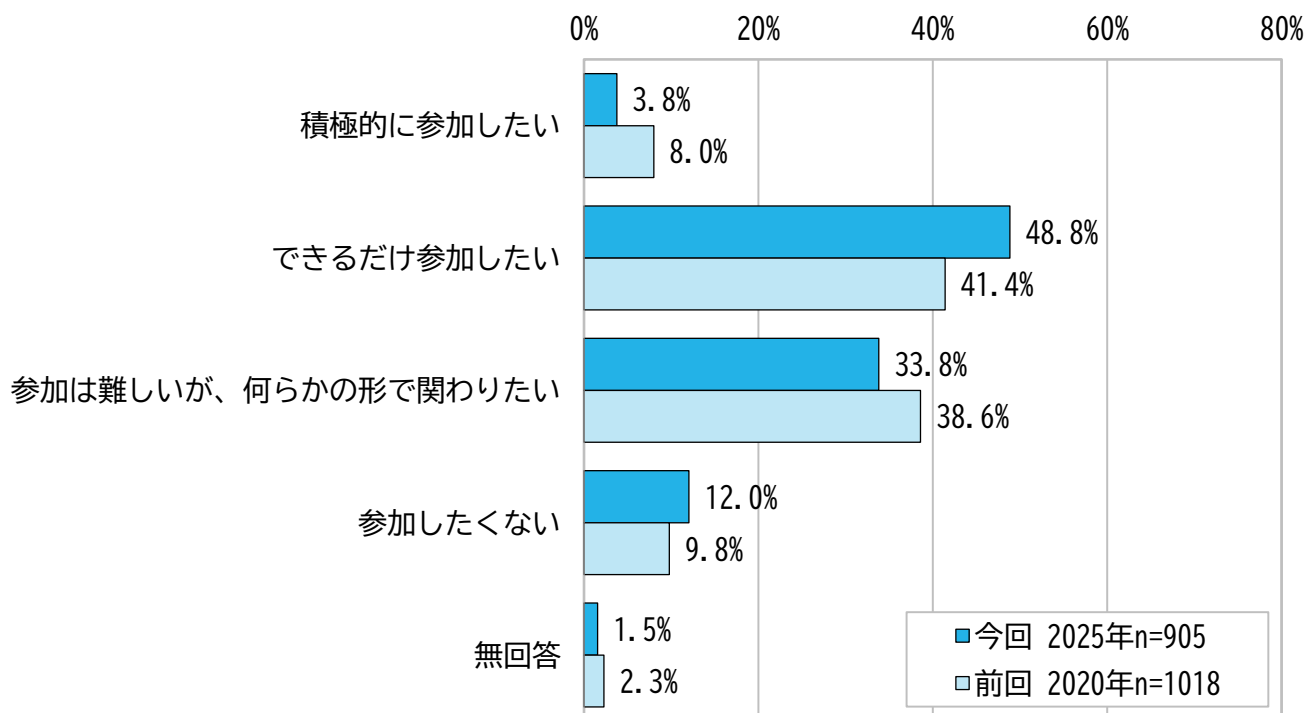
⑤ 地域住民が協力して行う活動に参加していますか。【1つだけ○】

「ときどき参加している」と答えた方が31.5%と最も多く、次いで「よく参加している」が26.4%、「あまり参加していない」が20.2%となっています。



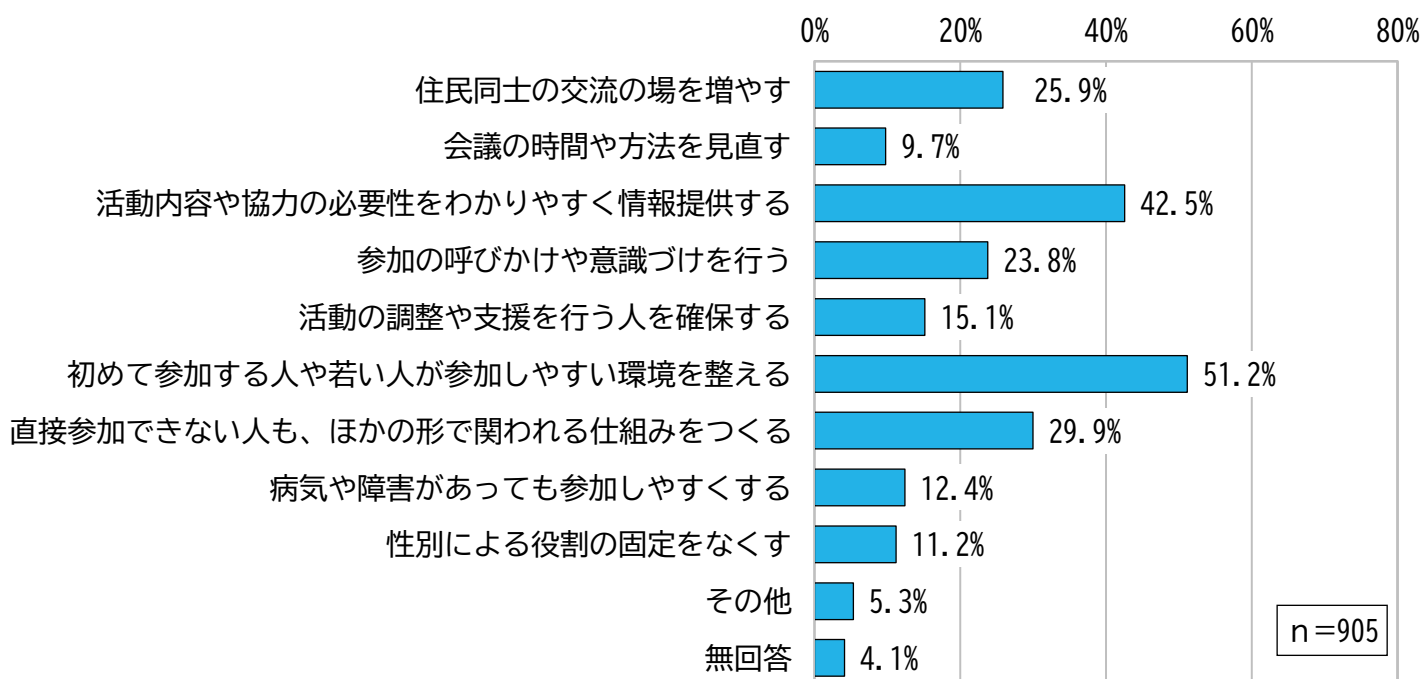
⑥ 地域の住民が協力して行う活動に参加したいと思いますか。【1つだけ○】

「できるだけ参加したい」と答えた方が48.8%と最も多く、次いで「参加は難しいが、何らかの形で関わりたい」が33.8%、「参加したくない」が12.0%となっています。



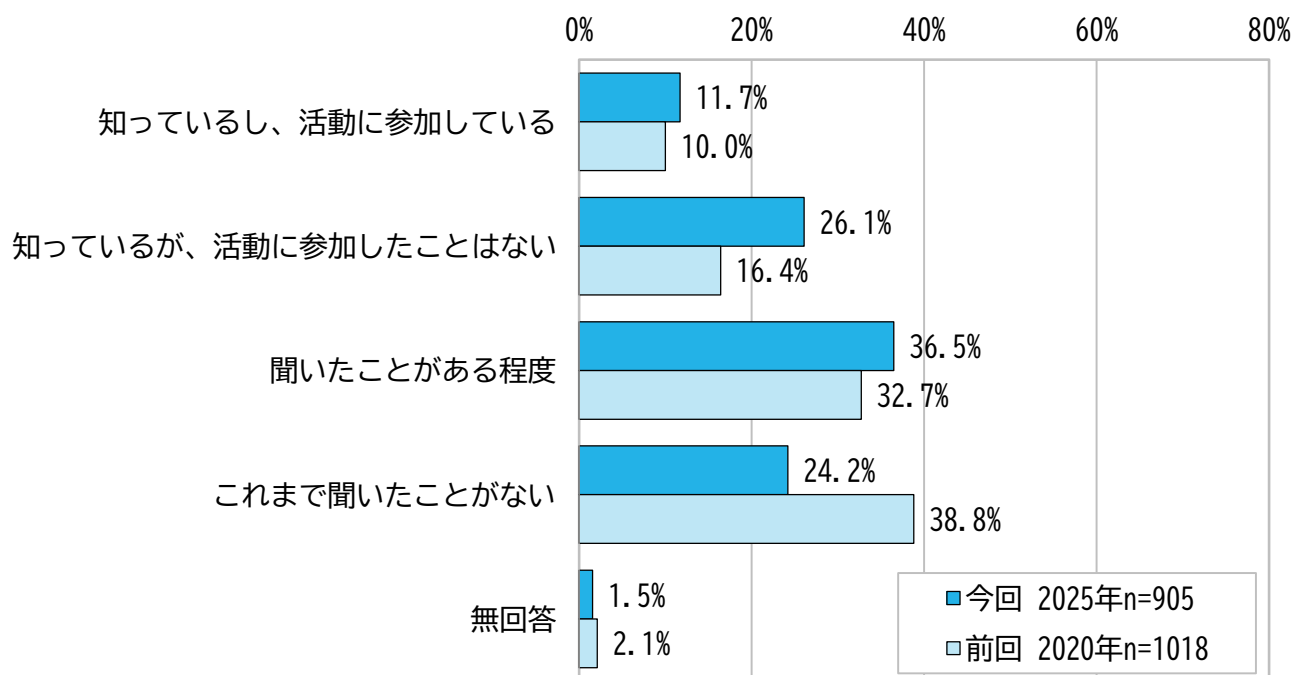
⑦ 地域住民が協力して行う活動に、今より多くの人に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるものすべてに○】

「初めて参加する人や若い人が参加しやすい環境を整える」が51.2%と最も多く、次いで、「活動内容や協力の必要性をわかりやすく情報提供する」が42.5%、「直接参加できない人も、ほかの形で関わられる仕組みをつくる」が29.9%となっています。



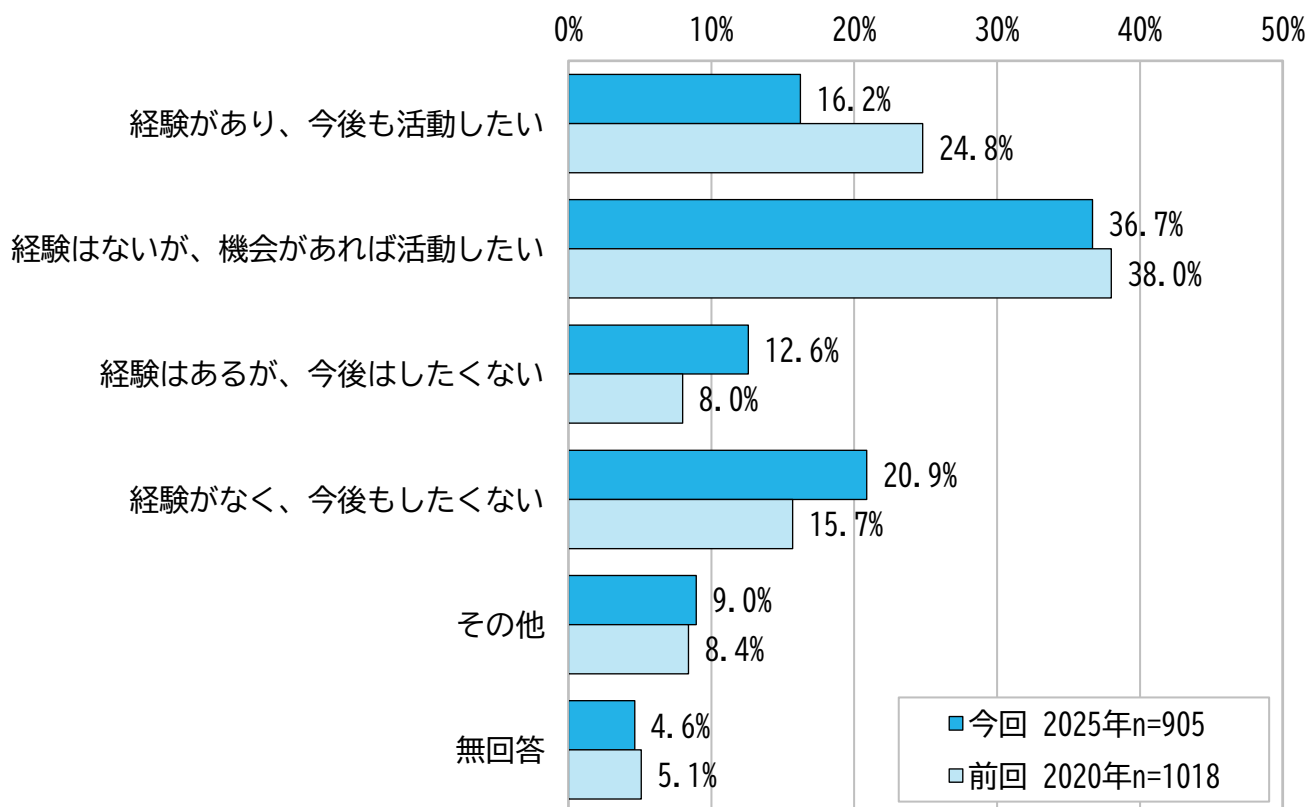
⑧ 「地域づくり協議会」についてうかがいます。【1つだけ○】

「聞いたことがある程度」と答えた方が36.5%と最も多く、次いで「知っているが、活動に参加したことはない」が26.1%、「これまで聞いたことがない」が24.2%となっています。「知っているし、活動に参加している」は11.7%でした。



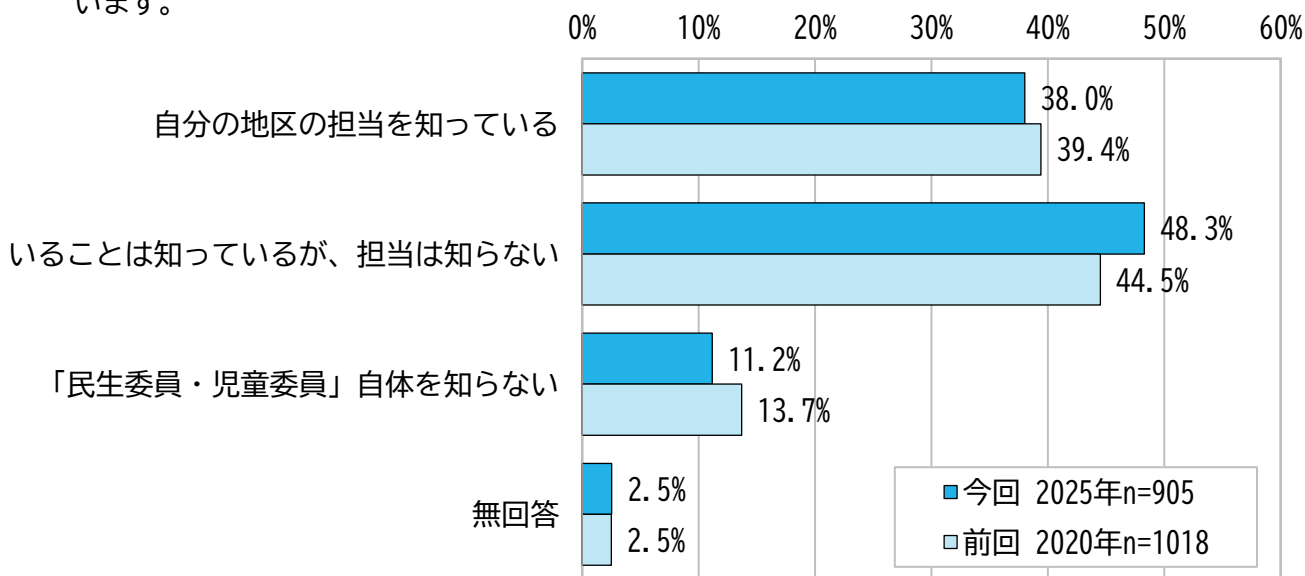
⑨ ボランティア活動の経験と今後の意向について教えてください。【1つだけ○】

「経験はないが、機会があれば活動したい」と答えた方が36.7%と最も多く、次いで「経験がなく、今後もしたくない」が20.9%、「経験があり、今後も活動したい」が16.2%となっています。



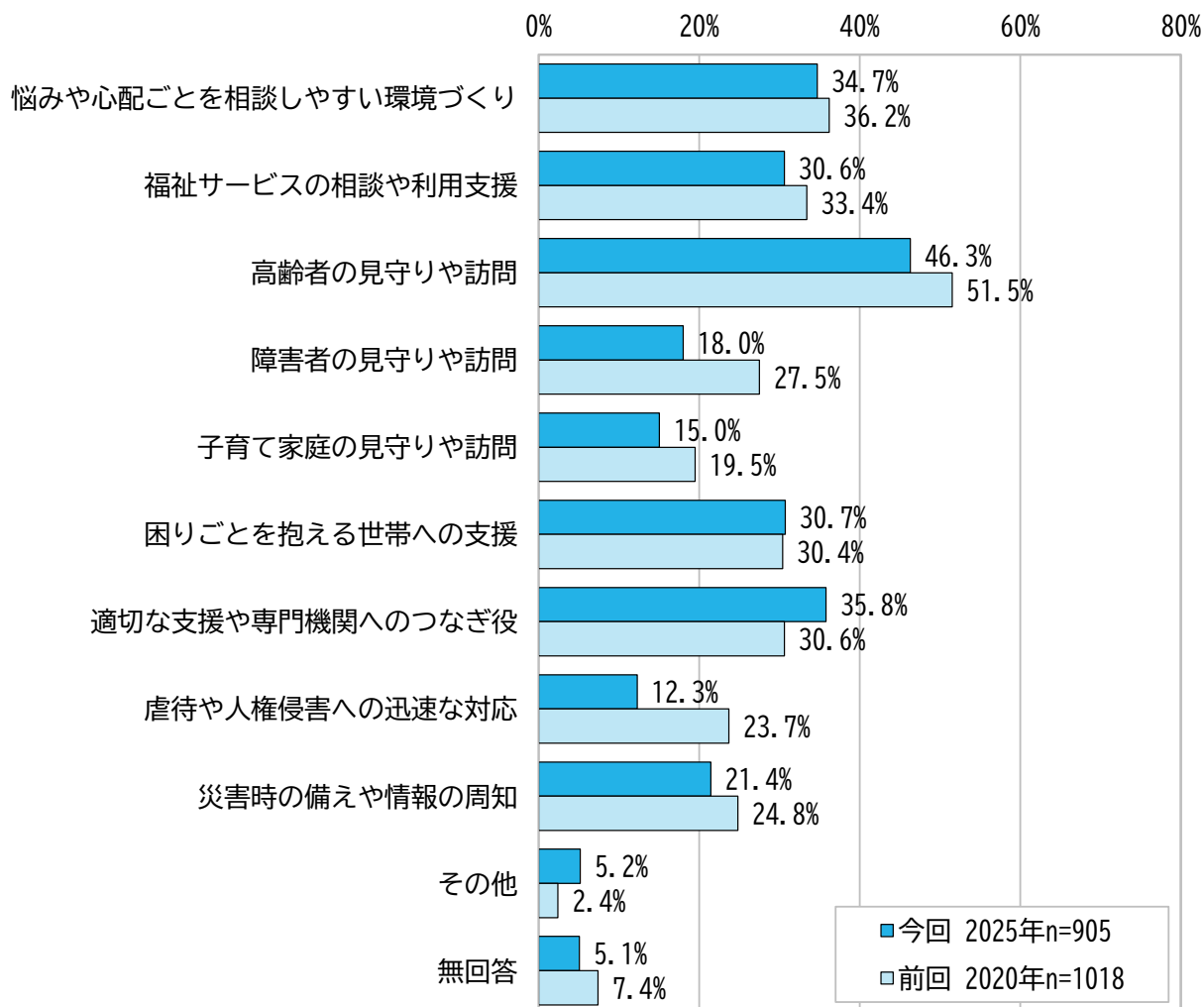
⑩ あなたの地区を担当する民生委員・児童委員を知っていますか。【1つだけ○】

「いることは知っているが、担当は知らない」と答えた方が48.3%と最も多く、次いで「自分の地区の担当を知っている」が38.0%、「民生委員・児童委員自体を知らない」が11.2%となっています。



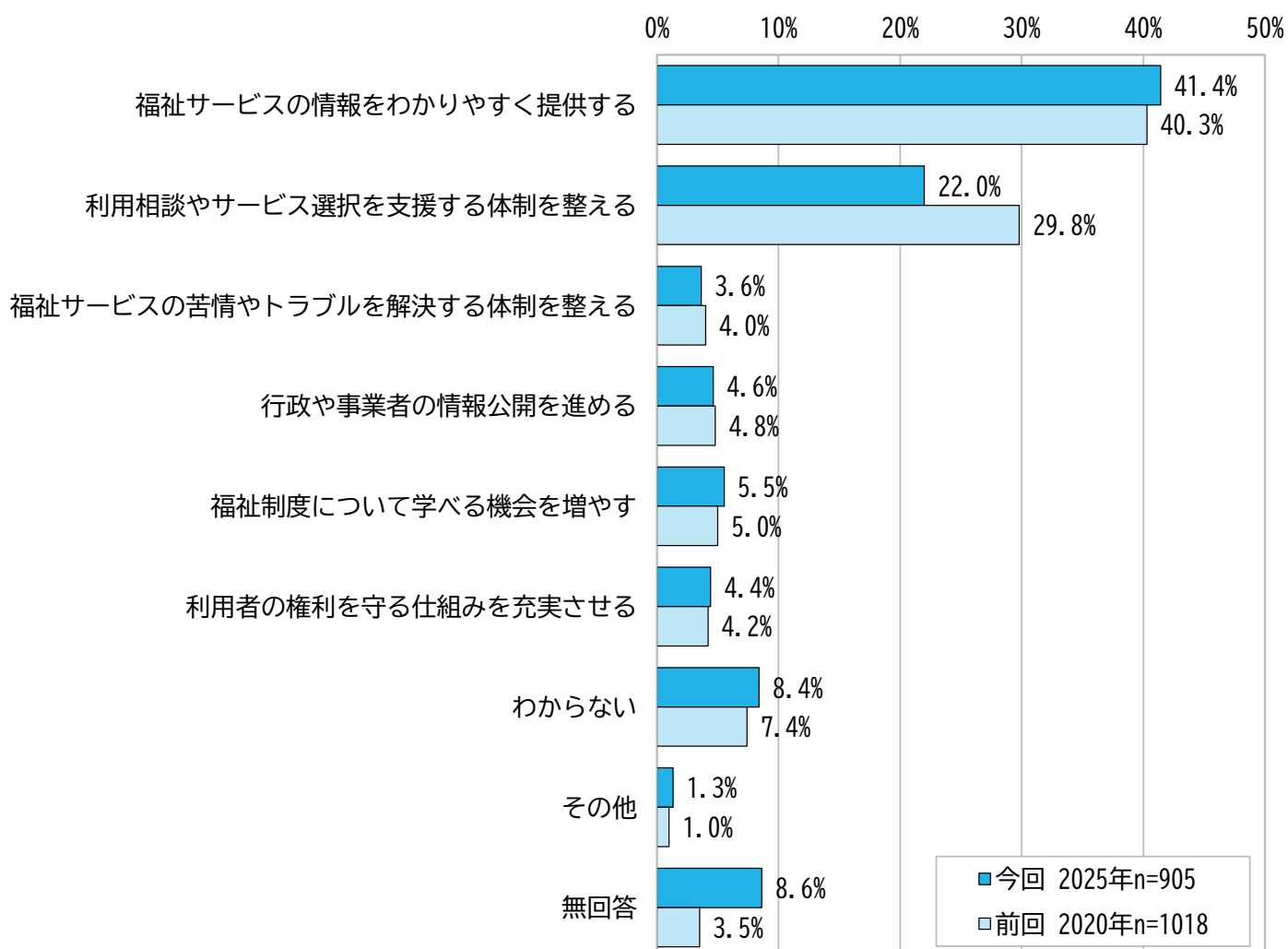
⑪ 民生委員・児童委員に、どのようなことに力を入れてほしいと思いますか。【あてはまるものすべてに○】

「高齢者の見守りや訪問」と答えた方が46.3%と最も多くなっています。



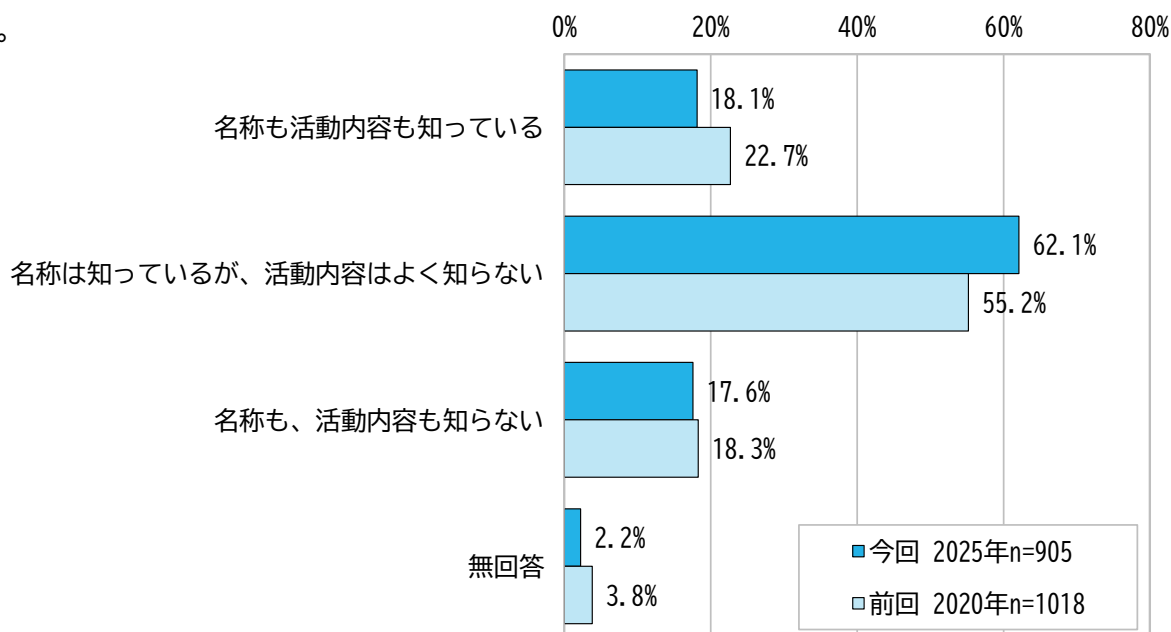
⑫ 市民が安心して福祉サービスを利用するために、市として今後どのような取組が必要だと思いますか。【1つだけ〇】

「福祉サービスの情報をわかりやすく提供する」と答えた方が41.4%と最も多く、次いで「利用相談やサービス選択を支援する体制を整える」が22.0%となっています。



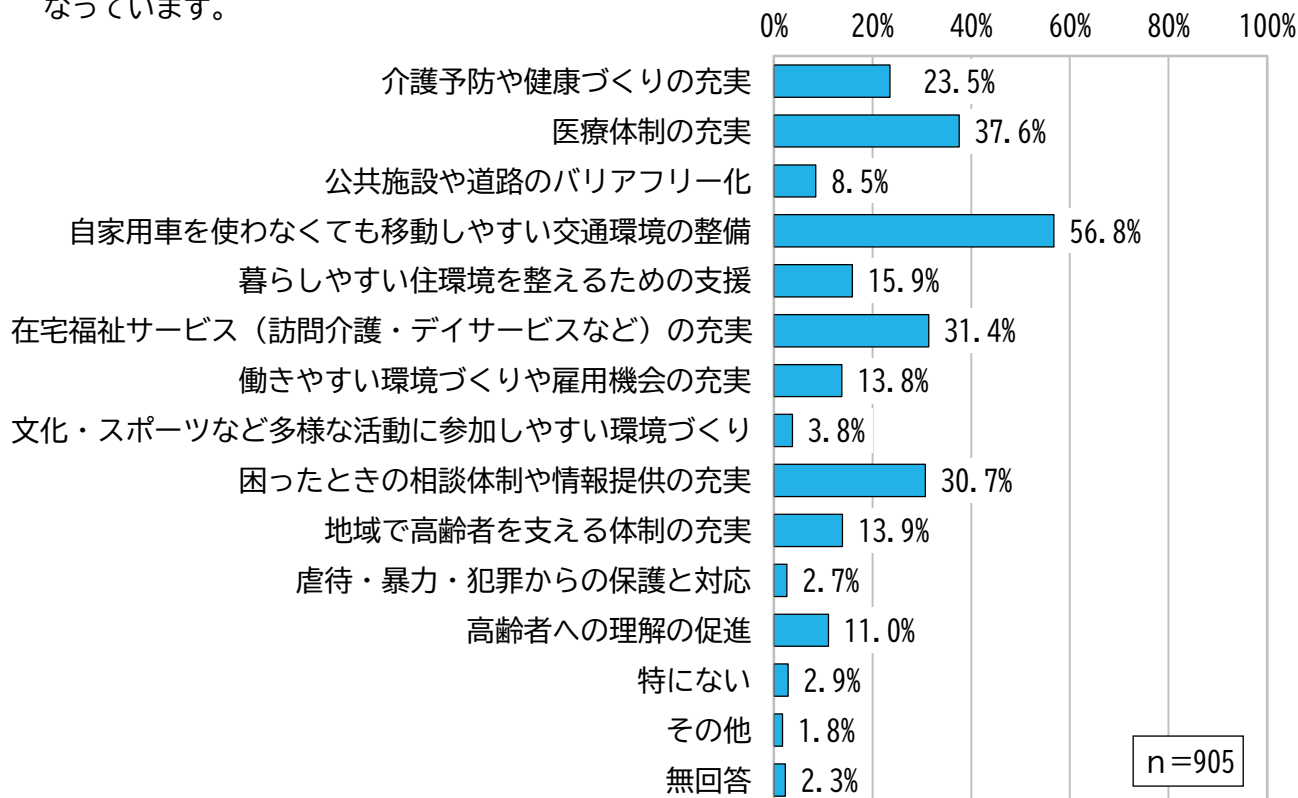
⑬ 富岡市社会福祉協議会（社協）を知っていますか。【1つだけ〇】

「名称は知っているが、活動内容はよく知らない」と答えた方が62.1%と最も多く、次いで「名称も活動内容も知っている」が18.1%、「名称も活動内容も知らない」が17.6%となっています。



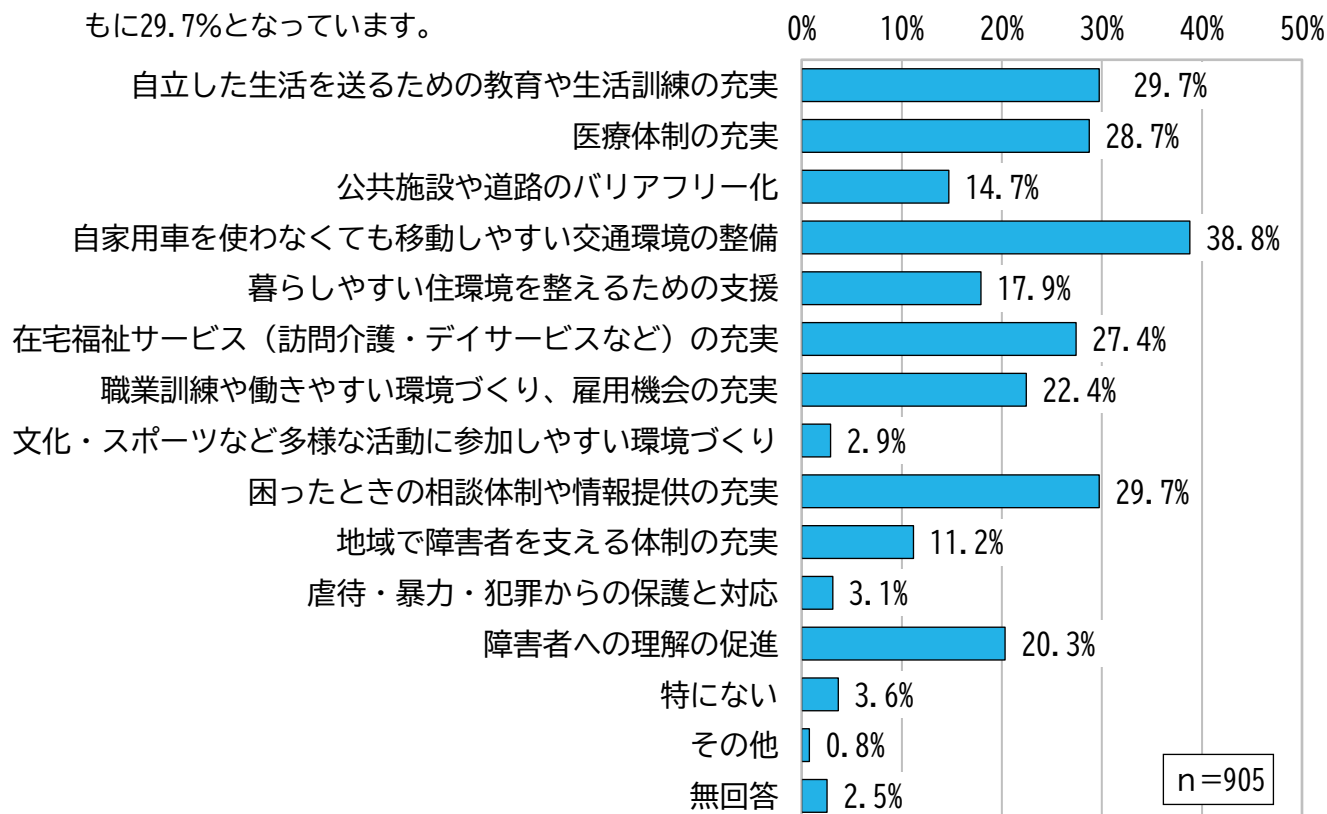
⑭ 高齢者とその家族が住みやすいまちをつくるためには、どのようなことが重要だと思いますか。【3つまで〇】

「自家用車を使わなくても移動しやすい交通環境の整備」が56.8%と最も多く、次いで、「医療体制の充実」が37.6%、「在宅福祉サービス（訪問介護・デイサービスなど）の充実」が31.4%となっています。



⑮ 障害者とその家族が住みやすいまちをつくるためには、どのようなことが重要だと思いますか。【3つまで○】

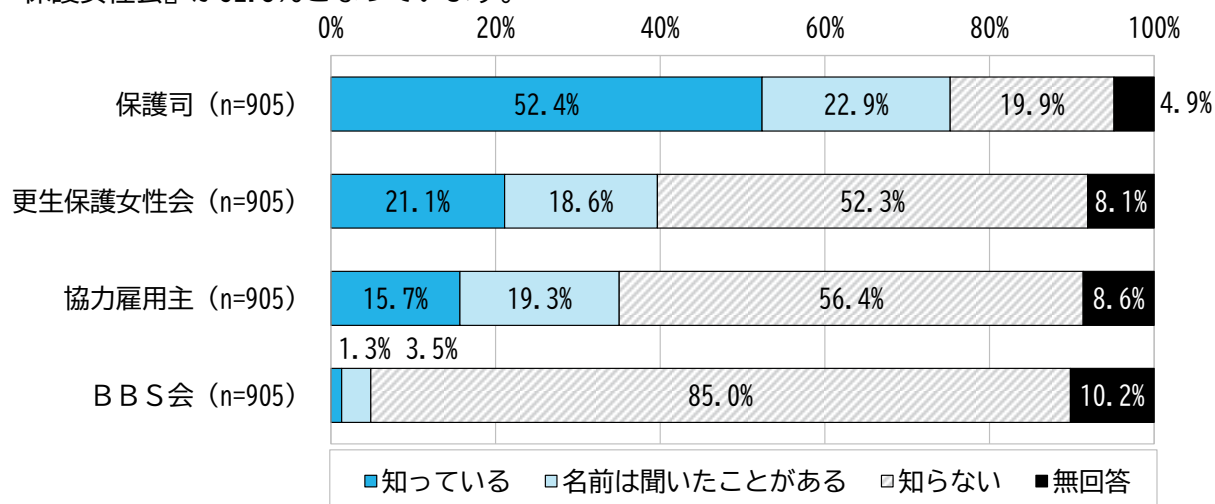
「自家用車を使わなくても移動しやすい交通環境の整備」が38.8%と最も多く、次いで、「自立した生活を送るための教育や生活訓練の充実」と「困ったときの相談体制や情報提供の充実」がともに29.7%となっています。



⑯ 犯罪をした人が立ち直り、再犯を防ぐために協力している、次のような方々を知っていますか。【それぞれ1つに○】

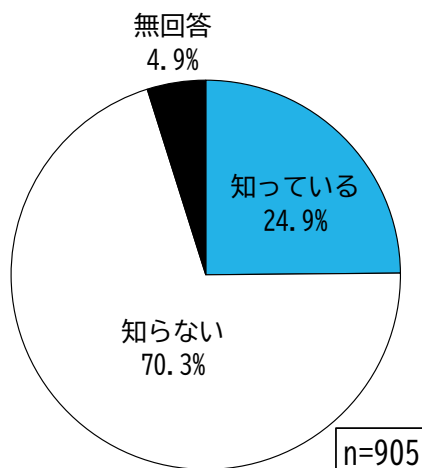
「知っている」では、『保護司』が52.4%と最も多く、次いで、『更生保護女性会』が21.1%、『協力雇用主』が15.7%となっています。

「知らない」では、『BBS会』が85.0%と最も多く、次いで、『協力雇用主』が56.4%、『更生保護女性会』が52.3%となっています。



⑰ 市町村や犯罪をした人の立ち直りを支援する方々が連携して「社会を明るくする運動」を推進していることを知っていますか。【1つだけ○】

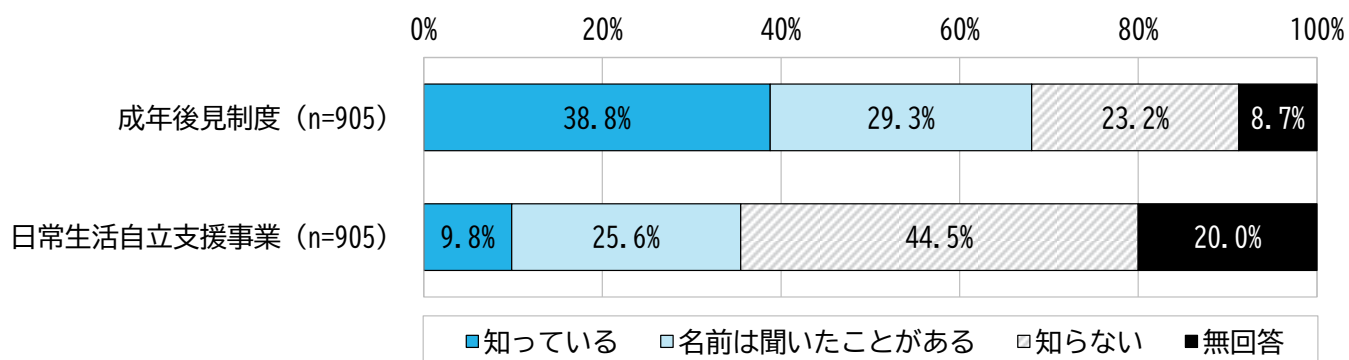
「知っている」が24.9%に対し、「知らない」が70.3%となっています。



⑱ 以下の制度や事業について知っていますか。【それぞれ1つに○】

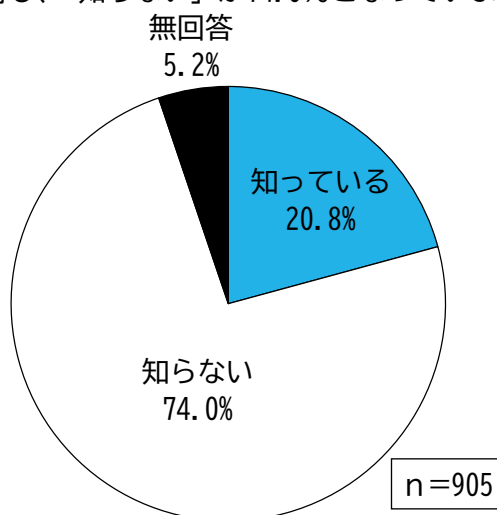
「成年後見制度」を知っているかでは、「知っている」が38.8%と最も多く、次いで、「名前は聞いたことがある」が29.3%、「知らない」が23.2%となっています。

「日常生活自立支援事業」を知っているかでは、「知らない」が44.5%と最も多く、次いで、「名前は聞いたことがある」が25.6%、「知っている」が9.8%となっています。



⑲ 成年後見制度に関する相談を市役所でできることを知っていますか。【1つだけ○】

「知っている」が20.8%に対し、「知らない」が74.0%となっています。



3 団体ヒアリング調査

(1) 調査概要

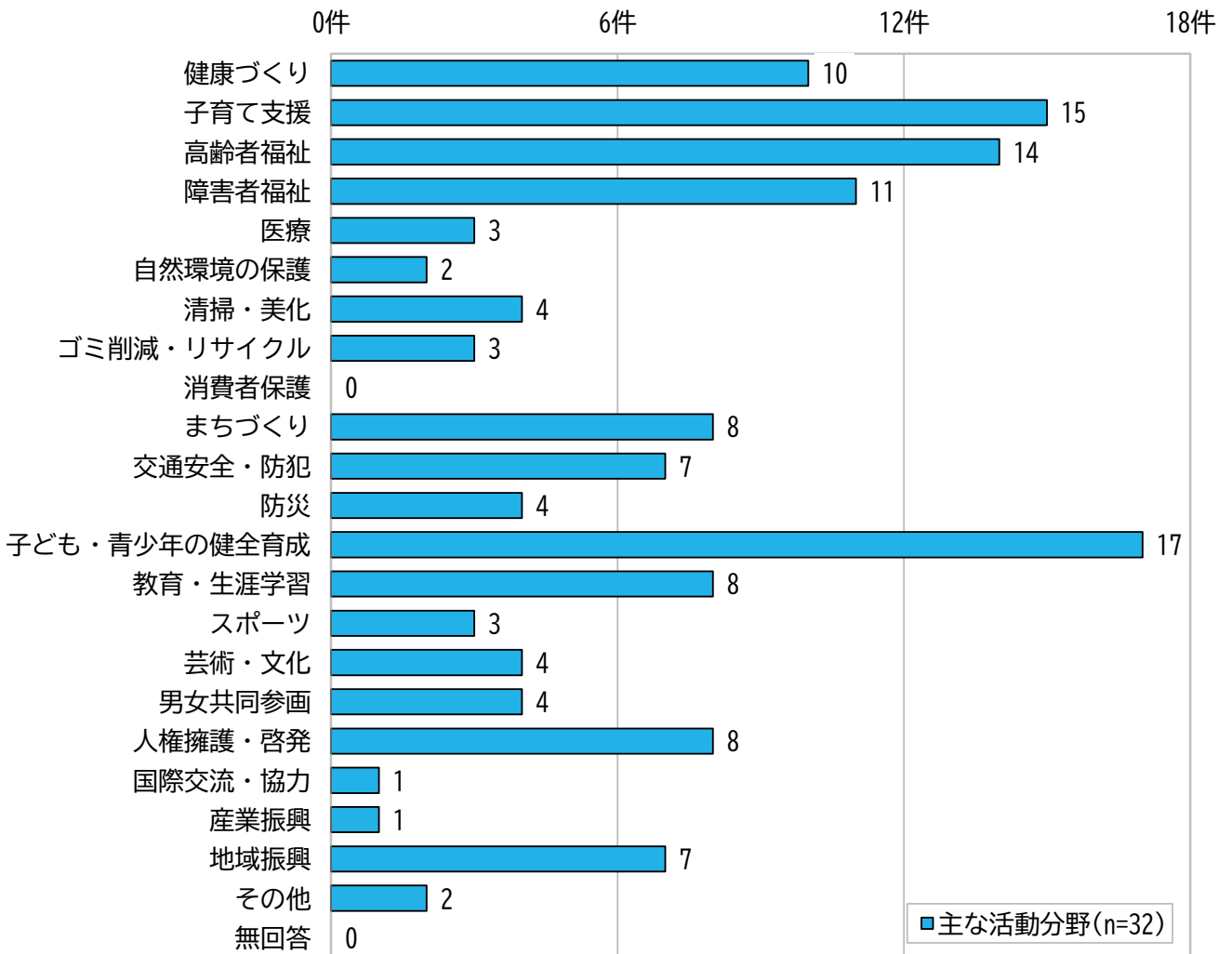
本計画策定にあたり、市内で地域福祉活動に携わる団体を対象にヒアリング調査を実施しました。調査概要を以下に示します。

調査名称	富岡市地域福祉に関する団体・法人ヒアリング調査
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・富岡市民生委員児童委員協議会 ・富岡市地域づくり協議会運営委員会 ・富岡市ボランティア連絡協議会 ・一般社団法人 富岡青年会議所 ・富岡甘楽保護区保護司会 ・富岡市更生保護女性会 ・富岡市地域包括支援センター ・一般社団法人 群馬県介護支援専門員協会 富岡甘楽支部 ・富岡市シルククラブ連合会 ・富岡甘楽老人福祉施設連絡協議会 ・富岡市身体障害者更生会 ・富岡市手をつなぐ育成会 ・NPO 法人 アトム ・NPO 法人 わたげ ・富岡市保育部会 ・NPO 法人 かぞくサポート ・NPO 法人 ふれあいパーク岡成 ・NPO 法人 みんなのおうえん団 ・NPO 法人 妙義会 ・ぬきさき元気会 うだん家 ・とみおか子供食堂 ・地域で子育て応援隊 ・子ども食堂えがお ・さあくる ・富岡女性懇談会 ・富岡市子ども会育成会連絡協議会 ・富岡市聴覚障害者福祉協会 ・富岡人権擁護委員協議会 ・富岡市食生活改善推進協議会 ・富岡市青少年育成推進員連絡協議会 ・公益社団法人富岡市シルバー人材センター ・富岡市保健推進員協議会 ・小さな親切運動富岡支部 ・富岡市保健ボランティア ・医療法人大和会（西毛病院内） 地域活動支援センター みのり ・NPO 法人 ビーイング
調査方法	郵送または持参によるヒアリングシートの配布・回収
調査期間	令和7（2025）年8月1日～8月29日
回収件数	回収件数 32件
回収率(n)	回収率 88.9%

(2) 主なアンケート結果

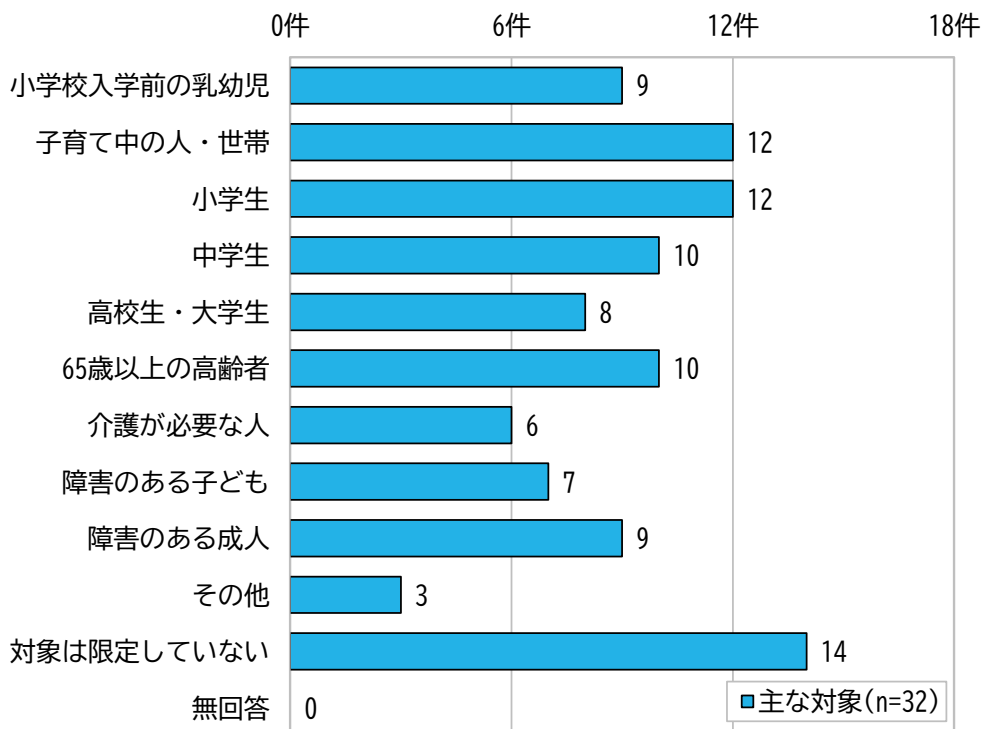
① 主な活動分野を教えてください。(該当するものすべてに○)

「子ども・青少年の健全育成」が17件と最も多く、次いで「子育て支援」が15件、「高齢者福祉」が14件となっています。



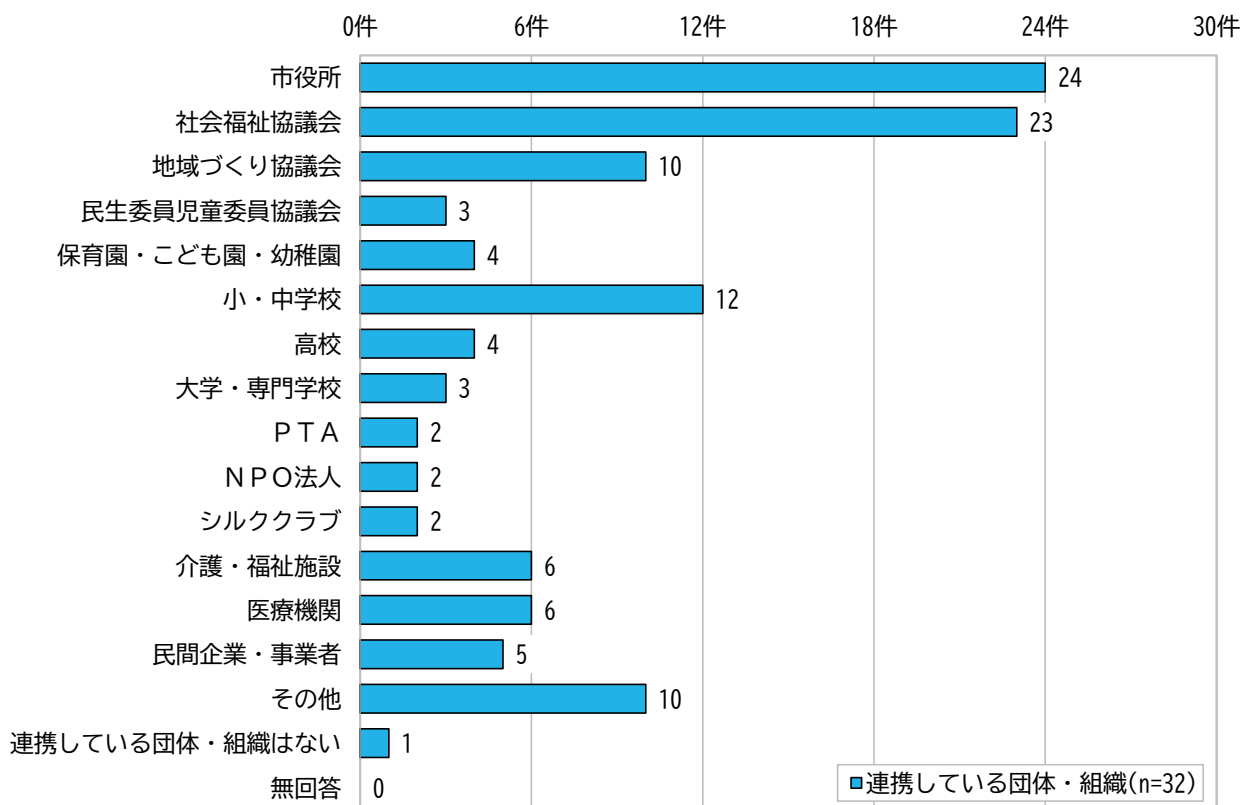
② 貴団体の活動は、主にどのような人たちに向けたものですか。(該当するものすべてに○)

「対象は限定していない」が14件と最も多く、次いで、「子育て中の人・世帯」、「小学生」がともに12件となっています。



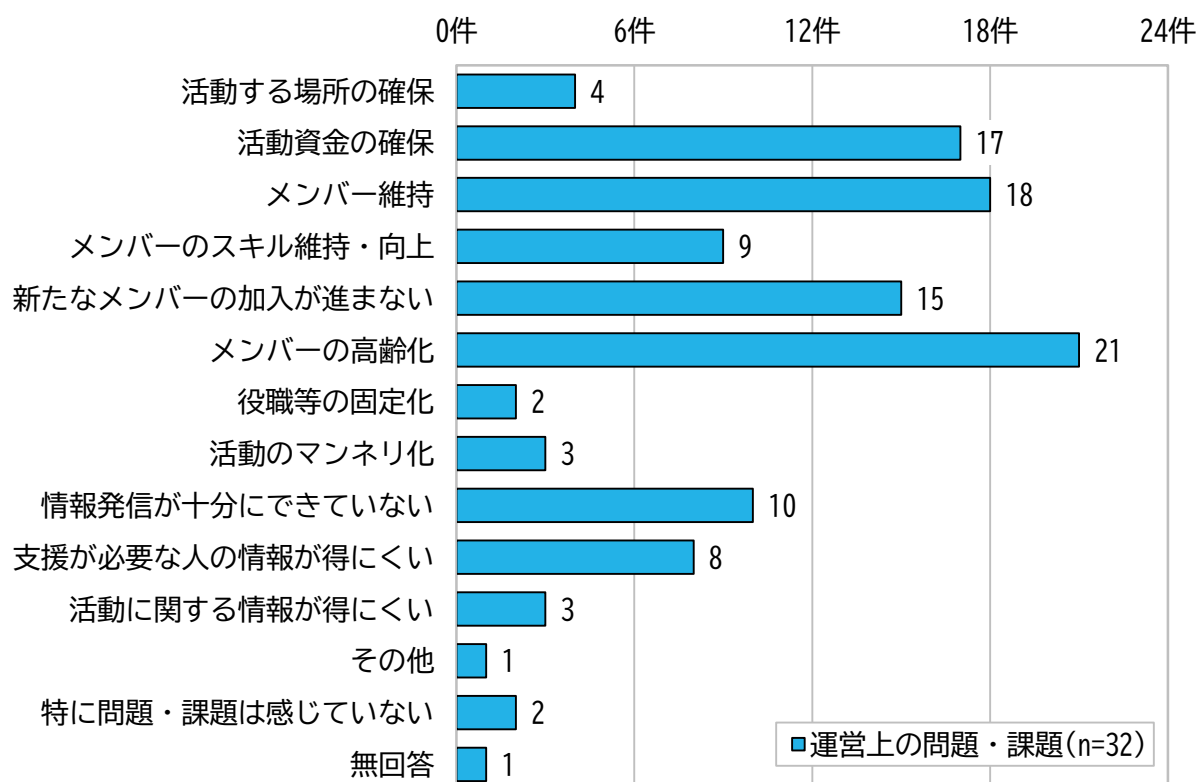
③ 現在、どのような団体・組織と連携していますか。(該当するものすべてに○)

「市役所」が24件と最も多く、次いで、「社会福祉協議会」が23件、「小・中学校」が12件となっています。



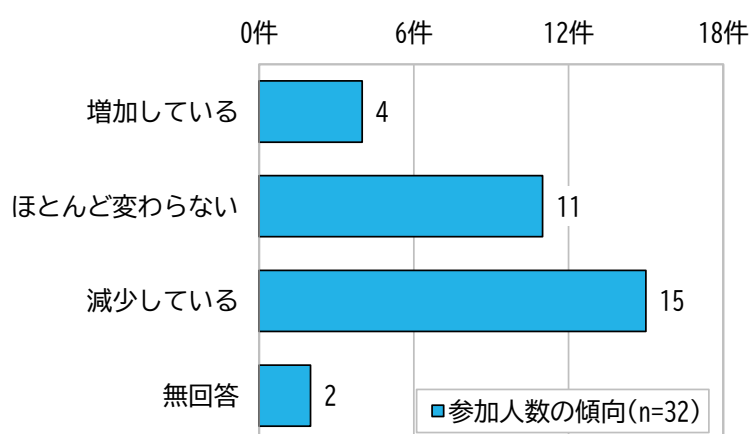
④ 貴団体の運営をするにあたって、問題や課題と感ずることがあれば教えてください。
(該当するものすべてに○)

「メンバーの高齢化」が21件と最も多く、次いで、「メンバー維持」が18件、「活動資金の確保」が17件となっています。



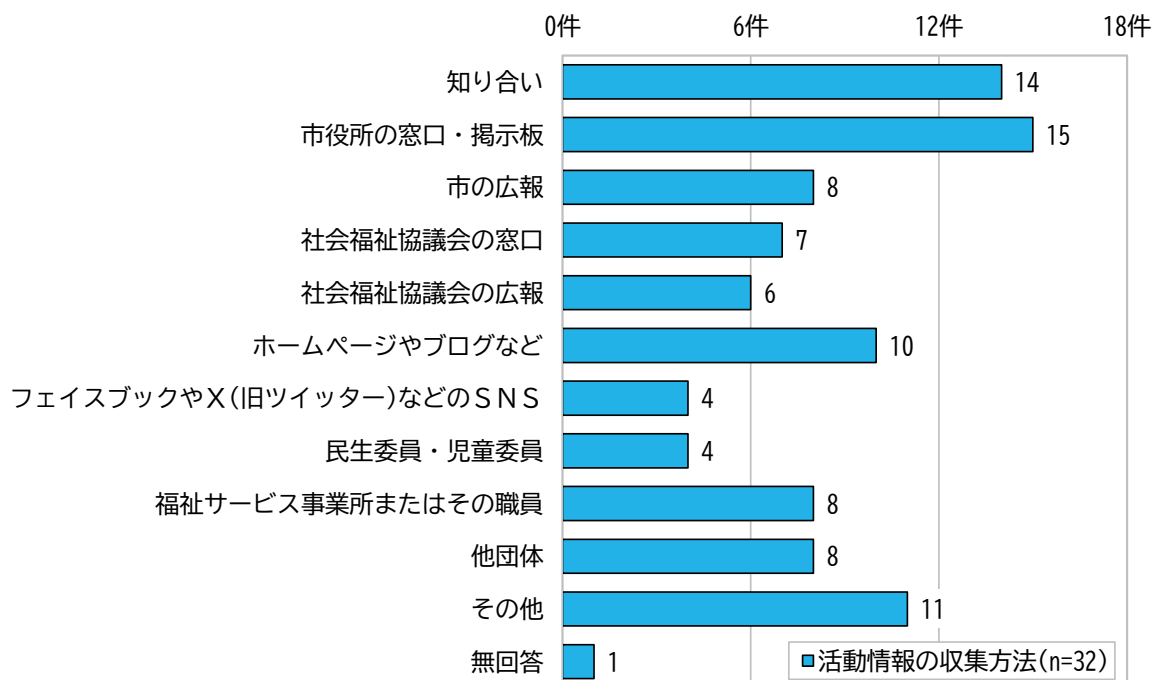
⑤ 貴団体の活動の参加人数の傾向はどうですか。(1つに○)

「減少している」が15件と最も多く、次いで、「ほとんど変わらない」が11件、「増加している」が4件となっています。



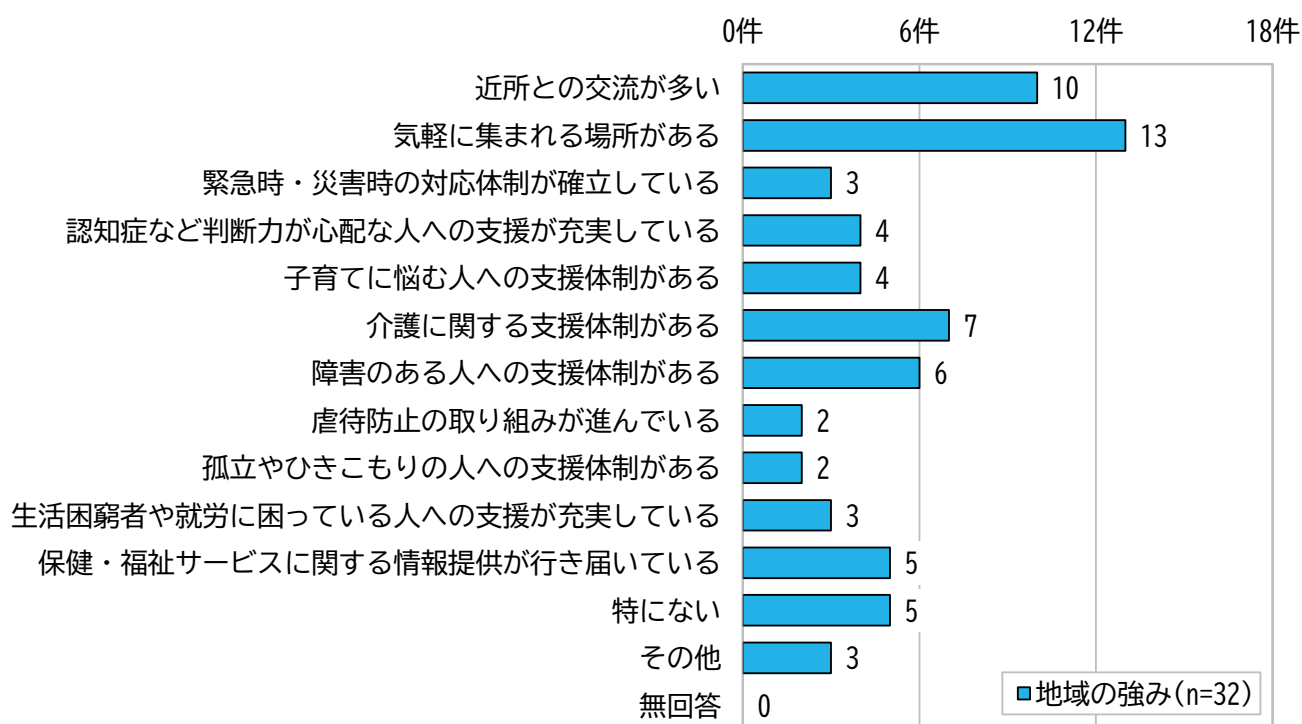
⑥ 貴団体では、団体の活動に必要な情報を主にどこから収集していますか。
(該当するものすべてに○)

「市役所の窓口・掲示板」が15件と最も多く、次いで、「知り合い」が14件、「ホームページやブログなど」が10件となっています。



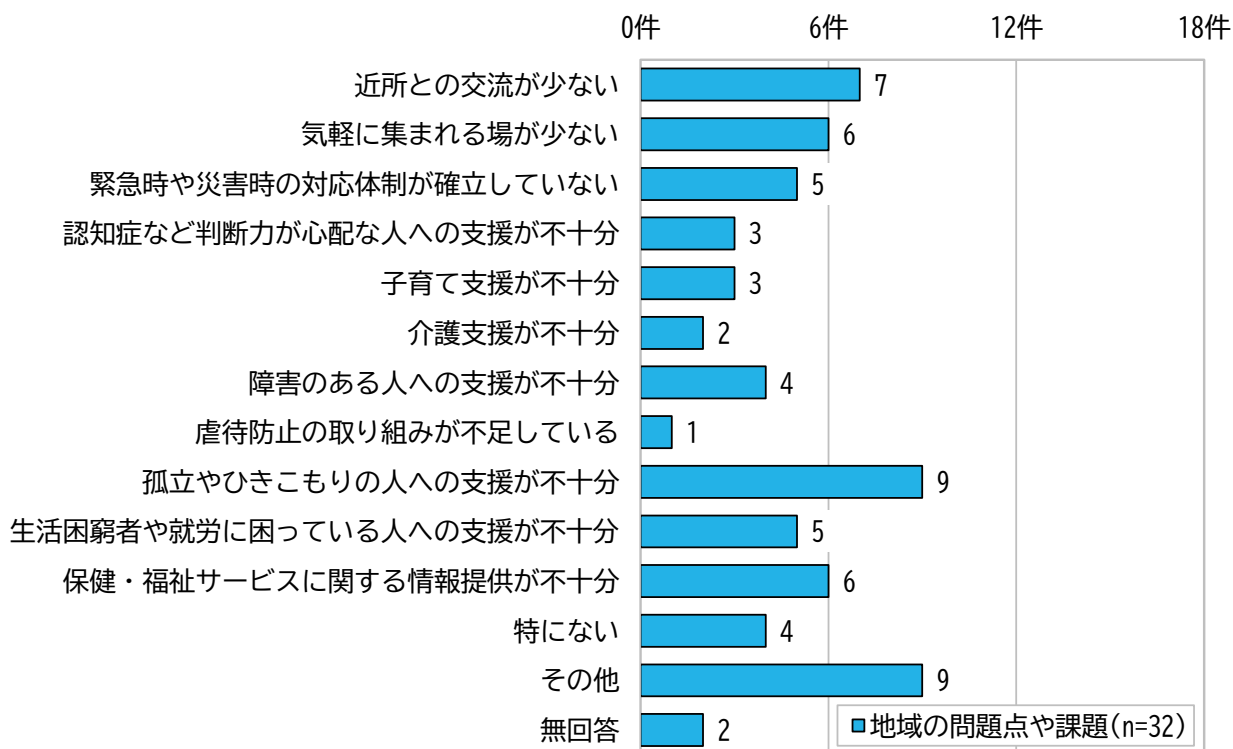
⑦ 活動を通じて感じる、地域の強みはどのようなものだと思いますか。
(該当するものすべてに○)

「気軽に集まれる場所がある」が13件と最も多く、次いで、「近所との交流が多い」が10件、「介護に関する支援体制がある」が7件となっています。



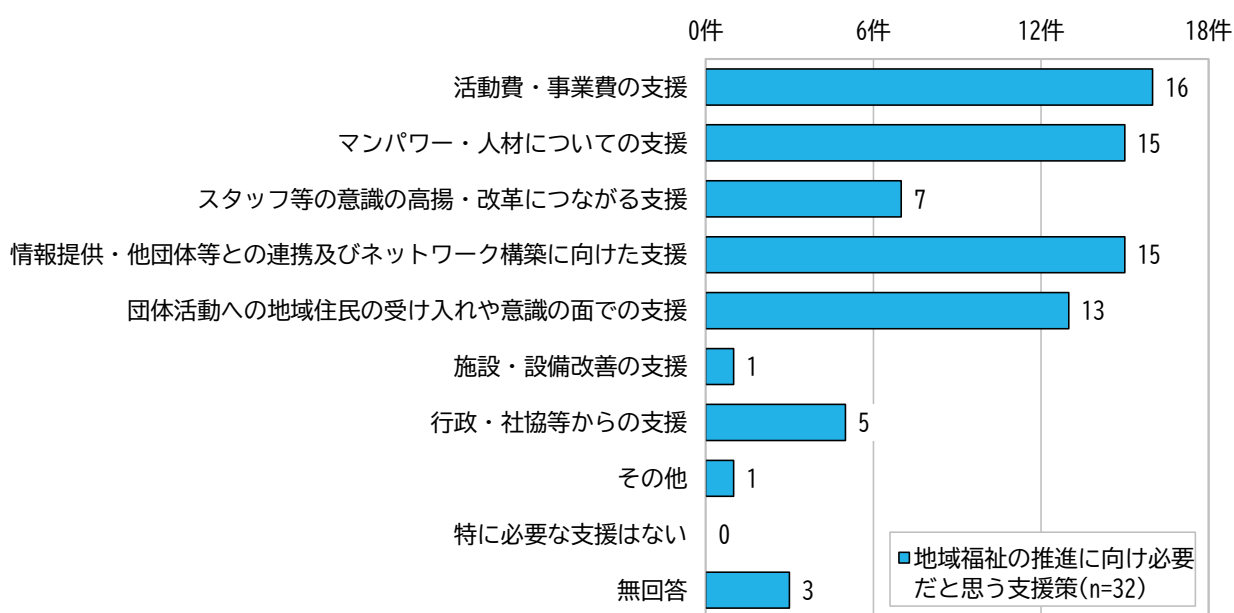
⑧ 活動を通じて感じる、地域の問題点や課題はどのようなものですか。
(該当するものすべてに○)

「孤立やひきこもりの人への支援が不十分」が9件と最も多く、次いで、「近所との交流が少ない」が7件となっています。



⑨ 地域福祉の推進に向け、今後どのような支援策が必要だと思いますか。
(該当するものすべてに○)

「活動費・事業費の支援」が16件と最も多く、次いで、「マンパワー・人材についての支援」、「情報提供・他団体等との連携及びネットワーク構築に向けた支援」がともに15件となっています。



4 住みやすさ・定住意識・福祉施策の満足度と重要度について

(1) 調査概要

地域共生社会の実現に向けた基盤として、市民が感じる住みやすさや定住意向、福祉施策に対する満足度や重要度についての意識を把握するため、総合計画の見直しにあわせて実施した「市民満足度調査」の結果の一部を掲載します。

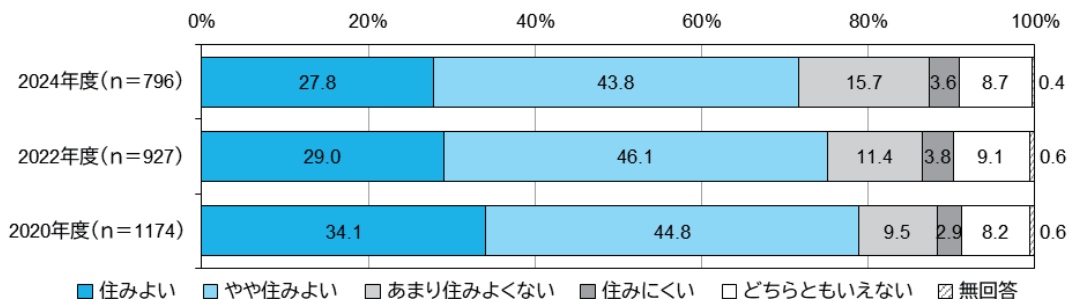
調査名称	令和6年度「市民満足度調査」
調査目的	総合計画に基づく政策・施策の評価や今後の市が取り組むべき施策の基礎資料とする
調査対象	住民基本台帳より無作為に抽出された18歳以上の市民2,000人
調査方法	配布は郵送 回収は書面またはWEBのいずれかの方法で回答
調査期間	令和6（2024）年7月1日～8月1日
回収件数 回収率（n）	796件 回収率39.8%

(2) 主なアンケート結果

① あなたは、富岡市は住みよいと感じていますか。（1つだけ〇）

「住みよい」（27.8%）と「やや住みよい」（43.8%）の合計値『住みよい』は7割以上となっています。

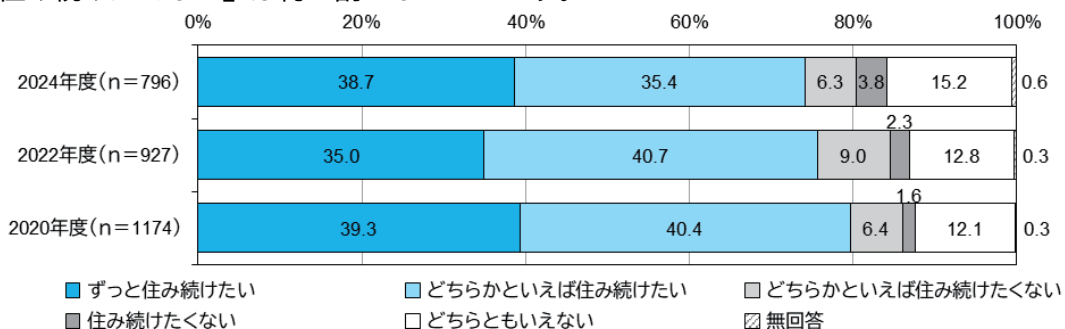
一方、「あまり住みよくない」（15.7%）と「住みにくい」（3.6%）の合計値『住みよくない』は、約2割となっています。



② あなたは、今後も富岡市に住み続けたいですか。（1つだけ〇）

「ずっと住み続けたい」（38.7%）と「どちらかといえば住み続けたい」（35.4%）の合計値『住み続けたい』は7割を超えています。

一方、「どちらかといえば住み続けたくない」（6.3%）と「住み続けたくない」（3.8%）の合計値『住み続けたくない』は約1割となっています。



③各分野の政策・施策の満足度・重要度（それぞれ5段階で評価）

市民満足度調査に基づき、30施策を「満足度」と「重要度」で分析した結果、令和6（2024）年度の平均は満足度3.13点、重要度3.82点となり、重要度に比べて満足度が低い傾向が見られました。

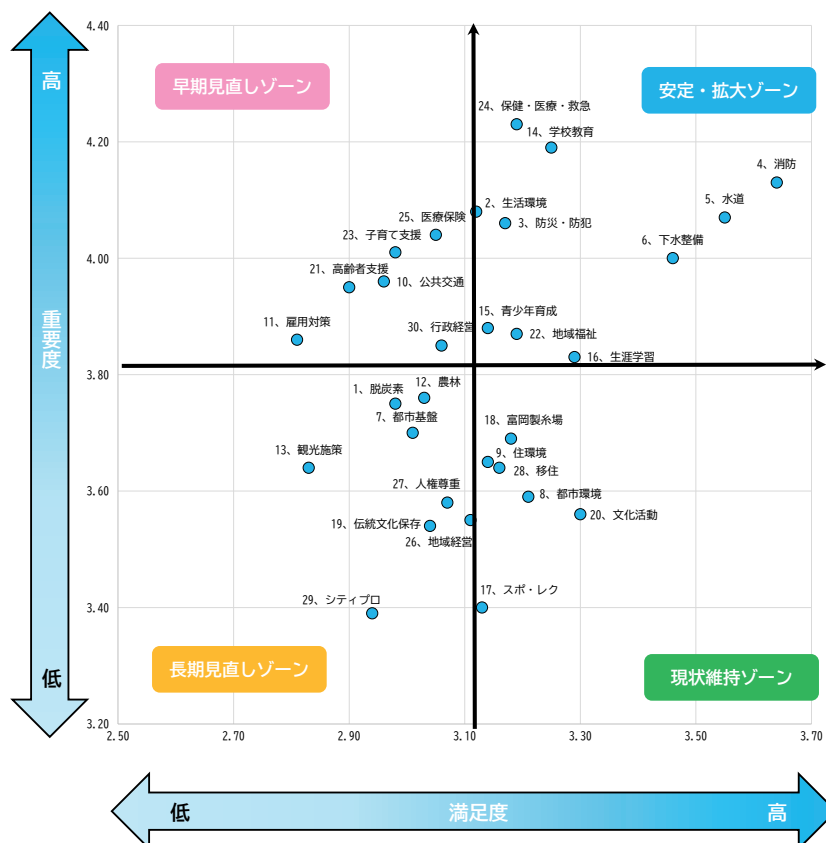
「早期見直しゾーン」には、満足度が平均を下回る一方で重要度が高い施策が位置しており、「21. 高齢者支援の充実」、「23. 子育て支援の充実」、「25. 持続可能な医療保険制度の構築」などが該当しました。これらは市民の期待が高い一方で満足度が追いついていない分野であり、重点的な改善が求められます。

「長期見直しゾーン」には、「1. 脱炭素・循環型社会の構築」、「19. 歴史・伝統・文化資源の保存と活用」、「29. 富岡ブランドの推進（シティプロモーション）」など、関心度が比較的低い施策が含まれました。これらは現時点では市民の関心が限定的である一方、将来的なまちの魅力形成に資する可能性がある分野といえます。

また、「現状維持ゾーン」では、「17. スポーツ・レクリエーションの充実」、「18. 富岡製糸場の保存と活用」、「20. 文化活動の充実」などが挙げられています。

「安定・拡大ゾーン」には、現在のサービス水準の維持だけでなく、さらなる拡大が求められていると考えられます。「4. 消防体制の充実」、「5. 水道事業の充実」、「6. 下水道・浄化槽の整備推進」などがこれに該当します。

全体として、市民ニーズは生活インフラや福祉分野に集中しており、とりわけ防災・教育・医療などの分野は引き続き安定した支持を得ています。一方で、産業や環境分野、地域振興施策においては重要度の高さに比べ満足度が低く、今後の計画において重点的な改善や取組の強化が必要といえます。



5 第3次計画における取組の評価

第3次計画で設定された施策や事業について、これまでの取組状況と今後の方向性について、令和7（2025）年度に所管課による評価を実施しました。

（1）これまでの取組状況の評価

① 全体評価

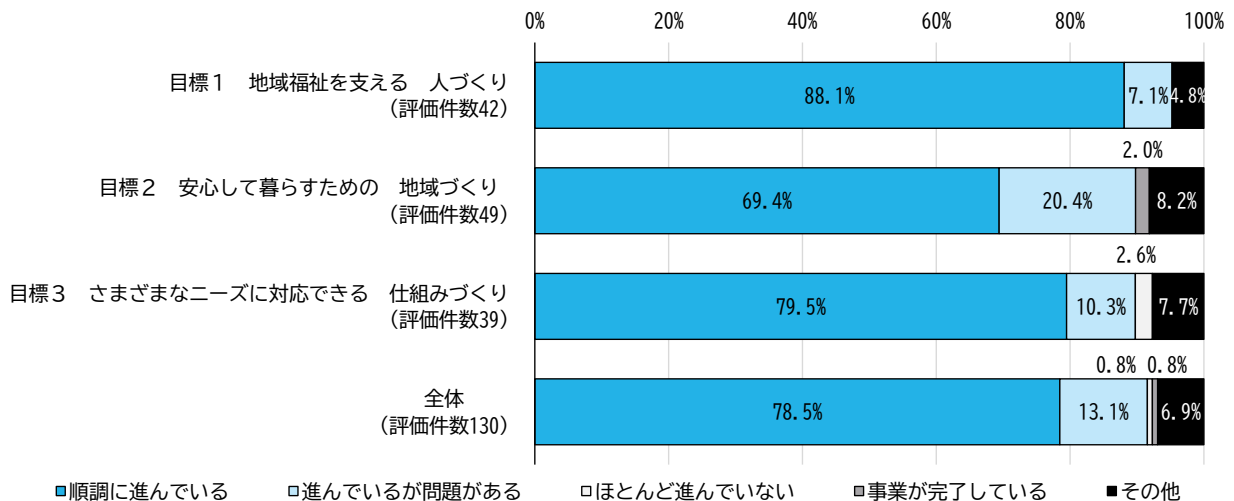
第3次計画で位置づけた事業全体の進捗状況をみると、「順調に進んでいる」が78.5%と約8割を占め、全体として計画に沿った取組が着実に進んでいることが確認できました。一方、「進んでいるが問題がある」は13.1%、「ほとんど進んでいない」は0.8%となっており、一部の分野では改善の余地がうかがえます。

目標別にみると、目標1『地域福祉を支える人づくり』では「順調に進んでいる」が88.1%と最も高く、事業の着実な進展が示されています。

目標2『安心して暮らすための地域づくり』では「順調に進んでいる」が69.4%とやや低く、「進んでいるが問題がある」が20.4%となっており、特に安全・安心の確保や生活環境整備など、住民の安全・安心に関する分野では、引き続き課題が残っていることがうかがえます。

目標3『さまざまなニーズに対応できる仕組みづくり』では「順調に進んでいる」が79.5%とおおむね良好な結果であるものの、「進んでいるが問題がある」も1割程度あり、多様化するニーズへの対応や関係機関との連携や体制づくりの面で課題があることがうかがえます。

総括すると、多くの事業で一定の成果がみられる一方、安全・安心の確保や多様なニーズに対応する仕組みづくりなど、今後さらなる充実と継続的な見直しが必要であることが明らかになりました。



② 各分野の進捗状況

『地域福祉の意識醸成』では、約8割が「順調に進んでいる」と評価しており、取組が着実に進んでいることがうかがえます。一方、「進んではいるが定着には至っていない」との声もあり、普及啓発の広がりには偏りがあることが課題です。

『地域福祉の担い手づくり』では、9割近くが「順調に進んでいる」と評価しており、活動は堅実に進められています。一方、「参加者が集まらない場合があるため、内容や対象地域を工夫する必要がある」との指摘もあり、運営方法等の改善が求められています。

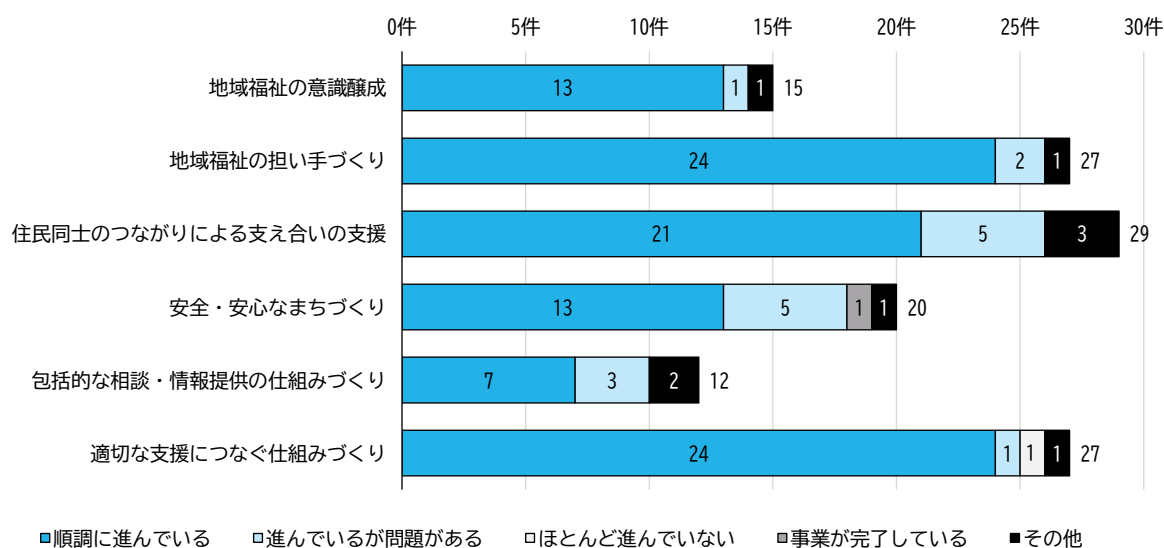
『住民同士のつながりによる支え合いの支援』では、約7割が「順調に進んでいる」と評価した一方、2割弱が「進んでいるが問題がある」としています。課題としては、「地域特性に応じた生活支援体制が整っていない」「参加者が減少し、会員維持が難しい」などが挙げられ、役割の明確化や活動継続の仕組みづくりが求められています。

『安全・安心なまちづくり』では、「順調に進んでいる」が約6割、「進んでいるが問題がある」が約3割となりました。課題としては、「個別避難計画の進捗が遅れている」など、防災体制の強化や市民意識の向上が挙げられています。

『包括的な相談・情報提供の仕組みづくり』では、「順調に進んでいる」は約5割、「進んでいるが問題がある」が約3割となりました。課題としては、「利用状況や住民ニーズを踏まえた情報提供ができていない」「多言語対応情報配信システムの利用が伸び悩んでいる」など、住民ニーズに即した情報発信の工夫や多言語対応の促進など、体制全体の改善が求められています。

『適切な支援につなぐ仕組みづくり』では、9割近くが「順調に進んでいる」と評価していますが、「自殺防止の啓発や相談窓口の周知は行っているものの、認知度が低い」との指摘もあり、取組内容の充実に加えて、周知方法の見直しや発信手段の工夫による認知度向上が課題です。

総括すると、「担い手づくり」や「適切な支援につなぐ仕組みづくり」は高い評価を得ている一方、「包括的な相談体制」や「安全・安心なまちづくり」など、住民の生活に直結する分野では、課題が残されています。



(2) 今後の方向性

① 全体の方向性

第3次計画における事業全体の今後の方向性について評価した結果、全体では9割以上が「維持・継続が適当」と回答しており、引き続き取組を進めることの必要性が強く示されました。

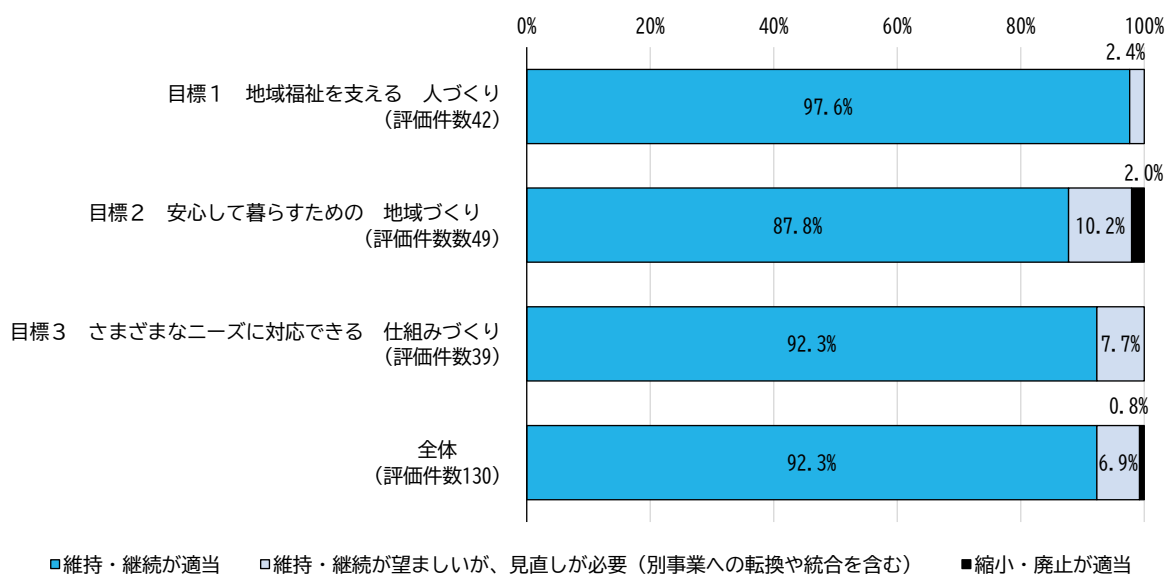
目標別にみると、

目標1『地域福祉を支える人づくり』では、「維持・継続が適当」が97.6%と最も高く、人材育成や担い手確保の取組を一層推進していく必要性が示されました。

目標2『安心して暮らすための地域づくり』では、87.8%が「維持・継続が適当」とする一方、「維持・継続が望ましいが見直しが必要」との回答が1割強と他の目標より多く、防災・安全対策や地域環境整備の分野で改善・強化の必要性がうかがえます。

目標3『さまざまなニーズに対応できる仕組みづくり』では、92.3%が「維持・継続が適当」と回答しており、地域の多様な課題に対応する仕組みづくりが引き続き重要視されていることが明らかになりました。

総括すると、いずれの目標もおおむね「継続が適当」と評価された一方、住民の安全・安心に関わる取組については、社会状況の変化や新たな課題を踏まえた見直しが必要とされています。



② 分野別の方向性

分野別に今後の方向性をみると、いずれの分野においても大半が「維持・継続が適当」と評価されており、今後も継続して取り組むことが基本的な方向性となっています。

『地域福祉の意識醸成』では、すべての取組が「維持・継続が適当」と評価されており、着実に進められています。一方、普及啓発の広がりには偏りが生じないように、課題を踏まえた継続的かつ効果的な取組の推進が求められています。

『地域福祉の担い手づくり』では、約9割が「維持・継続が適当」と評価されており、引き続き計画的に取り組む必要があります。あわせて、ボランティアの養成・育成を進めるため、既存事業の見直しや支援体制の強化が求められています。

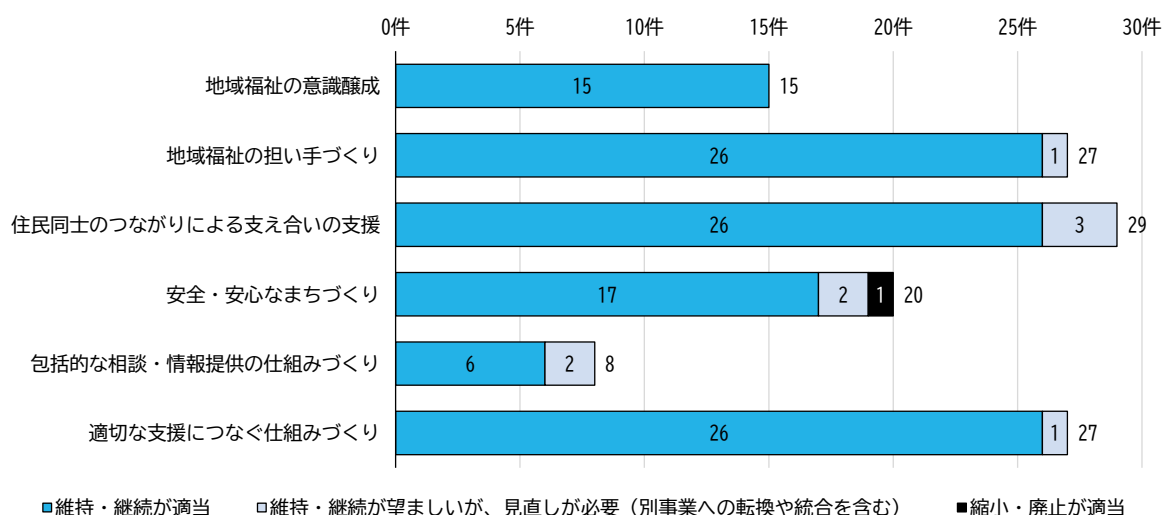
『住民同士のつながりによる支え合いの支援』では、多くが「維持・継続が適当」と評価されていますが、一部には「維持・継続が望ましいが見直しが必要」との評価もあります。生活支援コーディネーターによる地域特性に応じた支援方法の確立や事業の周知、後継者育成、会員減少への対応など、活動内容の見直しと継続性の確保が課題となっています。

『安全・安心なまちづくり』では、おおむね「維持・継続が適当」と評価されつつも、耐震改修補助の拡充検討や個別避難計画の策定推進など、より実効性を高める取組が求められています。

『包括的な相談・情報提供の仕組みづくり』では、「維持・継続が望ましいが見直しが必要」の割合がやや高く、既存制度との整理や役割分担の明確化が課題となっています。

『適切な支援につなぐ仕組みづくり』では、9割以上が「維持・継続が適当」と評価されており、地域を支える基盤として引き続き推進することが重要です。課題を踏まえ、認知度の向上や関係機関との連携強化を図り、支援体制の充実が求められています。

総括して、各分野とも基本的な方向性は「継続が適当」と評価されていますが、住民の安全・安心に関わる取組や、多機関が連携する相談体制の整備については、社会状況や地域ニーズの変化を踏まえた見直しと改善が今後の課題となっています。



6 それぞれの視点からみた富岡市の課題

本市の現状や市民や団体の意識、第3次計画の取組状況からみえてきたことを踏まえ、地域福祉の推進にあたり次のような課題が浮かび上がっています。

(1) 統計・市民意識からみた課題

本市の現状や市民意識、各種調査結果を踏まえると、人口減少や少子高齢化、世帯規模の縮小、ひとり暮らし高齢者の増加などにより、日常生活に不安を抱える世帯が増加しています。また、複合的な課題も顕在化しており、既存制度だけでは対応が難しいケースも見られます。

地域活動やボランティア活動への参加は一定程度維持されているものの、担い手不足や若年層の参画の低さが課題となっています。さらに、地域のつながりや互助の希薄化も進んでおり、安全・安心な暮らしを支える基盤の強化が求められています。

【本市の現状】

		第3次策定時	第4次策定時
市の現状 ※1	総人口	47,648人	44,936人
	世帯数	18,830世帯	18,838世帯
	世帯当たり人員	2.53人	2.39人
	老年人口	16,251人	16,483人
	年少人口	5,260人	4,234人
	子どものいる世帯割合	23.7%	19.9%
	ひとり暮らし高齢者世帯割合	8.3%	10.2%
	総人口に占める障害者手帳所持率	6.2%	7.2%
	要支援・要介護認定率	15.3%	15.2%
	生活保護世帯数	194世帯	218世帯
	避難行動要支援者登録件数	238件	237件
	民生委員・児童委員相談件数	1,290件	734件
	ボランティア・NPO法人登録件数	1,918件	1,635件
	消防団員数	335人	309人
市民の意識	近所づきあい(深い付き合いをしている)※2	38.6%	38.1%
	地域活動(現在参加している)※3	60.0%	57.9%
	地域活動(参加したい)※4	49.4%	52.6%
	地域づくり協議会の認知度※5	26.4%	37.8%
	ボランティア活動参加意向※6	62.8%	52.9%
	民生委員・児童委員の認知度※7	83.9%	86.3%
	社会福祉協議会の認知度※8	77.9%	80.2%
	社会を明るくする運動の認知度		24.9%
	成年後見制度の認知度※9		68.1%
	成年後見制度の相談窓口の認知度		20.8%

※1 市の現状、第3次計画策定時の数値は令和元(2019)年の数値。

※2 「とても親しくつき合っている」と「親しくつき合っている」を合わせた数値。

※3 「よく参加している」と「ときどき参加している」を合わせた数値。

※4 「積極的に参加した」と「できるだけ参加したい」を合わせた数値。

※5 「知っているし、活動に参加している」と「知っているが、活動に参加したことはない」を合わせた数値。

※6 「経験があり、今後も活動したい」と「経験はないが、機会があれば活動したい」を合わせた数値。

※7 「自分の地区の担当を知っている」と「いることは知っているが、担当は知らない」を合わせた数値。

※8 「名称も活動内容も知っている」と「名称は知っているが、活動内容はよく知らない」を合わせた数値。

※9 「知っている」と「名前は聞いたことがある」を合わせた数値。

(2) 第3次計画の取組状況からみた課題

第3次計画ではおおむね順調な進展がみられ、各分野において一定の成果が確認されました。一方、今後に向けて改善すべき課題も明らかとなりました。

まず、「人づくり」の面では、地域福祉に関する普及啓発が各種事業やイベント等を通じて一定の成果を上げたものの、参加層に偏りがみられ、特定の層に限られる傾向が課題となっています。地域全体に裾野を広げ、幅広い世代やさまざまな立場の住民に浸透させるための仕組みづくりが求められます。

また、地域活動やボランティア活動の担い手については、人材育成や活動の定着が進んだ一方、活動世代の固定化や後継者不足が顕在化しており、持続的な活動を支える体制整備が課題です。

次に、「地域づくり」の面では、住民同士の支え合い活動が広がり、互助の意識は一定程度高まったものの、地域特性に応じた生活支援体制の整備が十分に進んでいないこと、活動団体の会員減少による組織基盤の弱体化がみられました。これにより、支え合い活動を継続・発展させるうえでの不安定さが残っています。

さらに、防災や生活環境の分野では、個別避難計画の策定が十分に進んでいないこと、耐震化や防犯対策に対する市民の意識が十分に高まっていないことが課題とされています。安全・安心なまちづくりに向け、取組の実効性とスピード感を高めることが求められます。

最後に、「仕組みづくり」の面では、包括的な相談・情報提供体制の整備が依然として不十分であり、住民の多様なニーズに応じた情報発信が十分に行われていません。特に、多言語対応情報配信システムの活用促進、関係機関との連携・ネットワーク化の強化、広報・周知方法の改善などが課題として挙げられます。

これらの取組は、複雑化・多様化する生活課題に対応するために不可欠であり、体制の再構築と機能強化が求められています。

(3) 施策展開の視点

本市が直面する少子高齢化や人口減少、地域を支える担い手の不足、つながりの希薄化、そして制度の狭間にある複雑な生活課題など、多様で複合的な課題を踏まえ、本計画では、これまでの取組で重視してきた「人づくり」「地域づくり」「仕組みづくり」の3つの視点を引き続き基本に据えます。

そのうえで、現状の課題や新たに生じている地域の変化を踏まえながら、より実効性のある施策の展開を図り、誰もが安心して暮らし続けられる地域福祉の実現を目指します。



【第3章】計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の位置づけ、これまでの取組の継続性、本市の現状と課題への対応などを踏まえつつ、地域共生社会の実現を目指すため、本計画の基本理念は第3次計画から継承し、以下のとおり定めます。

ともに支え合い 誰もがいきいき
元気なまち「とみおか」

2 基本目標

基本理念に基づく取組の基本目標を、以下の3つとします。

目標1 地域福祉を支える 人づくり

地域福祉を進めていくための土台として、まずは自分自身や家族で課題を解決しようとする「自助」の力を大切にします。

そのうえで、市民一人ひとりが持つ支え合いの力を引き出し、互いに活かし合うことができるよう取り組みます。

こうした「人づくり」を通じて、地域の中で起きている生活課題を「自分ごと」として受け止め、主体的に考え、行動できる人を増やします。

目標2 安心して暮らすための 地域づくり

市民一人ひとりが持つ支え合いの力を地域で活かし、地域の実情に応じた「互助」の力を備えた仕組みを築きます。

こうした「地域づくり」を通じて、誰もが安心して暮らし続けられる、“地域まるごと”で支える体制を整えます。

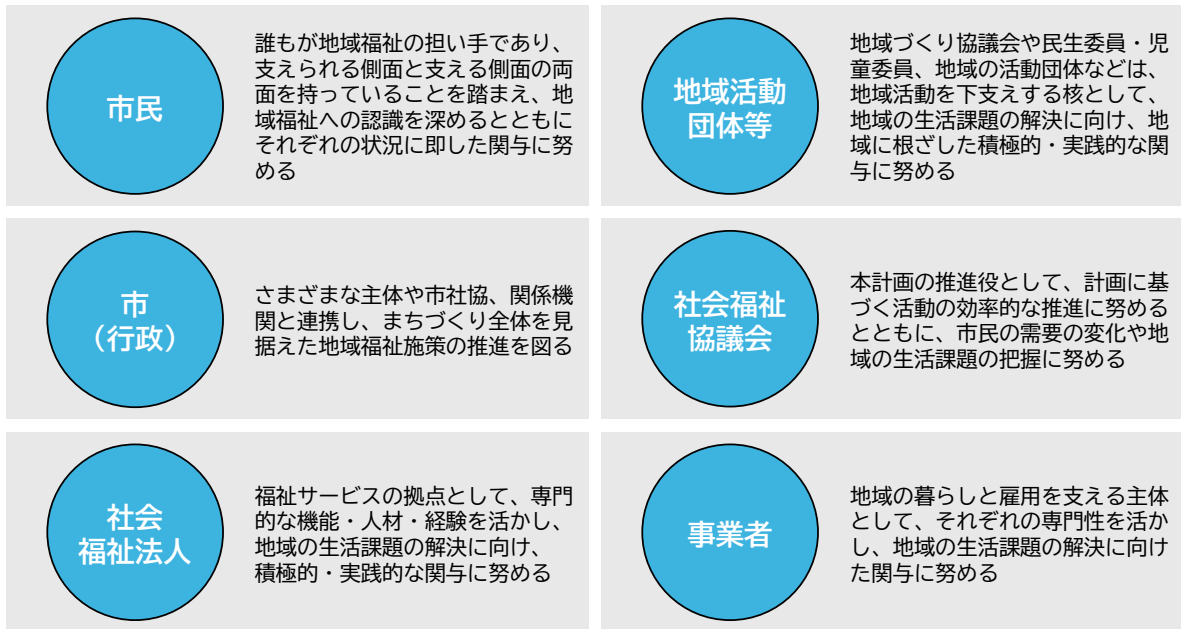
目標3 さまざまなニーズに対応できる 仕組みづくり

個人や家族、隣近所、地域などが抱える多様な課題に対し、的確かつ柔軟に対応できる体制を整えます。

「共助」や「公助」の視点を生かした「仕組みづくり」を進めることで、地域共生社会の実現に向けた体制の充実を図ります。

3 役割分担

地域福祉の担い手は、地域で暮らす一人ひとりの市民自身であり、本市に関わるすべての人がそれぞれの立場や状況に応じて連携・協働する地域福祉の担い手として位置づけられます。

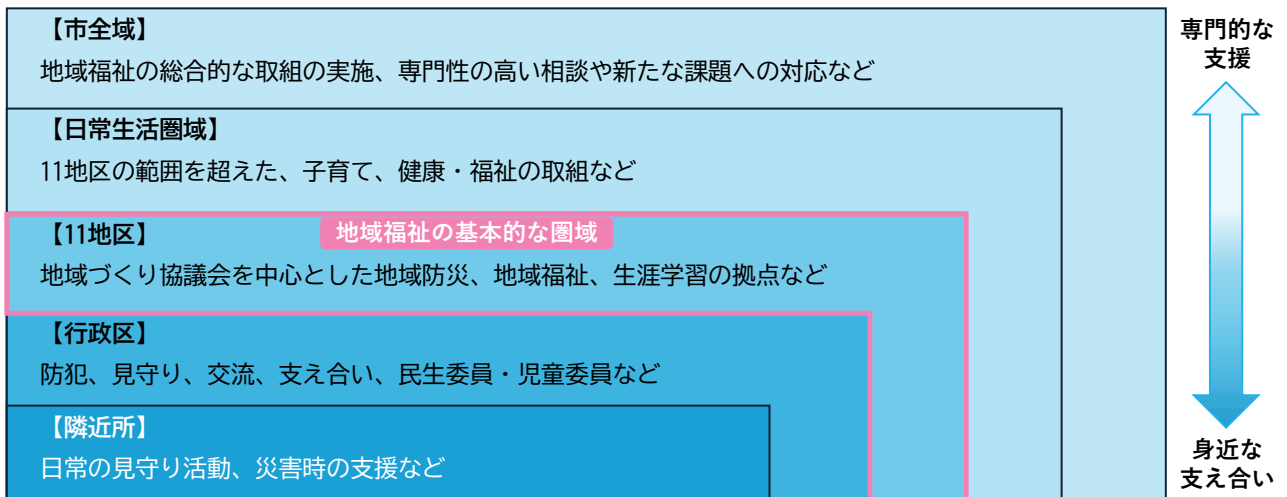


4 圏域の考え方

現在、市内では地域づくり協議会を中心とした活動が、地域づくりセンターを活動拠点として展開されています。

そこで本計画では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の基礎的な圏域として、市民に身近で組織的活動の基盤を持つ地域づくりセンターを拠点とした11地区を設定します。

さらに、隣近所や行政区といったより小さな圏域、また『第9期富岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』に基づく6つの日常生活圏域、市全域といったより大きな圏域との重層的なネットワークを構築し、各圏域が連携する体制を整えながら、地域福祉を推進していきます。



5 計画の体系

基本理念	基本目標	具体的な施策
ともに支え合い 誰もがいきいき 元気なまち 「とみおか」	目標 1 地域福祉を支える人づくり	(1) 地域福祉の意識啓発 (2) 福祉教育の推進 (3) 地域福祉の担い手確保・育成 (4) 地域福祉活動団体への支援
	目標 2 安心して暮らすための地域づくり	(1) 生活課題の把握と解決に向けた体制づくり (2) 交流と支え合いの推進 (3) 防災体制の強化 (4) 安全・安心のための環境整備 (5) 再犯防止の推進 【富岡市再犯防止推進計画】
	目標 3 さまざまなニーズに対応できる仕組みづくり	(1) 組織・制度を横断した相談体制づくり (2) 情報提供の強化 (3) さまざまな困難を抱えた人への支援の強化 (4) 権利を擁護するための仕組みの構築 【富岡市成年後見制度利用促進計画】

【第4章】具体的な施策の展開

目標1 地域福祉を支える 人づくり

(1) 地域福祉の意識啓発

【現状と課題】

少子高齢化や人口減少が進む中で、地域におけるつながりや支え合いの重要性は一層高まっています。地域住民が互いに支え合う仕組みづくりは、安心して暮らせる地域社会の実現に欠かせません。

市民アンケートの「地域福祉活動」に関する設問では、「地域活動に参加したことがない」「関心はあるがよくわからない」といった回答が多く、地域福祉や地域活動に対する市民の理解や関心が十分に浸透していない状況が明らかになりました。

地域課題の解決には、住民一人ひとりの理解と参加が不可欠ですが、関心や参加率の低さが課題となっています。今後は、市民にとって身近でわかりやすい情報発信や、気軽に参加できる機会の提供を通じて、福祉を「自分ごと」として捉えられるよう意識を高めていくことが求められます。

【取組の方向性】

- 地域福祉を知り・考える機会を広げ、市民の理解と行動につなげます。
- 広報紙やホームページ、SNSなどを活用して、地域福祉に関する情報発信を充実させます。
- 住民が集まる場を活用して地域福祉の重要性をわかりやすく伝え、市と社協が連携して啓発活動を推進し、住民の主体的な参加を支援します。

市民・地域の取組

◆ 市民

- ・地域住民が主体となって、勉強会や交流会、オンラインを活用した意見交換の場などを開催し、身近な地域課題について学び合う機会をつくりましょう。
- ・小・中学校や地域の子ども会、青少年団体などを通じて、福祉教育やボランティア体験の機会を広げ、次世代に地域福祉の大切さや支え合いの心を伝えていきましょう。
- ・世代や立場を超えて交流できる場を設け、互いの理解を深めることで、地域全体で支え合う意識を高めていきましょう。

◆ 地域・団体

- ・自治会やボランティア団体は、地域福祉活動や支援の具体的な事例を共有し、住民が活動に参加できるきっかけをつくりましょう。
- ・地域づくり協議会は、地域福祉に関するニーズや課題を把握し、住民一人ひとりが地域福祉を「自分ごと」として考えられるようにしていきましょう。

市の取組

◆ 知る・考える機会を増やす

- ・市民一人ひとりが、地域ぐるみの福祉や身近な支え合いについて理解を深め、具体的な行動につなげられるよう、講演会やイベントの開催、デジタルツールを活用した学びの場の提供を通じて、地域福祉を知り・考える機会の充実を図ります。

◆ 啓発につながる情報提供を充実させる

- ・広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、地域福祉に関するわかりやすく親しみやすい情報発信に努めます。
- ・地域づくり協議会や地域住民が集まる機会を活用して、地域福祉の重要性や実践事例を紹介し、住民の理解を深めます。また、『地域づくりセンターだより』など地域に応じた媒体を活用し、より身近で効果的な情報提供を検討します。

社会福祉協議会の取組

◆ 意識啓発の取組を充実させる

- ・地域福祉の推進を「自分ごと」として捉え、行動する市民を育むための福祉教育の充実を図ります。
- ・さまざまな人の交流と地域福祉への理解を促すため、「社会福祉大会」「わくわくフェスティバル」「地域ふれあい事業」など、多くの市民が参加する機会の充実を図ります。
- ・共同募金や善意銀行の取組を推進し、募金や寄附による支え合いの活動への理解や寄附文化の醸成を図ります。

◆ 啓発につながる情報提供を充実させる

- ・広報紙『とみおか社協だより』やホームページを活用し、地域活動や地域福祉に関する情報提供の充実を図ります。

(2) 福祉教育の推進

【現状と課題】

地域共生社会の実現には、子どもから大人まで幅広い世代が福祉の意義を理解し、互いに支え合う心を育むことが重要です。

しかし、第3次計画における「福祉教育の推進」に関する取組の評価では、「一定の進展はみられるものの、十分に定着していない」との指摘があり、普及啓発の広がりには偏りがあることが課題として挙げられています。

今後は、学校教育や社会教育、地域の集まりなどさまざまな場を活用し、市民が福祉について学び・体験できる機会をさらに充実させることが求められます。

【取組の方向性】

- 学校教育や社会教育の場で福祉講話や体験学習を実施し、福祉への理解を深める学びの機会を充実させます。
- 中学生ボランティア体験などを通じて、若い世代が地域福祉に関心を持ち、将来の担い手として成長できる機会を提供します。
- 市や地域づくり協議会、社協、事業者、学校が連携し、市民が気軽に参加できる学びや体験の場を広げます。

市民・地域の取組

◆ 市民

- ・福祉に関する知識や理解を深めるために、講座や体験活動などの学びの機会に積極的に参加しましょう。
- ・学んだことや得た情報を家族や身近な人と伝え合い、地域全体で福祉への関心や理解を広げましょう。
- ・自らの知識や経験を活かし、地域や身近な場面で支え合いの輪を広げていきましょう。

◆ 地域・団体

- ・学校や地域での学びや体験の成果を活かし、地域活動やボランティア活動など、具体的な実践につながる仕組みづくりを進めましょう。
- ・自治会や地域づくり協議会、社協、ボランティア団体などが連携し、世代を超えた学びや交流の機会を広げましょう。

市の取組

◆ 学び・体験できる機会を増やす

- ・子どもから大人まで幅広い世代が福祉について学べるよう、学校教育や社会教育、地域の集まりなどさまざまな場を活用し、生涯学習出前講座などを実施することで、学びや体験の機会を充実させます。
- ・地域福祉に関する学習や体験活動が一層充実するよう、社協と連携・協働し、その推進と支援を図ります。

社会福祉協議会の取組

◆ 学び・体験できる機会を増やす

- ・学校教育や社会教育の場を活かし、福祉講話や福祉機器の体験などを実施することで、福祉教育の充実を図ります。
- ・中学生ボランティア体験学習など、若い世代が福祉に触れる機会を通じて、次代を担う人づくりの推進を図ります。
- ・市や地域づくり協議会、市内事業者などと連携し、市民が身近な場で地域福祉について学び、体験できる機会の充実を図ります。

(3) 地域福祉の担い手確保・育成

【現状と課題】

少子高齢化や単身世帯の増加に伴い、地域福祉活動の担い手不足が一層深刻化しています。

団体ヒアリングの「団体運営に関する問題や課題」に関する設問では、「メンバーの高齢化」や「活動メンバーの固定化」が課題として挙げられ、活動の継続性や世代交代への対応が急務であることが明らかになりました。

地域共生社会の実現には、さまざまな世代や立場の住民がそれぞれの役割を持ち、地域活動に参加できる環境を整備するとともに、新たな担い手の育成が求められています。

【取組の方向性】

- 生活支援ボランティア※¹や認知症サポーター※²、福祉教育などを通じて、市民の参画を促し、地域に根ざした担い手を育成します。
- 活動の意義や魅力をわかりやすく伝え、参加しやすい仕組みや情報提供を充実させます。
- 生活支援コーディネーター※³と連携し、地域の実情に応じた人材確保と活用を進め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

市民・地域の取組

【市民】

- ・地域活動やボランティア活動に日頃から関心を持ち、日々の暮らしとのつながりを意識しながら、発信される情報を積極的に取得しましょう。
- ・自分の地域を担当する民生委員・児童委員の活動に関心を持ち、積極的に協力しましょう。
- ・活動への直接的な参加に限らず、日常生活の中で「無理なく・できることから」地域に関わる方法を考え、できる範囲で協力しましょう。

【地域・団体】

- ・地域で暮らす誰もが、生活様式や体力、経験の違いに関わらず、参加しやすく協力しやすい新しい方法や柔軟な取組を検討しましょう。
- ・活動内容のスリム化や作業負担の軽減、役職の引継ぎの円滑化、運営の透明性の確保などに取り組み、新たな人材が運営に関わりやすい団体づくりを進めましょう。

市の取組

◆ 人材の育成や技術・知識の習得を支援する

- ・生活支援ボランティアや認知症サポーター、ボランティアコーディネーター※⁴など、地域福祉を支える人材の育成と活動支援を進めるとともに、福祉に関する技術や知識の習得を支援します。
- ・より多くの市民が地域活動やボランティア活動に参加しやすくなるよう、市民や地域、関係機関・団体と連携し、従来の枠にとらわれない新たな取組を検討します。
- ・広報紙やホームページなどを活用し、地域活動やボランティア活動への参加・協力のきっかけづくりを進めます。
- ・地域福祉の重要な担い手である社協の活動を積極的に支援します。
- ・市民のシビックプライド※⁵の醸成に努めるとともに、次代を担う小・中・高校生などの若い世代の人材育成に力を入れます。

社会福祉協議会の取組

◆ 地域福祉の担い手を育成・支援する

- ・各種のボランティア養成講座の充実により、担い手の育成と確保を図ります。
- ・生活支援ボランティアの拡充を図ります。
- ・民生委員・児童委員の活動を支援し、活動しやすい環境づくりに努めます。
- ・次代の地域福祉の担い手となる小・中・高校生など、若い世代の人材育成を図ります。
- ・地域福祉を支える人材の交流機会や活動支援の充実を図ります。
- ・『ボランティア活動の手引』※⁶を活用したわかりやすい情報提供に努めます。

- ※1 生活支援ボランティア : 高齢者や障害者などの日常生活上の困りごとへの手伝いを「できる人が、できることを、できるときに」行う、身近な地域の支え合い活動に携わるボランティア。
- ※2 認知症サポーター : 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーター養成講座を受講した人。
- ※3 生活支援コーディネーター : 「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進することを目的に、地域において生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う人。
- ※4 ボランティアコーディネーター : ボランティア活動を調整する人で、市民や活動団体からのボランティア活動に関する相談対応、支援が必要な人とボランティアとの調整、ボランティア活動などに関する情報の発信と参加の促進などを行う。本市では社協に配置されている。
- ※5 シビックプライド : 「郷土愛」や「地域に対する誇り」、または、このような「思い」にとどまらず地域の課題を解決するような活動やこれらの取り組む姿勢。
- ※6 ボランティア活動の手引 : ボランティアの受入れを希望する施設や活動を行っているボランティアグループなどの情報を提供する冊子で、毎年作成・配布している。

(4) 地域福祉活動団体への支援

【現状と課題】

地域では、自治会やボランティア団体、NPOなどがさまざまな活動を展開し、住民の暮らしを支えています。

市民アンケートの「地域活動やボランティア活動への参加状況と意向」に関する設問では、「経験はないが、機会があれば活動したい」と回答した人が多く、参加意欲を持つ層が一定程度存在する一方、「経験がなく、今後も活動したくない」と回答した無関心層も少なくありません。また、「経験があり、今後も活動したい」と回答した人は前回調査より減少しており、継続的に活動する担い手の減少が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、地域活動団体が継続的かつ効果的に活動できるよう、団体ごとの課題に寄り添った支援の充実が求められています。さらに、ボランティアサポートセンター※の拠点機能を強化し、情報提供や情報共有・連携の仕組みを整備することが必要です。

【取組の方向性】

- 地域活動団体やボランティア団体の課題解決を支援し、活動の継続と発展を図ります。
- 地域活動団体などの運営を支援するとともに、ボランティアサポートセンターの機能を強化し、社協との連携を深めます。
- 情報提供の充実や団体間の交流を促進し、多様な主体が参画する持続可能で活力ある地域福祉活動を推進します。

市民・地域の取組

◆ 市民

- ・地域活動団体やボランティア団体に関心を持ち、活動内容や地域でのボランティア情報を積極的に取得しましょう。
- ・自分が参加・協力できることについて考え、実践につなげましょう。

◆ 地域・団体

- ・地域活動団体やボランティア団体と積極的に連携し、協力して活動を進めるとともに、ボランティアの受入れや支援体制の充実に取り組みましょう。

市の取組

◆ 問題や課題に寄り添う支援を強化する

- ・ 地域活動団体やボランティア団体が抱える課題を把握し、活動が継続的かつ効果的に行えるよう、課題に応じた支援を充実させます。
- ・ 民生委員児童委員協議会への支援を通じて、各委員の活動をサポートします。
- ・ 若者や子育て世代、外国人など多様な主体が参加しやすい支援や取組を推進します。

◆ ボランティアサポートセンターの拠点機能を強化する

- ・ 地域活動やボランティア活動を支える拠点として、ボランティアサポートセンターの機能を充実させ、社協との連携を強化します。
- ・ 情報発信や相談支援、受入体制の強化を図り、団体活動の円滑な運営を支援します。

◆ 情報提供・共有や連携を充実させる

- ・ 市民が地域活動やボランティア活動に参加しやすくなるよう、紙媒体やWEB、SNSなどのデジタル媒体を活用した情報提供を進めます。
- ・ 地域活動団体やボランティア団体、社協との情報共有や連携を強化し、活動の広がりや協働を促進します。
- ・ 災害支援や防災、見守り活動など、時代のニーズに対応した活動支援を推進します。

社会福祉協議会の取組

◆ ボランティアサポートセンターの拠点機能を強化する

- ・地域活動やボランティア活動を支える拠点として、ボランティアサポートセンターの機能を充実させ、市との連携を強化します。

◆ 団体の活動を支援する

- ・共同募金や善意銀行の仕組みを活用し、地域活動団体やボランティア団体への支援を推進します。
- ・富岡市ボランティア連絡協議会、富岡市民生委員児童委員協議会、富岡市共同募金委員会、富岡市遺族会などの事務局を担い、各団体の円滑な運営を支援します。

◆ 情報提供・共有や交流機会を充実させる

- ・市民がボランティア活動に参加しやすくなるよう、活動に関する情報提供を充実させます。
- ・地域活動団体やボランティア団体の情報発信を支援するとともに、市との情報共有や交流の機会を広げ、連携の促進を図ります。

※ボランティアサポートセンター：市と社協が共同運営を行い、ボランティア・市民活動・NPO活動を一元的かつ、総合的に推進する拠点。

目標2 安心して暮らすための 地域づくり

(1) 生活課題の把握と解決に向けた体制づくり

【現状と課題】

単身世帯や高齢者世帯の増加により、地域での孤立や生活に不安を抱える世帯が増えています。

市民アンケートの「地域づくり協議会」に関する設問では、「協議会を知らない」「名前は知っているが活動内容はよくわからない」という回答が多く、協議会の存在や活動内容が十分に認知されていないことが課題となっています。

また、地域での心配ごととしては、防犯・防災・医療・福祉・交通など多岐にわたる困りごとが挙げられており、地域課題が複雑化・多様化している状況がうかがえます。

こうした状況を踏まえ、住民が安心して暮らし続けるためには、地域の実情を的確に把握し、多様な主体が連携・協働して課題解決に取り組む体制づくりが求められています。

【取組の方向性】

- 地域づくり協議会や生活支援コーディネーターと連携して、地域の困りごとを把握し、解決に向けた体制を整えます。
- 地域づくりセンターなどの地域拠点機能を充実させ、住民の集いと課題解決の場を確保します。
- 生活支援コーディネーターや民生委員・児童委員、関係機関との連携を強化し、地域での生活課題の早期把握と解決に向けた取組を推進します。
- 円卓会議※などを通じて、住民の意見を反映しながら、住民主体の支え合いと地域課題の解決を推進します。

市民・地域の取組

◆ 市民

- ・ 困りごとや心配ごと、さまざまな困難を抱えている人、暮らしにくさを感じている人に気づき、気を配りましょう。
- ・ 自分にできることを考え、声かけや見守りなど、身近な支え合いを実践しましょう。

◆ 地域・団体

- ・ 地域全体で課題解決に取り組む意識を持ち、住民が話し合い、相談しやすい環境を整えて、誰もが関われる体制をつくりましょう。

市の取組

◆ 主体的活動を支援する

- ・地域づくり協議会が主体となって地域課題の解決に取り組めるよう、地域の困りごとや心配ごとを共有し、生活課題として認識・整理しながら解決する仕組みづくりを支援します。
- ・民生委員・児童委員の活動内容や重要性を市民に周知し、活動の認知度を高めるための広報活動を実施します。
- ・生活支援コーディネーターや民生委員・児童委員と連携し、地域課題の把握と解決に向けた取組を進めます。

◆ 地域福祉の拠点機能を強化する

- ・地域づくりや生涯学習の拠点である地域づくりセンターを活用し、地域福祉の拠点としての機能を強化します。
- ・生活支援コーディネーターの配置を促進し、地域福祉の支援体制の充実を図ります。
- ・社協と連携し、生活支援コーディネーターが地域で継続的に活動できるよう支援します。

社会福祉協議会の取組

◆ 地域福祉を支える体制を強化する

- ・市と連携して各地区の生活支援コーディネーターの育成支援に努めます。
- ・地域づくり協議会と連携・協働し、地域課題の解決に向けた取組を進めます。
- ・民生委員児童委員協議会との連携を強化し、支援が必要な人を早期に把握し、解決につなげます。
- ・各地区で開催する円卓会議などの運営を支援し、地域課題の共有と解決に向けた取組を推進します。

◆ 住民同士がつながる機会を充実させる

- ・「わくわくフェスティバル」や「さつまいも収穫祭」などの地域ふれあい事業を通じて、さまざまな世代の人々が交流し、相互理解とつながりを深める機会の充実を図ります。

※円卓会議：各地区地域づくりセンターに設置されている、地域住民同士で地域課題や地域づくりについて話し合うための場。

(2) 交流と支え合いの推進

【現状と課題】

地域内での交流機会が限られる中で、人と人とのつながりが希薄化しており、孤立や不安を抱える世帯が増えています。

市民アンケートの「近所づきあい」に関する設問では、「あいさつ程度のつき合い」にとどまる人が過半数を占め、日常的な交流が十分に育まれていない状況がうかがえます。

また、地域の困りごとの解決には住民同士の協力が必要だと考える人が多数を占める一方、「そうは思わない」と回答する人も一定数おり、支え合いに対する意識にばらつきがあります。

こうした状況を踏まえ、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流でき、誰もが安心して参加できる「つながりの場」を広げていくことが求められています。

【取組の方向性】

- 地域包括ケアシステムを推進し、医療・介護・福祉・住まい・生活支援を一体的に提供できる体制を整備します。
- 幅広い世代が交流できる地域の憩いの場「ふれあいの居場所」※¹などの活動を支援し、地域で活動するさまざまな団体や機関との連携を強化します。
- 健康づくりや趣味活動などを通じて地域住民の交流を促進し、孤立を防ぐ仕組みづくりを進めます。
- 支え合い活動を担う地域活動団体やボランティア団体への支援を充実させ、地域全体で支え合う体制を強化します。

市民・地域の取組

◆ 市民

- ・自分が暮らす地域に関心を持ち、あいさつや声かけなど、日常的なつながりを大切にし、気軽に支え合える地域づくりを目指しましょう。
- ・支援が必要な人に気づいたときは、「できることから行動する」気持ちを大切にし、無理のない範囲で協力しましょう。

◆ 地域・団体

- ・地域づくり協議会などの活動を通じて、住民の困りごとや心配ごとを早期に把握し、地域全体で支え合いながら解決に取り組みしましょう。
- ・世代や立場を超えた交流の機会を設け、住民同士の自然なコミュニケーションが生まれる環境づくりに努めましょう。
- ・社協や関係機関と連携し、地域の課題に応じた柔軟な活動を展開しましょう。

◆ 地域包括ケアシステムを深化する

- ・生活支援体制整備事業^{※2}を充実させ、地域における支え合いの基盤づくりを進めます。
- ・誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を切れ目なく一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築と深化を図ります。
- ・生活支援コーディネーターを中心に、地域住民や関係機関、社協などとの連携を強化し、支え合いの体制整備を推進します。

◆ 支え合いの連携を促進する

- ・幅広い世代が気軽に集い、交流できる「ふれあいの居場所」などの地域交流拠点の活動を支援し、住民同士のつながりを深めます。
- ・さまざまな団体や組織との連携を促進し、地域における支え合い活動を広げるとともに、オンラインやSNSを活用した新たなつながりづくりも検討します。

◆ 市民の心身の健康を維持する

- ・誰もが健やかに安心して暮らし続けられるよう、ライフステージに応じた切れ目のない健康づくりを推進します。
- ・「いきいき健康教室」などの介護予防・健康づくりの取組を通じて、住民同士の交流と支え合いの促進を図ります。
- ・スポーツや文化活動、生涯学習、eスポーツなどの機会を通して、地域全体の健康と生きがいづくりを推進します。

◆ 支え合いを促進する

- ・生活支援体制整備事業を推進し、第1層（市内全域）の生活支援コーディネーターを中心に地域づくり協議会などとの連携・協働を図ります。
- ・各地区の生活支援ボランティアの活動を支援し、地域に根ざした支援体制の強化を図ります。
- ・市内11地区の地域特性に応じた活動の活性化を促進します。
- ・「いきいきサロン」^{※3}など、住民主体で取り組む支え合いの拠点づくりを支援します。

※1 ふれあいの居場所 : 年齢や性別を問わず、誰でも気軽に集い、自由な時間を過ごすことができる場所。

※2 生活支援体制整備事業 : 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう関係機関・団体等と連携しながら地域における支え合いの体制づくりを推進し、生活支援サービスの整備及び介護予防・社会参加の促進を目指す事業。平成29（2017）年度から市が社協へ委託し、生活支援コーディネーターの設置を行っている。

※3 いきいきサロン : 地域を拠点として、その地域に住む住民同士が共同で企画し、内容を決め、ともに運営していく仲間づくり、居場所づくりの場所

(3) 防災体制の強化

【現状と課題】

地震や台風など自然災害に対応するための体制整備は、地域における重要な課題の1つです。

市民アンケートの「住んでいる地域での心配ごと」に関する設問では、「緊急時や災害時の対応がわからない」との意見が寄せられました。また、第3次計画における取組の評価では、個別避難計画の進捗が遅れていると指摘されています。これらのことから、防災情報や避難行動に関する周知や、避難行動要支援者への具体的な支援体制の整備などに課題が残されています。

災害発生時には行政だけの対応では限界があるため、地域住民や自治会、ボランティア団体などが連携し、平常時から備える体制づくりを進めることが求められています。

【取組の方向性】

- 防災マップや『自主避難計画』※1を活用し、地区ごとに防災訓練や防災研修会を実施し、地域防災力を強化します。
- 『自主避難計画』を見直し、地域住民が主体的に防災力を高められるよう体制を整備します。
- 福祉避難所の拡充を図り、災害時における要配慮者の支援体制を強化します。
- 自治会や各種団体との連携体制を強化し、地域における相互支援体制を充実させます。
- 災害時のボランティアセンターの開設や外部ボランティアの受入体制を整備し、迅速な支援活動につなげます。

市民・地域の取組

◆ 市民

- ・自分が暮らす地域の災害リスクを把握し、家族や身近な人と情報を共有しましょう。
- ・災害発生時に地域で想定される課題を話し合い、日ごろから対応方法を考えておきましょう。
- ・防災訓練や地域の防災・防犯活動に積極的に参加し、自助・互助の意識を高めましょう。

◆ 地域・団体

- ・避難時に支援が必要な人を地域で把握し、避難や支援の方法について情報を共有しましょう。

市の取組

◆ 災害に強い体制を整える

- ・『富岡市防災マップ』^{※2}や『自主避難計画』を活用した地区ごとの防災訓練を実施し、防災意識の向上と地域防災力の強化を図ります。
- ・災害発生時などにおける迅速な情報伝達と住民の安全確保を図るため、防災アプリ「防災富岡」を活用し、安全な避難行動の促進に努めます。
- ・避難行動要支援者名簿の登録促進と名簿の適正管理を徹底し、避難支援体制を強化します。
- ・関係機関と連携し、福祉避難所の拡充に努めます。
- ・災害時に関係機関・団体が迅速で適切な対応ができるよう、防災訓練や情報共有などを通じて、平常時からの連携体制の構築・強化に努めます。
- ・社協と連携し、災害時におけるボランティアセンターの開設や災害ボランティア活動への参加を促進するとともに、市内外からの受入体制の強化を図ります。

社会福祉協議会の取組

◆ 災害に備える

- ・市と連携し、災害時のボランティアセンターの開設や災害ボランティア活動の推進、市内外からの受入体制の強化を図るとともに、防災訓練などを通じて災害発生時に迅速な対応ができるよう備えます。
- ・災害により被害を受けた市民に対して、迅速な対応と生活再建に向けた支援を行います。
- ・市内の社会福祉法人と連携して、平常時から災害に備えた取組を強化します。

※1 自主避難計画

：地域住民が住民懇談会を開催し、地域内における危険箇所を洗い出し、それを踏まえた避難場所や避難ルートなどを検討し、作成した地域独自の避難計画。

※2 富岡市防災マップ（令和8（2026）年3月発行）：指定避難所・地域避難所や防災情報の収集方法、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域・内水浸水想定区域などを地区ごとに表示した地図。

(4) 安全・安心のための環境整備

【現状と課題】

高齢者や障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし続けられる地域を実現するためには、自家用車に依存しない移動環境の整備が不可欠です。

市民アンケートの「高齢者や障害者の住みやすいまちづくりにおける重要な課題」に関する設問では、多くの方が「移動しやすい交通環境の整備」を最も重要な課題として挙げました。特に、買い物や通院など、日常生活に欠かせない移動手段の確保が大きな課題となっています。

今後は、生活に密着した移動支援の仕組みづくりと、誰もが安心して利用できる交通・生活環境の整備が求められます。

【取組の方向性】

- 公共交通の利便性確保やユニバーサルデザイン※¹の推進により、誰もが安心して移動・生活できる環境を整えます。
- 住宅改修支援を充実させ、住み慣れた地域で暮らし続けられる体制を強化します。
- 市と社協が連携し、乗合タクシー「愛タク」などの地域交通サービスの利便性を高め、移動困難な人々への支援を充実させます。

市民・地域の取組

◆ 市民

- ・住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域の生活課題や支援の仕組み・制度に関心を持ち、自分にできることを考えましょう。
- ・将来にわたって公共交通を利用できるよう、上信電鉄や愛タクを積極的に利用し、その維持や活用方法についても考えましょう。
- ・誰もが歩きやすい道路や安全な生活環境を維持していくために、地域での清掃活動や見守り活動などに積極的に参加しましょう。

市の取組

◆ 誰もが自由に移動できる環境を整備する

- ・自家用車に頼らず移動できるよう、日常生活に欠かせない買い物や通院などの移動手段として、愛タクの運行と情報提供を充実させます。
- ・本市唯一の鉄道路線である上信電鉄の利用促進を図り、新たな利用者の拡大に努めます。また、地域住民や観光客にとって便利で持続可能な運行の維持を支援します。
- ・公共交通の維持や利便性向上に向け、地域での検討・協議の場づくりを支援し、市民とともに持続可能な交通環境の構築を進めます。
- ・高齢者や障害者の外出支援として、タクシー運賃の一部を助成する利用券制度を利用し、安心して移動できる環境を整えます。

◆ 安全・安心な地域づくりと住環境の向上

- ・誰もが安全に歩けるまちを目指し、『富岡市都市と交通のマスタープラン』等を踏まえ、歩行者空間の確保やユニバーサルデザインの導入を推進します。
- ・公共施設や都市公園など、市民が集う場におけるトイレ等の施設整備・更新に、バリアフリー化を含むユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・高齢者や障害者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住宅改修等の支援を充実させます。
- ・所有者等に対して空き家の適正管理を指導するとともに、空き家バンク制度の周知を図り、空き家問題の解決に向けた支援を行います。

◆ 暮らしやすさを支援する

- ・安心カード^{※2}の配布、シルバーカー購入補助、車いすや福祉車両の貸出などにより、高齢者や障害者、一時的に移動補助を必要とする人への支援を強化します。
- ・居宅介護支援事業^{※3}の経営基盤を強化し、安定的な介護保険サービスの提供に努めます。
- ・地域活動支援センター「つくし学園^{※4}」の運営を充実させ、障害者の社会参加を支援します。
- ・市と連携し、愛タクの利用促進を図ります。

※1ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインされたもの。

※2安心カード：ひとり暮らし高齢者などが自宅で体調が悪化し救急車を呼んだ場合や、離れて暮らす家族などに第三者が連絡をとる場合等に備えるカードで、持病等の医療情報や緊急連絡先などを記入し、専用容器で保管する。

※3居宅介護支援事業：介護を必要とする人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）がケアプラン（居宅サービス計画）の作成や、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所などとの連絡・調整などを行うもの。

※4つくし学園：在宅の障害者等の地域活動の拠点として、その社会的自立を支援するとともに、作業を通して障害者等の社会参加の促進及び地域社会の理解促進を図るための普及啓発を目的とした施設。

(5) 再犯防止の推進

【富岡市再犯防止推進計画】

【現状と課題】

再犯の防止は、安全で安心な地域社会を実現するうえで重要な取組です。

再犯リスクを抱える人の中には、地域社会で孤立するケースもあり、その背景には生活基盤の不安定さや就労機会の不足、居住環境のせい弱さなどがあると指摘されています。

市民アンケートの「犯罪をした人の立ち直りを支援する取組」に関する設問では、「社会を明るくする運動※」を「知っている」と回答した人の割合が低く、地域における認知度や理解が十分とはいえない状況です。

地域の受入体制や住民理解が不十分なままでは、社会復帰が円滑に進まないおそれがあることから、地域全体で理解を深め、生活再建や就労・修学支援を通じて再犯防止につなげる体制づくりが求められています。

【取組の方向性】

- 『群馬県再犯防止推進計画』と連携し、市としての役割を明確にして施策を展開します。
- 犯罪や非行をした人の就労や居住の安定に向け、関係機関・団体との連携を強化します。
- 保護司会や更生保護団体との協働を通じて、更生支援や地域での受入体制を充実させます。
- 保護観察所や学校、事業者との連携により、修学支援や就労支援の機会を広げます。
- 市民理解を深めるための啓発活動を行い、地域全体で再犯防止を支える意識を醸成します。

市民・地域の取組

◆ 市民

- ・「社会を明るくする運動」などを通じて、犯罪や非行の防止、立ち直り支援への理解を深め、地域で支え合う輪を広げましょう。

◆ 地域・団体

- ・立ち直りを目指す人が安心して暮らせるよう、再犯防止や更生支援への理解を深め、地域全体で支え合う環境をつくりましょう。

市の取組

◆ 『群馬県再犯防止推進計画』と連携した取組を進める

- ・『群馬県再犯防止推進計画』で示された、市町村として取り組むべき事項や連携内容について、関係機関と協力しながら積極的な推進を図ります。

◆ 再犯防止等に関する周知・啓発を進める

- ・広報などを通じた啓発活動により、「社会を明るくする運動」などの再犯防止の取組を推進し、犯罪や非行の防止や立ち直りへの理解を深め、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。
- ・「社会を明るくする運動」富岡甘楽推進委員会を中心に、犯罪や非行をした人の更生について理解を深める活動に取り組めます。
- ・毎年7月の再犯防止啓発月間を中心に、市民への周知と啓発を進めます。

◆ 更生保護事業を支援する

- ・再犯防止の取組においては、保護司や更生保護女性会、更生保護事業主会など民間協力者の果たす役割が極めて重要であることから、富岡甘楽更生保護サポートセンターへの活動支援等を通じて、更生保護事業の一層の推進を図ります。

◆ 生活・就労支援の充実を図る

- ・出所者や保護観察対象者など支援を必要とする人に対し、関係機関と連携して生活基盤の安定と社会復帰を支援します。
- ・ハローワークや協力雇用主などと連携し、就労機会の確保を推進します。

◆ 学校等と連携して修学を支援する

- ・指導上の課題を抱える児童・生徒に対して、県・市教育委員会や高等学校、小・中学校、更生保護機関、団体等と連携し、修学支援を促進します。

◆ 地域ぐるみで犯罪・再犯を防ぐ体制づくりを進める

- ・地域や学校、事業者、警察、消防などと協働し、防犯意識の向上や地域の見守り体制の整備を推進します。
- ・『富岡市再犯防止推進計画』に基づき、再犯リスクのある人の孤立を防ぎ、地域への定着を支援します。

社会福祉協議会の取組

◆ 相談体制を強化する

- ・関係機関・団体と連携し、生活再建に向けた相談体制の強化に努めます。

◆ 関係機関・団体との連携を強化する

- ・ハローワークとの連携を強化し、それぞれの状況に応じた就労支援と就労先の確保を進めます。
- ・就労先の確保に向けて、事業所や協力雇用主などへの働きかけを推進します。

※社会を明るくする運動：国民全体が犯罪防止と更生への理解を深め、安全で明るい地域社会をつくる全国的な活動。

目標3 さまざまなニーズに対応できる 仕組みづくり

(1) 組織・制度を横断した相談体制づくり

【現状と課題】

地域における生活課題は、高齢化や家族形態の変化、経済的困窮、孤独・孤立、障害や疾病などにより、複雑かつ多様化しています。

市民アンケートの「地域福祉を充実させるまちづくり」に関する設問では、多くの人が「困ったときに相談できる体制の充実」を求めており、地域での相談ニーズの高さが明らかになっています。

一方、現行の制度や窓口では対応範囲が限られており、制度の狭間にある世帯や複合的な困難を抱える世帯への支援が十分とはいえません。

こうした状況を踏まえ、行政部局や関係機関、地域活動団体が連携し、誰も取り残さない包括的な相談支援体制の整備が求められています。

また、相談に携わる職員等の専門性の向上と、相談しやすい窓口を市民に周知することも重要な課題です。

【取組の方向性】

- 「断らない・誰も取り残さない相談窓口」を整備し、複雑かつ多様化する生活課題に対応できる体制を構築します。
- 行政の縦割りを越えた連携を強化し、制度の狭間にある問題を把握し、必要な支援につなげます。
- 社協や関係団体と密接に連携し、地域で支える包括的な相談体制を推進します。
- 専門性を持つ職員の配置や育成を進め、相談支援の質を高めながら、誰もが安心して支援につながる環境づくりを進めます。

市民・地域の取組

◆ 市民

- ・困りごとや心配ごとができたとき、ひとりで抱えず相談して解決できるよう「受援力」※1を高めましょう。
- ・周りの人が困っている時は相談にのり、必要な支援や相談機関につなげられるよう心がけましょう。

◆ 地域・団体

- ・住民が気軽に相談できる環境を整え、地域の困りごとを共有しながら解決に取り組むことで、「誰も取り残さない地域づくり」を進めましょう。

市の取組

◆ 「断らない・誰も取り残さない」相談体制を支援する

- ・「重層的支援体制整備事業」に位置づけられる、分野や制度の枠にとらわれず、あらゆる相談を受け止める「断らない・誰も取り残さない」相談体制を構築するため、所管部署や関係機関と連携して適切な支援につなぐ仕組みを推進します。
- ・庁内の関係部署間で横断的な連携を強化し、住民・団体・関係機関からのフィードバックを基に業務プロセスを見直し、相談対応の質の向上を図ります。
- ・社協や関係機関・団体と協働体制を整え、役割分担を明確にしながら、効果的で継続的な相談支援の運用を推進します。

社会福祉協議会の取組

◆ 「断らない・誰も取り残さない」相談体制を支援する

- ・「なんでも福祉相談」※²や「心配ごと相談」※³などの相談機能を充実させ、誰もが相談しやすい環境づくりを進めます。
- ・市や関係機関・団体との連携を強化し、「断らない・誰も取り残さない」相談体制の構築と適切な運用を推進します。
- ・多様な課題の解決に向け、市内の社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、地域づくり協議会などとの協働を進めます。
- ・制度や分野を超えて対応できるよう、高い専門性と対応力を備えた職員の育成を図ります。

※1 受援力 : 困ったときに誰かを頼り助けを求め、その支援を受け入れることができる力。

※2 なんでも福祉相談 : 社会福祉法人による地域貢献事業。どこに相談したらよいかわからないといった市民の生活や福祉に関する困りごとを受け止める窓口。

※3 心配ごと相談 : 日常生活におけるあらゆる心配ごとを受け止める相談窓口。本市では社協で毎月2回設けられている。

(2) 情報提供の強化

【現状と課題】

地域福祉に関する制度やサービスは多様化しており、市民が必要な情報を的確に入手できる環境の整備が重要です。

市民アンケートの「福祉サービスを安心して利用するために必要な取組」に関する設問では、多くの方が「福祉サービスの情報をわかりやすく提供してほしい」と回答しており、情報のわかりやすさや入手のしやすさへのニーズが高いことが明らかになりました。

一方、高齢者や障害のある人からは「必要な情報が得られにくい」との声もあり、従来の広報紙や閲覧板では情報が十分に行き届かず、情報格差が生じています。

このため、福祉サービスに関する情報をわかりやすく、探しやすく提供する体制を強化するとともに、さまざまな媒体を活用した発信体制の整備が求められています。

【取組の方向性】

- 広報紙やホームページ、公式LINE、一斉メール配信などのさまざまな媒体を活用し、相談窓口や福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。
- わかりやすく探しやすい情報の提供に努め、市民が必要とする情報に確実にアクセスできる体制を整備します。
- SNSなどの新たな媒体の活用方法を検討し、幅広い世代に情報が届くよう工夫します。
- 社協や関係団体と連携し、効果的でわかりやすい情報発信を推進します。

市民・地域の取組

◆ 市民

- ・ 広報紙やホームページなどで発信される福祉や地域づくりに関する情報に関心を持ち、家族や身近な人と共有しましょう。

市の取組

◆ 情報の質・量をともに充実させる

- ・ 広報紙やホームページ、公式LINE、一斉メール配信などのさまざまな媒体を活用し、相談窓口や福祉サービスなど、地域福祉に関する情報提供の充実を図ります。
- ・ 地域訪問やイベント参加などのアウトリーチ活動を通じて、市民のもとに出向き、必要な情報を直接届けます。

◆ 情報の見やすさ・わかりやすさを重視する

- ・ 市民がより見やすく、わかりやすく、必要な情報を簡単に探せるよう、情報発信の方法や表現の工夫に努めます。
- ・ SNSなどのさまざまな媒体や手法を活用し、より効果的な情報提供を実現します。

◆ 情報のアクセシビリティを確保する

- ・ デジタル機器の利用に不慣れな方など、すべての市民が地域福祉に関する情報にアクセスできるように、発信方法や媒体の選択に配慮します。
- ・ 音声読み上げ対応や文字サイズの調整、紙媒体での補完など、誰にとっても利用しやすい情報提供を推進します。
- ・ 外国人住民やデジタル機器の利用が難しい方など、さまざまな市民が必要な情報にアクセスできるように、多言語化やわかりやすい表現への工夫を進めます。

社会福祉協議会の取組

◆ 活動や福祉事業の情報提供を充実させる

- ・ 広報紙『とみおか社協だより』やホームページを活用し、社協の活動や福祉事業に関する情報提供を充実させます。
- ・ 市や関係機関・団体との連携・協働により、効果的でわかりやすい情報発信を進めます。
- ・ 『ボランティア活動の手引』を活用したわかりやすい情報提供に努めます。〈再掲〉

(3) さまざまな困難を抱えた人への支援の強化

【現状と課題】

経済的困窮や失業、家庭環境の不安定さ、心身の不調など、複合的な課題を抱える世帯が増加しています。こうした世帯は、支援が必要であるにもかかわらず、適切なサービスにアクセスできていないことも少なくありません。

市民アンケートの「住んでいる地域での心配ごと」に関する設問では、「気軽に集まれる場が少ない」「保健・福祉サービスがわかりにくい」「緊急時や災害時の対応がわからない」など、生活に関する不安が多く挙げられ、地域課題の複雑化・複合化が明らかになっています。

こうした状況の中で、適切な制度や相談先につなげられないケースや、制度の狭間にある世帯、孤立や偏見により支援が届きにくい世帯も存在します。

生活困窮者や子育て世帯への支援は進められているものの、情報不足や相談先の分散により、十分な支援が行き届いていないのが現状です。

今後は、困難を抱える人や家庭を早期に把握し、切れ目のない支援につなげる体制のさらなる強化が求められます。

【取組の方向性】

- 制度の狭間にある人を把握し、関係機関や団体と連携して、適切な支援につなげます。
- 生活困窮世帯に対しては、生活支援・就労支援・子どもの学習生活支援など、世帯の状況に応じた支援を充実させます。
- 自殺予防を含め、困難を抱える人や家庭を早期に把握し、継続的かつ切れ目のない支援体制を充実させます。

市民・地域の取組

◆ 市民

- ・ 困りごとや心配ごとができたときは、ひとりで抱えず相談して解決できるよう「受援力」を高めましょう。＜再掲＞

◆ 地域・団体

- ・ 困りごとや心配ごとなど、さまざまな困難を抱えている人や暮らしにくさを感じている人を地域で見守り、支え合いの行動を広げるとともに、必要に応じて行政や関係機関・団体につなげましょう。

市の取組

◆ 「制度の狭間」への対応を強化する

- ・関係機関・団体と連携し、「断らない・誰も取り残さない」相談体制を充実させ、制度の狭間にある人の早期把握と支援を強化します。
- ・複雑かつ複合的な課題を抱える世帯に対して、情報共有やケース会議などを通じ、効果的で切れ目のない支援を目指します。
- ・外国人住民や社会的に孤立しやすい人、多様な背景をもつ人が安心して相談できるよう、多言語対応ややさしい日本語での相談体制の充実を図ります。

◆ 生活困窮者の自立を支える

- ・生活困窮者など、自立支援を必要とする人やその家族に対して、関係部署や機関・団体との連携を強化し、学習支援や住宅セーフティネット制度^{※1}の活用など、個々の状況に応じた支援につなげます。
- ・生活困窮世帯に対して、子どもの学習支援や生活習慣・成育環境の改善に向けた助言を行い、子どもと保護者の双方への支援を推進します。
- ・ひきこもり状態の人やその家族に対して、自立に向けた相談支援や就労支援、社会参加のきっかけづくりを進めます。

◆ 自殺を防ぐ

- ・『いのち支える富岡市自殺対策行動計画』や『第4次群馬県自殺総合対策行動計画』に基づき、関係機関・団体との連携強化と、地域における支援体制の充実を図ります。
- ・ゲートキーパー^{※2}養成や、地域・学校・職場での啓発活動を推進し、自殺の未然防止に取り組みます。

◆ 虐待を防ぐ

- ・「要保護児童対策地域協議会」を活用し、関係機関・団体との連携・協働を強化することで、児童虐待の防止と、早期発見・保護・支援の迅速な対応を図ります。
- ・高齢者や障害者への虐待を防ぐため、関係部署・関係機関・福祉施設と連携し、虐待の早期発見や通報体制の徹底などを通じて、適切な保護と支援を行います。

◆ 子育て世帯を支援する

- ・『第3期富岡市子ども・子育て支援事業計画』に基づき、個々の子育て世帯を支援するだけでなく、地域全体で子どもを健やかに育む環境づくりを推進します。
- ・子育て家庭の孤立防止や、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- ・経済的困難や養育に困難を抱える家庭に対し、関係機関との連携を強化し支援を充実させます。

社会福祉協議会の取組

◆ 「制度の狭間」への対応を強化する

- ・「制度の狭間」にある人が必要な支援につながるよう、関係機関・団体との連携・協働により、状況やニーズの把握と課題解決に向けた対応の強化を図ります。

◆ 困難を抱える人を支援する

- ・生活困窮などにより安心して日常生活を送ることが難しい人が、適切な支援を受けられるよう、支援体制の整備と救護施設^{※3}等の機能向上を図ります。
- ・生活困窮世帯に対し、子どもの学習支援や生活支援の充実に努めます。
- ・市や関係機関・団体と連携し、虐待・犯罪・自殺などの未然防止と早期把握を進めます。

※1 住宅セーフティネット制度：「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」は、高齢者、障害者、低所得者、子育て世帯、被災者など、住宅の確保に特に配慮を要する人（住宅確保要配慮者）に対し、民間賃貸住宅の供給促進を図り、国民生活の安定と社会福祉の増進を目的とする制度。平成29（2017）年の改正後、①賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者支援、居住支援体制の整備が導入された。さらに、令和7（2025）年10月1日に改正法が施行され、③家賃債務保証や残置物処理等を含むサービス強化、④「居住サポート住宅」の創設、⑤住宅政策と福祉政策を一体的に推進する地域の居住支援体制の強化といった仕組みが新たに加わった。

※2 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

※3 救護施設：身体上または精神上著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする生活保護法に基づく施設。

(4) 権利を擁護するための仕組みの構築 【富岡市成年後見制度利用促進計画】

【現状と課題】

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人は、財産管理や日常生活の中で不利益を被るおそれがあり、地域で安心して暮らし続けるためには権利を守る仕組みの構築が不可欠です。

市民アンケートの「成年後見制度^{※1}の認知度」に関する設問では、「知らない」と回答する人が多数を占め、また、市役所で相談できることについても「知らない」という回答が多く、制度の周知不足と相談体制の認知度の低さが明らかになりました。

このように、必要な人に制度が届きにくい状況があり、相談窓口や支援機関との連携不足により、支援が十分に行き届かない場合も見られます。

今後は、市民への制度理解の促進や支援機関との連携を強化し、誰もが安心して権利を守ることができる地域体制の整備が求められます。

【取組の方向性】

- 成年後見制度の利用促進を図り、支援が必要な人が安心して暮らせる環境を整えます。
- 法律の専門家や関係機関との連携を強化し、相談体制の充実と制度の適切な運用を進めます。
- 中核機関を中心に、関係機関や団体とのネットワークを通じた支援体制を推進します。
- 制度の周知や啓発に取り組み、市民や家族の理解を深め、円滑な制度利用につなげます。
- 社協と連携し、日常生活自立支援事業^{※2}を適切に活用することで、本人の状況に応じた支援につなげます。

市民・地域の取組

◆ 市民

- ・人権に関する学習や啓発の機会を積極的に活用し、正しい理解と尊重の意識を深めましょう。
- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業など、自分や周りの人の権利を守る仕組みに関心を持ち、必要なときに活用できるよう理解を深めましょう。

◆ 地域・団体

- ・DVや虐待などの疑いを感じたときは、ためらわずに関係機関につなぎ、あらゆる暴力や虐待を許さない地域づくりを進めましょう。
- ・人権教育や権利擁護に関する制度の情報を共有し、地域全体で早期発見と深刻化の防止に取り組みましょう。

市の取組

◆ 判断能力が十分でない人の権利を守る

- ・ 認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるよう、『富岡市成年後見制度利用促進計画』を更新し、制度の利用促進を図ります。
- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、周知・啓発を進め、市民の理解を深めます。

◆ 高齢者・障害者の虐待を防ぐ

- ・ 成年後見制度を適切に活用し、後見人などが金銭管理や生活支援を適正に行うことで、虐待や不当な扱いの防止につなげます。

◆ 中核機関の機能を強化する

- ・ 成年後見制度に関する相談対応や関係機関との連携を強化し、見守り活動などを通じて権利擁護が必要な人を早期に把握し、地域全体で支援につなげます。

◆ 周知・啓発を進める

- ・ 制度を利用する人と支える人の双方の視点から理解を促す啓発活動を行い、市民全体の認識向上を図ります。

◆ 相談対応や支援機関への支援を充実させる

- ・ 制度利用の検討段階から利用開始後まで、切れ目のない相談対応と支援を行います。
- ・ 庁内対応の統一に向けてマニュアルを活用し、関係職員の理解促進を図ります。
- ・ 成年後見関連の支援団体に対し、活動継続を支える支援を行います。

◆ 制度を利用しやすくする

- ・ 本人や家族による申立が難しい場合には、市長申立を適切に活用します。
- ・ 申立費用や報酬助成制度の周知を進め、経済的理由による利用困難を軽減します。

◆ 社協との連携を強化する

- ・ 社協が行っている日常生活自立支援事業の利用者について、必要に応じて成年後見制度へ移行できるように、社協と連携して支援を進めます。
- ・ 社協や地域の関係機関と協働し、権利擁護の支援体制の充実を図ります。

◆ 日常生活における自立を支える

- ・ 日常生活自立支援事業の周知・啓発を進め、事業を必要とする人や家族が安心して利用できるよう支援します。

※1 成年後見制度 : 障害などにより判断能力が不十分な人の財産管理や生活・療養に関する事務を、代理人が行う制度。

※2 日常生活自立支援事業 : 認知症高齢者や障害者などで、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らしていけるように福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う事業。

【第5章】計画の推進

1 計画の公表

地域福祉を効果的・効率的に推進するためには、本計画が目指す地域福祉の方向性や施策、活動内容について、市民や関係機関・団体、事業者、市、社協など、計画に関係するすべての人が共通の理解をもつことが重要です。

このため、市のホームページなどを通じ、本計画を公表し、市全体で目指す地域福祉推進の方向性について幅広く周知を図ります。

2 計画の進行管理

市民、関係機関・団体、市及び社協が連携・協働しながら、計画（Plan）に基づく施策や活動内容の確実な実行（Do）、実施状況の把握や基本目標の達成状況の評価（Check）、そしてその結果を踏まえた改善や見直し（Act）を行い、次の実行（Do）につなげるというPDCAサイクルの考え方にに基づき、的確な進行管理を行います。

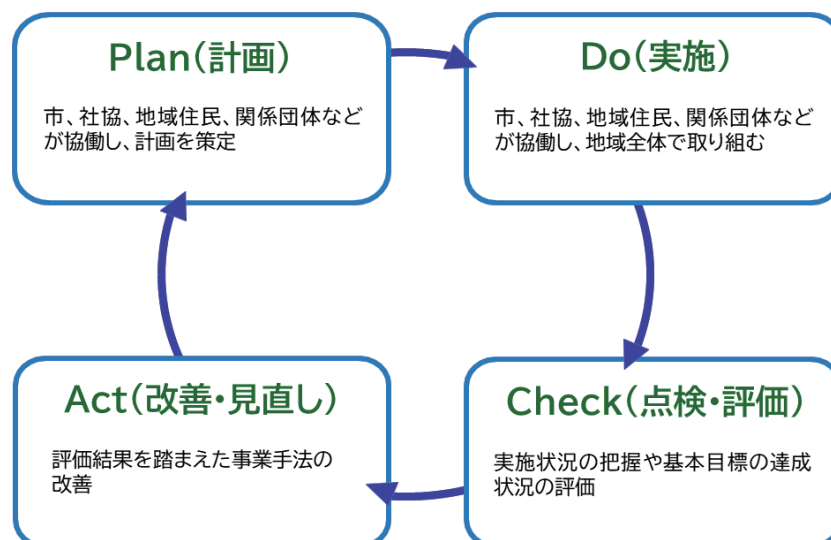
なお、本計画に掲げる地域福祉の推進に関する施策の多くは、数値目標などの定量的な指標のみでは評価が難しい側面があります。

このため、定量的評価と定性的評価の両面から総合的に評価を行います。定量的な評価では、関連する個別計画の進捗管理項目や各種統計データ、市民アンケート調査の結果などを活用します。

一方、定性的な評価では、市民アンケートや団体ヒアリング調査などの結果を踏まえ、取組の質的な成果や地域の変化を把握します。

これらの結果を総合的に検討し、本計画で掲げた基本目標の達成状況を評価します。

【PDCAサイクルによる進行管理】



資料編

1 富岡市地域福祉計画策定委員会要綱

平成27年6月17日告示第70号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、富岡市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、市民の意見を広く反映するため、富岡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関して識見を有する者
- (2) 社会福祉に関する団体の代表者
- (3) 福祉施設の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が特に必要があると認めるときは、書面の持ち回りをもって会議の開催に代えることができる。

(庁内検討委員会)

第7条 第2条に規定する事務に関し専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて委員会に庁内検討委員会を置くことができる。

2 庁内検討委員会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

2 富岡市地域福祉活動計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 地域福祉を総合的に推進することを目的とする第4次富岡市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に当たり、市民の意見を広く反映するため、富岡市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関して識見を有する者
- (2) 社会福祉に関する団体の代表者
- (3) 福祉施設の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他社会福祉協議会長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任される前に招集する会議は、社会福祉協議会長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が特に必要があると認めるときは、書面の持ち回りをもって会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

3 富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員

(敬称略)

区分	団体	委員		備考
		役職	氏名	
(1)地域福祉に 関して識見 を有する者	富岡市区長会	副会長 (区長理事)	吉井 洋二	
	富岡市民生委員児童委員協議会	会長	渡邊 悦男	
	富岡市地域づくり協議会運営委員会	委員長	横尾 繁雄	
	富岡甘楽保護区保護司会	会長	小金澤 秀男	副委員長
(2)社会福祉に 関する団体 の代表者	富岡市保育部会	会長	藤本 静	
	富岡市社会福祉協議会	副会長	小林 清孝	委員長
	富岡市ボランティア連絡協議会	会長	黒澤 正明	
	富岡市身体障害者更生会	会長	今井 恭一郎	
	富岡市手をつなぐ育成会	会長	田中 大輔	
	富岡市シルククラブ連合会	会長	中嶋 秀夫	
(3)福祉施設の 職員	富岡甘楽老人福祉施設連絡協議会		野口 敏宏	
			松倉 洋介	
(4)関係行政機 関の職員	群馬県富岡保健福祉事務所	所長 (企画福祉課長)	植杉 充	
	富岡市福祉事務所	所長	茂木 孝之	

4 第4次富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定の経過

期日		内容
令和 7年	7月4日	第1回 富岡市地域福祉計画策定庁内検討委員会（書面開催）
	7月14日	第1回 富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
	8月1日～ 8月29日	市民アンケート・団体ヒアリング調査
	10月16日	第2回 富岡市地域福祉計画策定庁内検討委員会（書面開催）
	10月23日	第2回 富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
	12月25日～ 1月30日	パブリックコメント
令和 8年	2月3日	第3回 富岡市地域福祉計画策定庁内検討委員会（書面開催）
	2月10日	第3回 富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
	4月1日	公表



第4次
富岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画

富岡市成年後見制度利用促進計画

富岡市再犯防止推進計画

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

発行・編集

富岡市
健康福祉部 福祉課

〒370-2392
群馬県富岡市富岡1460-1

TEL 0274-62-1511
(内線1132/1133)

社会福祉法人
富岡市社会福祉協議会

〒370-2316
群馬県富岡市富岡1439-1
(あい愛プラザ1階)

TEL 0274-70-2232
